

令和 2 年

第 5 回美濃市議会定例会会議録

令和 2 年 1 1 月 3 0 日 開会

令和 2 年 1 2 月 2 1 日 閉会

美 濃 市 議 会

令和2年第5回美濃市議会定例会会議録目次

第 1 号 (11月30日)	ページ
議事日程	1
本日の会議に付した事件	1
出席議員	2
欠席議員	2
説明のため出席した者	2
職務のため出席した事務局職員	2
市長挨拶	3
開会・開議の宣告	5
諸般の報告及び行政諸般の報告	5
会議録署名議員の指名	5
会期の決定	5
議案の上程	5
議案の説明	
議第73号・議第81号(総務部長 瀬瀬敬久君)	6
議第74号・議第76号・議第82号・議第83号・議第84号・議第85号・議第87号 (民生部長(福祉事務所長) 西部芳秀君)	8
議第75号(建設部長 池田健一君)	10
議第77号(美濃病院事務局長 林信一君)	11
議第86号(産業振興部長 永田幸泰君)	11
議案の上程	12
議案の説明	
議第78号・議第79号・議第80号(秘書課長 高橋保雄君)	12
議第88号・議第89号(総務部長 瀬瀬敬久君)	13
休憩	14
再開	14
質疑	14
委員会付託省略(議第78号・議第79号・議第80号・議第88号・議第89号)	15
討論	15
議案の採決	16
議案の上程	17
議案の説明	
請第1号(3番 服部光由君)	17
岐阜県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙	17

休憩	18
再開	18
議案の上程	18
議案の説明	
議第90号（教育次長 井上博司君）	18
議第91号（建設部長 池田健一君）	19
休憩	19
再開	19
質疑	19
委員会付託省略（議第90号・議第91号）	20
討論	20
議案の採決	20
休会期間の決定	20
散会の宣告	20
会議録署名議員	21

第 2 号 （12月14日）

議事日程	23
本日の会議に付した事件	23
出席議員	23
欠席議員	23
説明のため出席した者	24
職務のため出席した事務局職員	24
開議の宣告	25
会議録署名議員の指名	25
議第73号から議第87号まで	25
市政に対する一般質問	25
1 山口育男議員	25
1. 令和3年度予算編成方針について	25
① 現在の財政状況はどのようなか。	
② 新年度予算編成についてはどのようなか。	
2 梅村辰郎議員	30
1. 美濃市の農業振興施策について	30
① 市の農業の現状と課題はどのようなか。	
② 課題への対応策はどのようなものがあるか。	
③ 今後の市の農業振興施策についてどう考えているか。	

2. 市の所有する未利用地の有効活用による自主財源の確保について ……………	33
① 市有地の過去5年間の売却状況及び、現在の未利用地の状況はどのようなか。	
② 今後の未利用地の売却を含む活用方法はどのようなか。	
休憩 ……………	35
再開 ……………	35
3 古田秀文議員 ……………	36
1. 高齢ドライバーの運転免許証自主返納への支援策について ……………	36
① 運転免許証を自主返納した方への「のり愛くん」をはじめ、移動手段確保のための支援策が作れないか。	
2. 高齢ドライバーの安全運転支援と事故防止について ……………	38
① 県内のブレーキとアクセルの踏み間違いによる交通事故の現状はどのようなか。	
② 高齢者ドライバーを対象とした「後付けのペダル踏み間違い急発進等抑制装置」の設置補助を実施できないか。	
3. 特定空き家対策について ……………	41
① 現在美濃市が把握している空き家の状況はどのようなか。	
② 空き家のうち特定空き家と指定した物件はあるのか。無い場合は指定に至らなかった理由はどのようなか。	
③ これまで危険な空き家に対してとってきた対策はどのようなか。	
④ 市民が安心安全に暮らしていくために法律に基づく対応をはじめ様々な手法をとり特定空き家対策を積極的に行っていく状況に来ていると思います。そこで今後の対策はどのようなか。	
休憩 ……………	46
再開 ……………	46
4 永田知子議員 ……………	46
1. コロナ禍における学校活動について ……………	46
① コロナ禍における児童・生徒の活動はどのようなか。	
② 児童・生徒の家庭生活における状況はどのようなか。	
2. 美濃市図書館の運営について ……………	49
① 「緊急事態宣言」以来、公共施設の利用も制限され、今日に至っている。閉鎖が解除されてから今日までの利用状況はどのようなか。	
② 購入図書の見書方法や、市民の要望への対応はどのようなか。	
③ 令和元年度の購入図書数とその分類別購入比率、廃棄図書数、除籍基準はどのようなか。	
④ 市政に関する資料はどのようなものがあるのか。	
⑤ 図書館協議会の開催状況と、協議会ではどんな話し合いがされているのか。	
⑥ 館長以下7名の職員で運営されているが、運営上の支障はないか。	

休憩	55
再開	55
5 須田盛也議員	55
1. 岐阜県森林文化アカデミー及び森林総合教育センター（愛称：morinos）との連携・活用について	55
① 市長はこれらの資源と具体的にどのように連携し、市政にどのように活かそうと考えているか。	
② 「ぎふ木育30年ビジョン」受け、美濃市にできた県内に一つしかない「morinos」との連携・活用について、教育長はどのように考え、学校教育に活かそうとしているか。	
延会	62
会議録署名議員	63

第 3 号 （12月15日）

議事日程	65
本日の会議に付した事件	65
出席議員	65
欠席議員	65
説明のため出席した者	65
職務のため出席した事務局職員	65
開議の宣告	66
会議録署名議員の指名	66
市政に対する一般質問	66
6 古田 豊議員	66
1. コロナ禍の中での美濃市の対応について	66
① 生活困窮者に対して給付金の配布は考えられないか。	
② 第6次総合計画策定の延期はできないか。	
③ コロナ禍による自粛警察問題についての考えはどのようなか。	
2. 美濃インター周辺の開発について	71
① 県道岐阜美濃線の南側の土地区画整理事業を行うべきではないか。	
3. 公共交通の利便性について	74
① 夜間の「のり愛くん」の運行はできないか。	
7 岡部忠敏議員	75
1. 学校における働き方改革について	75
① 市内小中学校での客観的な方法による教員の在校等時間の把握はどのようにし、教員の1日当たりの在校等時間はどのようなか。	

② 美濃市の小中学校の働き方改革を進める具体的な取組みはどのようなか。	
休憩	77
再開	77
8 松嶋哲也議員	77
1. 高速バス高速名古屋線について	78
① 高速名古屋線の利用者数の推移と運行状況はどのようなか。	
② 高速名古屋線の利用者に対する公的補助を拡大できないか。	
③ 高速名古屋線の今後について、市の考えはどのようなか。	
2. 美濃市における公共交通について	81
① 美濃市における公共交通の今後について、市長の考えはどのようなか。	
休会期間の決定	84
散会の宣告	84
会議録署名議員	85

第 4 号 (12月21日)

議事日程	87
本日の会議に付した事件	87
出席議員	87
欠席議員	88
説明のため出席した者	88
職務のため出席した事務局職員	88
開議の宣告	89
会議録署名議員の指名	89
議案の上程	89
委員長報告	
総務産業建設常任委員会委員長 豊澤正信君	89
民生教育常任委員会委員長 永田知子君	90
委員長報告に対する質疑	91
討論	91
議案の採決	94
休憩	96
再開	96
議案の上程	96
議案の説明	
議第92号 (総務部長 額額敬久君)	96
休憩	97

再開	97
質疑	97
委員会付託省略（議第92号）	97
討論	97
議案の採決	97
休憩	98
再開	98
議案の上程	98
議案の説明	
市議第3号（2番 須田盛也君）	98
休憩	99
再開	99
質疑	99
委員会付託省略（市議第3号）	99
討論	99
議案の採決	99
閉会の宣告	100
市長挨拶	100
会議録署名議員	102
総務産業建設常任委員会審査報告書	103
民生教育常任委員会審査報告書	103

美濃市告示第107号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第101条の規定により、令和2年11月30日に令和2年第5回美濃市議会定例会を美濃市議会議事堂に招集する。

令和2年11月20日

美濃市長 武藤 鉄 弘

付議事件名

- 1、令和2年度美濃市一般会計補正予算（第8号）
- 1、令和2年度美濃市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
- 1、令和2年度美濃市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）
- 1、令和2年度美濃市介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 1、令和2年度美濃市病院事業会計補正予算（第3号）
- 1、議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について
- 1、美濃市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 1、美濃市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 1、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律に係る美濃市固定資産税の特例に関する条例の一部を改正する条例について
- 1、美濃市みのりの家ふれあいホーム設置条例を廃止する条例について
- 1、美濃市健康文化交流センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 1、美濃市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 1、美濃市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 1、美濃市観光ふれあい広場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 1、公の施設の指定管理者の指定について
- 1、工事請負契約の変更契約締結について
- 1、工事請負契約の変更契約締結について

令和 2 年 11 月 30 日

令和 2 年第 5 回美濃市議会定例会会議録（第 1 号）

議 事 日 程 (第 1 号)

令和 2 年 11 月 30 日 (月曜日) 午前 10 時開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 議第 73 号 令和 2 年度美濃市一般会計補正予算 (第 8 号)
- 第 4 議第 74 号 令和 2 年度美濃市国民健康保険特別会計補正予算 (第 3 号)
- 第 5 議第 75 号 令和 2 年度美濃市農業集落排水事業特別会計補正予算 (第 2 号)
- 第 6 議第 76 号 令和 2 年度美濃市介護保険特別会計補正予算 (第 3 号)
- 第 7 議第 77 号 令和 2 年度美濃市病院事業会計補正予算 (第 3 号)
- 第 8 議第 78 号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例
について
- 第 9 議第 79 号 美濃市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 第 10 議第 80 号 美濃市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 第 11 議第 81 号 地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律に
係る美濃市固定資産税の特例に関する条例の一部を改正する条例について
- 第 12 議第 82 号 美濃市みのりの家ふれあいホーム設置条例を廃止する条例について
- 第 13 議第 83 号 美濃市健康文化交流センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正す
る条例について
- 第 14 議第 84 号 美濃市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 第 15 議第 85 号 美濃市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条
例の一部を改正する条例について
- 第 16 議第 86 号 美濃市観光ふれあい広場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条
例について
- 第 17 議第 87 号 公の施設の指定管理者の指定について
- 第 18 議第 88 号 工事請負契約の変更契約締結について
- 第 19 議第 89 号 工事請負契約の変更契約締結について
- 第 20 請第 1 号 日本政府に核兵器禁止条約の署名・批准を求める意見書採択についての請
願
- 第 21 岐阜県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙

本日の会議に付した事件

第 1 から第 21 までの各事件

(追加日程)

議第 90 号 財産の取得について

議第 91 号 市道路線の認定について

出席議員（13名）

1 番	松 嶋 哲 也 君	2 番	須 田 盛 也 君
3 番	服 部 光 由 君	4 番	豊 澤 正 信 君
5 番	梅 村 辰 郎 君	6 番	永 田 知 子 君
7 番	古 田 秀 文 君	8 番	岡 部 忠 敏 君
9 番	辻 文 男 君	10 番	古 田 豊 君
11 番	太 田 照 彦 君	12 番	山 口 育 男 君
13 番	佐 藤 好 夫 君		

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

市 長	武 藤 鉄 弘 君	副 市 長	堀 部 勉 君
教 育 長	樋 口 宜 直 君	総 務 部 長	瀬 瀬 敬 久 君
民 生 部 長 (福祉事務所長)	西 部 芳 秀 君	産 業 振 興 部 長	永 田 幸 泰 君
建 設 部 長	池 田 健 一 君	会 計 管 理 者	篠 田 博 史 君
教 育 次 長	井 上 博 司 君	美 濃 病 院 事 務 局 長	林 信 一 君
民 生 部 参 事	辻 幸 子 君	参 事 兼 都 市 整 備 課 長	島 田 勝 美 君
総 務 課 長・ 選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局 長	村 井 和 仁 君	秘 書 課 長	高 橋 保 雄 君

職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	澤 村 浩	議会事務局次長	辻 美 鶴
議会事務局 議事調査係長	平 田 純 也		

○議長（辻 文男君） 皆さん、おはようございます。

本日は、令和2年第5回美濃市議会定例会が招集されましたところ、御参集いただきまして誠にありがとうございます。

今期定例会は、美濃和紙の日にちなみ、「美濃和紙議会」と銘打ち開催いたします。どうか慎重に審議を賜りますとともに、円滑な議事進行に皆様方の御理解、御協力をお願いいたします。

新型コロナウイルス感染症対策のため、議席及び執行部席を移動して間隔を広げて着席し、議場内の換気のため一部の扉を開放しています。また、議場内でのマスク着用をお願いいたします。

本定例会より議長席、演壇及び質問席にアクリル板を設置いたしました。アクリル板の前では、マスクを外して発言することを認めます。

なお、感染防止のため、発言者ごとに職員が演壇及び質問席の拭き取り消毒を行いますので、御承知をお願いいたします。

これより、私もマスクを外して議事を進行いたします。

市長挨拶

○議長（辻 文男君） 開会に先立ちまして、市長の挨拶があります。

市長 武藤鉄弘君。

○市長（武藤鉄弘君） 皆さん、おはようございます。

今日は議場に美濃和紙で作った花々が飾られておりまして、これから冬を迎えるんですけれども、何となく春かなあと、こんな思いのする議場でございます。

また、今年に入りましてからコロナ関係で、議会のこれで5回目となりますけれども、毎回毎回感染症対策が進んでおりまして、今アクリル板が設置されました。

実はこうやって立っていますと反射をして非常に見にくいなど、こんなふうなことでありまして、少ししゃべりづらいかなと、こんな思いでありますけれども、よろしく願いしたいと思っています。

本日は、令和2年第5回美濃市議会定例会をお願いいたしましたところ、議員各位には御出席を賜り、誠にありがとうございます。また、日頃より市政進展のため、議員活動に御尽力をされていると、このことに対しまして、敬意と感謝を申し上げたいと思います。

まず初めに、お断りをしたいと思います。

このたび市職員が新型コロナウイルス感染症に感染し、一部の窓口業務に支障を来しました。市民の皆様には大変御迷惑をおかけしました。誠に申し訳ございませんでした。この場をお借りしましておわびを申し上げます。

感染判明後は直ちに1階を閉鎖、消毒作業を実施し、防災無線、あんしんメールで市民に周知するとともに、業務については防災コミュニティセンターに臨時窓口を設置し、市民生活に必要な窓口業務を行ったところであります。あわせて、関係職員のPCR検査を行

いましたが、おかげさまで全員が陰性ということで安堵をしたところでございます。現在は通常どおり業務を開始しております。

新型コロナウイルス感染症対策本部員会議並びに部長会議を開催し、全職員に対し、いま一度感染対策や自己健康管理、責任を持った行動について徹底するよう指示をしたところでございます。

さて、早いもので今年も残すところあと1か月となりました。晩秋から初冬を迎え、間もなく本格的な冬を迎えようとしているところであります。

昨年、中国で発生した新型コロナウイルスは瞬く間に全世界に広がり、人類を震撼させました。その猛威は日本でも広がり、4月には第1波、7月には第2波が襲い、一旦終息に向かったかのように思いましたが、この寒い時期を迎え、飲食を介しての感染や家族内での感染、クラスターの発生が顕著となり、第3波の到来が本格的になってまいりました。

このような状況を受け、東海3県の知事は共同緊急メッセージを出し、家庭内にウイルスを持ち込まないよう基本的な感染防止対策の継続徹底、会食の機会が多い年末年始を控え、感染リスクを下げながら会食を楽しむ工夫の徹底、体調不良を感じたら全ての行動をストップして医療機関に相談、受診すること、クリスマスなど季節行事における基本的な感染防止対策の徹底などが盛り込まれました。

市におきましても、12月の広報とともに、感染リスクが高まる5つの場面と、感染リスクを下げながら会食を楽しむ工夫をイラスト入りで紹介し、年末年始に向けて、一層の注意を喚起するチラシを全世帯に配付することとしています。これを御家庭の目の届くところに貼っていただき、市民一人一人がいま一度気を引き締め、感染防止に努めていただきますようお願いをすることでございます。議員の皆様にもこの御趣旨を御理解いただき、感染防止対策の啓発に御協力をお願い申し上げます。

この1年間は、新型コロナウイルス感染症に奔走されたものでした。東京オリンピック・パラリンピックは来年へ延期となり、入賞者に贈られる美濃手すき和紙の表彰状もお披露目が延びています。また、美濃まつりをはじめ、産業祭や健康フェアなど、市の主要事業が中止、あるいは縮小などを余儀なくされ、市民の皆様には大変御迷惑をおかけしたと思います。

一方で、明るいニュースもありました。古民家ホテルの第2弾である須田万右衛門邸をリニューアルした「NIPPONIA美濃商家町YAMASITI棟」のオープン、道の駅美濃にわか茶屋の隣接地には、マリオットホテルがオープンするなど滞在型観光への幕開けの年ともなりました。

さらには、健康文化交流センター、（仮称）市民わくわくふれあいセンターの建設も順調に進みまして、11月上旬には保健センターが入所し、業務を開始しております。今後は旧保健センターの取壊しや外構の仕上げなどを行い、来年3月下旬には竣工できる予定となっております。全ての工事が終了するまで、いましばらくお待ちいただきたいと存じます。

また、大矢田トンネルの貫通、県道岐阜美濃線4車線化の工事も順調に進んでおり、事業が一步ずつ着実に見える形で進んでおることも明るいニュースと捉えております。

さて、今定例会に審議をお願いいたします案件は、補正予算が5件、条例改正が8件、条例廃止が1件、その他の3件、合計17件でございます。慎重に御審議を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

開会・開議の宣告

○議長（辻 文男君） ただいまから令和2年第5回美濃市議会定例会を開会し、本日の会議を開きます。

開会 午前10時10分

諸般の報告及び行政諸般の報告

○議長（辻 文男君） 諸般の報告及び行政諸般の報告をいたします。

報告の内容につきましては、お手元に配付してありますので、御承知をお願いいたします。

また、市長から報第9号、地方自治法第180条第2項の規定による専決処分の報告がありましたので御承知をお願いいたします。

○議長（辻 文男君） 本日の日程は、さきに御通知申し上げたとおり定めました。

第1 会議録署名議員の指名

○議長（辻 文男君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、7番 古田秀文君、8番 岡部忠敏君の両名を指名いたします。

第2 会期の決定

○議長（辻 文男君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。この定例会の会期は、本日から12月21日までの22日間といたしたいと思っております。これに御異議はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（辻 文男君） 御異議がないものと認めます。よって、この定例会の会期は本日から12月21日までの22日間と決定いたしました。

第3 議第73号から第7 議第77号まで及び第11 議第81号から第17 議第87号まで (提案説明)

○議長（辻 文男君） 日程第3、議第73号から日程第7、議第77号まで及び日程第11、議第81号から日程第17、議第87号までの12案件について、日程の順序を一部変更し、一括して議題といたします。

職員の朗読を省略し、提出者の説明を求めます。

最初に、議第73号、議第81号の2案件につきまして、総務部長 額額敬久君。

○総務部長（額額敬久君） 皆さん、おはようございます。

それでは、議第73号 令和2年度美濃市一般会計補正予算（第8号）について御説明を申し上げます。

今回の補正につきましては、人件費の整理、各種事業の推進に当たり当面する課題に対応するため、所要の補正をお願いするものでございます。

赤スタンプ1の議案集2ページをお開きください。

第1条は、予算の総額に歳入歳出それぞれ1,598万4,000円を増額し、補正後の予算の総額を140億3,785万7,000円とするものでございます。

補正をいたします款項の区分、補正額、補正後の予算額は、3ページから5ページの「第1表 歳入歳出予算補正」のとおりでございます。

第2条は、債務負担行為の補正で、「第2表 債務負担行為補正」によるものでございます。

それでは、補正の内容につきまして御説明いたしますので、6ページをお開きください。

第2表の債務負担行為補正につきましては、公用車運行管理等業務委託、広報みの発行事業、健康文化交流センター指定管理者委託、和紙の里会館業務委託、学校用務員業務委託、給食調理等業務委託を追加するもので、期間、限度額を定めております。

次に、8ページをお開きください。

歳入歳出補正予算事項別明細書の総括の歳出の表により、歳入も併せて御説明を申し上げます。

議会費は227万円を減額し、1億3,070万円とするものです。内訳は、旅費、負担金の減額で、財源は一般財源でございます。

2款 総務費は1,243万2,000円を増額し、32億498万7,000円とするものです。内訳は、人件費の増額、事業中止に伴う負担金等の減額のほか、長良川鉄道運営補助経費959万1,000円、バス事業者経営対策補助経費140万円の増額などがございます。財源は、市町村振興協会研修助成経費等その他財源18万円を減額し、一般財源を1,261万2,000円増額するものでございます。

3款 民生費は902万1,000円を増額し、32億2,098万2,000円とするものです。内訳は、人件費の増額のほか、介護保険特別会計繰出金163万6,000円、国民健康保険特別会計繰出金55万1,000円、保育所等感染症緊急包括支援事業450万円の増額などがございます。財源は、国県支出金450万円、その他財源38万円、一般財源414万1,000円をそれぞれ増額するものでございます。

4款 衛生費は22万7,000円を増額し、8億8,632万3,000円とするものです。内訳は、人件費の増で、財源は全て一般財源を増額するものでございます。

5款 労働費は1,688万4,000円を増額し、3,684万4,000円とするものです。内訳は、雇用

安定支援事業補助経費で、財源は国県支出金でございます。

6款 農林水産業費は25万2,000円を増額し、4億638万7,000円とするものでございます。内訳は、人件費の増額と農業集落排水事業特別会計繰出金79万8,000円、高性能林業機械導入事業補助経費20万3,000円を増額などで、財源はその他財源11万9,000円、一般財源13万3,000円を増額するものでございます。

7款 商工費は1,622万3,000円を減額し、6億1,762万7,000円とするものです。内訳は、飲食店感染症対策支援事業終了に伴う不用額910万円、美濃まつり中止等に伴う観光事務経費417万2,000円、里川観光整備事業未実施による500万円をそれぞれ減額するほか、観光キャンペーン推進事業として、観光協会事業委託料300万円の増額などで、財源は国県支出金247万2,000円、一般財源1,375万1,000円をそれぞれ減額するものでございます。

8款 土木費は181万2,000円を増額し、29億6,297万7,000円とするものでございます。内訳は、人件費の増額と生楯土地区画整理組合補助経費110万円の増額で、財源は全て一般財源でございます。

9款 消防費は108万9,000円を増額し、4億8,829万7,000円とするもので、内訳は、人件費の増で、財源は全て一般財源でございます。

10款 教育費は724万円を減額し、13億6,758万3,000円とするものです。内訳は、人件費の増額のほか、事業中止による土幌町フレンドシップ交流事業補助経費1,178万円の減額、各小学校・中学校への日帰り修学旅行事業補助金として、それぞれ74万円、52万円の増額、事業延期に伴う全国重要無形文化財美濃大会開催経費200万円の減額、学校給食センター施設管理経費378万4,000円を増額などでございます。財源は、国県支出金126万円の増額と、その他財源170万円、一般財源680万円を減額するものでございます。

以上、今回の補正総額は1,598万4,000円を増額で、財源は、国県支出金2,017万2,000円を増額し、その他財源138万1,000円と一般財源280万7,000円を減額するものでございます。

9ページ以降につきましては説明を省略させていただきます。以上で議第73号の説明を終わります。

続きまして、議第81号 地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律に係る美濃市固定資産税の特例に関する条例の一部を改正する条例について御説明をいたします。

赤スタンプ1、議案集65ページ、赤スタンプ2、議案説明資料の8ページをお開きください。65ページと8ページでございます。

改正の趣旨といたしましては、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第25条の地方公共団体等を定める省令の改正に準じ所要の改正を行うもので、改正内容は、第1条で引用する省令の題名が改正されたことに伴い、改めるものでございます。

附則では、施行期日を公布の日からと定めるものでございます。

以上で議第73号、議第81号の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いを申し上げます。

ます。

○議長（辻 文男君） 次に、議第74号、議第76号、議第82号、議第83号、議第84号、議第85号、議第87号の7案件について、民生部長 西部芳秀君。

○民生部長（福祉事務所長）（西部芳秀君） 皆さん、おはようございます。

それでは、初めに、議第74号 令和2年度美濃市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について御説明いたします。

赤スタンプ1番、議案集26ページを御覧ください。

第1条は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ55万1,000円を増額し、補正後の総額をそれぞれ26億630万9,000円とするもので、補正をいたします款項の区分、補正額、補正後の予算額は、27ページの「第1表 歳入歳出予算補正」のとおりでございます。

第2条は、債務負担行為の補正で、「第2表 債務負担行為」によるものでございます。28ページを御覧ください。

債務負担行為の補正は、国民健康保険診療報酬明細書点検業務委託を追加し、その期間及び限度額を定めております。

次に、補正の内容について御説明いたします。

29ページを御覧ください。

歳入歳出補正予算事項別明細書の総括の歳出の表により、歳入も併せて御説明いたします。

歳出の1款 総務費は、人件費等55万1,000円を増額するもので、財源内訳は、一般会計繰入金でございます。

30ページ以降の説明は省略いたしまして、議第74号の説明を終わります。

次に、議第76号 令和2年度美濃市介護保険特別会計補正予算（第3号）について御説明いたします。

赤スタンプ1番、議案集40ページを御覧ください。

第1条は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,038万6,000円を増額し、補正後の総額をそれぞれ22億471万9,000円とするものでございます。

補正をいたします款項の区分、補正額、補正後の予算額は、41ページ、42ページの「第1表 歳入歳出予算補正」のとおりでございます。

43ページを御覧ください。

歳入歳出補正予算事項別明細書の総括の歳出により、歳入も併せて御説明いたします。

歳出の1款 総務費は、人件費等38万6,000円を増額するもので、財源内訳は、その他一般財源からの繰入金です。

歳出の2款 保険給付費は、介護予防サービス等給付費、高額介護給付費等1,000万円を増額するもので、財源内訳は、保険料262万9,000円、国県支出金342万1,000円、支払基金交付金270万円、その他一般会計からの繰入金125万円でございます。

44ページ以降の説明は省略いたしまして、議第76号の説明を終わります。

次に、議第82号 美濃市みのりの家ふれあいホーム設置条例を廃止する条例について御説

明いたします。

赤スタンプ1番、議案集の66ページと赤スタンプ2番、議案説明資料の10ページを御覧ください。

この施設は、地域で生活する心身に障がいのある方が自立した日常生活を送るため、週1回買物や調理などの生活訓練を行い、自立を図るという目的のため設置されました。利用者の減少や建物の老朽化等により今後の活動が難しく、地域生活支援事業等の代替サービスの利用が可能であることから当該施設を廃止するもので、美濃市みよりの家ふれあいホーム設置条例を廃止する条例を定めるものです。

附則で、施行期日を令和3年4月1日からと定めています。

これで議第82号の説明を終わります。

次に、議第83号 美濃市健康文化交流センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

赤スタンプ1番、議案集の67ページと赤スタンプ2番、議案説明資料の11ページを御覧ください。

改正の趣旨につきましては、美濃市健康文化交流センター駐車場の利用について、受益者負担の適正化を図るとともに、駐車場の管理を指定管理者に行わせるため所要の改正を行うものでございます。

主な改正内容は、第7条第1項中、健康文化交流センターを構成する施設に駐車場を加えるものです。また、利用時間及び利用料金は、入庫は午前7時から午後10時までとし、出庫は24時間可能で、料金は1台につき最初の30分は無料、以後2時間を経過するごとに100円を加算し、上限を500円にするものです。

また、第19条では、駐車場を利用できる車両を規定するとともに、引火性の物品など、施設や人体に危険を及ぼすおそれのあるものを積載している車両の利用を拒否できる規定を設け、第20条では、駐車場の供用の休止について新たに規定するものでございます。

附則では、この条例の施行期日を令和3年4月1日と定めています。

これで議第83号の説明を終わります。

次に、議第84号 美濃市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

赤スタンプ1番、議案集の70ページと赤スタンプ2番、議案説明資料の15ページを御覧ください。

改正の趣旨につきましては、地方税法施行令の一部を改正する政令が令和2年9月4日に公布されたことに伴い、所要の改正を行うものです。

主な改正内容は、個人所得課税の見直しに伴う保険税軽減判定基準の見直しであり、被保険者均等割額及び世帯別平等割額を軽減する判定所得基準について、基礎控除額相当分の基準額を33万円から43万円に広げるものでございます。また、軽減判定基準の見直しに併せ加算する額の算定方法を新たに規定し、給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じた

額とするものに改めるものでございます。

附則では、この条例の施行期日を令和3年1月1日と定めています。

これで議第84号の説明を終わります。

次に、議第85号 美濃市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

赤スタンプ1番、議案集の72ページと赤スタンプ2番、議案説明資料の19ページをお開きください。

改正の趣旨につきましては、指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準の改正が令和2年6月5日に公布されたことに伴い、事業所の管理者要件を見直すとともに、人材確保に関する状況等も考慮し、管理者を主任介護支援専門員とする要件の適用を猶予する経過措置期間の延長を行うものでございます。

主な改正内容は、第6条第2項の管理者について、支援専門員の確保が著しく困難である等やむを得ない理由がある場合には、管理者を主任介護支援専門員とするものでございます。

また、附則第2項及び第3項において、令和3年3月31日時点で主任介護支援専門員でない者が管理者である場合に限り、管理者を主任介護支援専門員とする要件の適用を令和9年3月31日まで猶予するものでございます。

この条例の施行期日は、第6条、管理者の要件の見直しについては令和3年4月1日、附則の管理者要件の適用の猶予期間の延長については、公布の日からと定めています。

これで議第85号の説明を終わります。

最後に、議第87号の公の施設の指定管理者の指定について御説明いたします。

赤スタンプ1番、議案集の76ページをお開きください。

令和3年4月から運用を開始いたします美濃市健康文化交流センターの指定管理者について、地方自治法第244条の2第3項及び第6項の規定により議会の議決が必要であるため、規定に基づき指定管理者を指定するものでございます。

美濃市健康文化交流センターの指定管理者として、株式会社技研サービスを指定し、期間は、令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5年間とするものでございます。

以上で民生部に関する議案説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（辻 文男君） 次に、議第75号について、建設部長 池田健一君。

○建設部長（池田健一君） 皆さん、おはようございます。

議第75号 令和2年度美濃市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）について御説明申し上げます。

赤スタンプ1、議案集の34ページをお開きください。

今回補正をお願いいたします内容は、職員給与費等の調整による増額でございます。

第1条は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ79万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億2,964万7,000円とするものでございます。

また、補正の款項の区分及び区分ごとの金額並びに補正後の金額は、次のページの「第1

表「歳入歳出予算補正」のとおりでございます。

36ページをお開きください。

歳入歳出補正予算事項別明細書の1. 総括の歳出によりまして、歳入も併せて御説明申し上げます。

歳出の第1款 農業集落排水事業費は、補正前の額に79万8,000円を増額し、補正後の額を1億1,287万6,000円とするものであり、その補正額の財源は、一般会計からの繰入金79万8,000円でございます。

なお、37ページ以降の説明は省略させていただき、議第75号の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（辻 文男君） 次に、議第77号について、美濃病院事務局長 林信一君。

○美濃病院事務局長（林 信一君） 皆さん、おはようございます。

それでは、議第77号 令和2年度美濃市病院事業会計補正予算（第3号）について御説明申し上げます。

赤スタンプ1、議案集の50、51ページをお開きください。

それでは、予算書に従い御説明申し上げます。

第1条は、総則でございます。

第2条は、予算第3条に定めました収益的収入及び支出の予定額を補正するものでございます。

初めに、収入の第1款 病院事業収益の既決予定額に3,070万円増額し、補正後の額を26億8,793万5,000円とするもので、これは第2項 医業外収益で新型コロナウイルス対策のための院内感染防止対策補助金でございます。

次に、支出の第1款 病院事業費用の既決予定額に4,356万1,000円を追加し、補正後の額を28億4,783万7,000円とするものでございます。

この主な内容につきまして、52ページを御覧ください。

支出の第1項 医業費用で、職員及びパート職員の増や給与改定などに伴い、給与費を1,888万1,000円増額するほか、内科医師の派遣業務及びオンライン資格確認やAI問診システム導入のための委託費など経費を2,071万1,000円、また職員の異動及び給与改定などに伴い、訪問看護ステーション費を396万9,000円、それぞれ増額するものでございます。

51ページに戻りまして、第3条は、予算第7条に定めております職員給与費に変更が生じることから、既決予定額に2,285万円を追加し、13億9,586万8,000円とするものでございます。

53ページ以降の説明を省略させていただきまして、議第77号の説明といたします。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（辻 文男君） 次に、議第86号について、産業振興部長 永田幸泰君。

○産業振興部長（永田幸泰君） おはようございます。

それでは、議第86号 美濃市観光ふれあい広場の設置及び管理に関する条例の一部を改正

する条例についてを御説明いたします。

赤スタンプ1の議案集の74ページ、75ページ、併せて赤スタンプ2の議案説明資料21ページから23ページを御覧ください。74ページと21ページでございます。

今回の改正は、美濃市健康文化交流センターの開設に伴い、一体的な利用が見込まれる観光ふれあい広場の駐車場利用に関する使用料を規定するため所要の改正を行うものです。

改正内容については、第6条第2項として、広場を駐車場として利用する者は、別表第2に定める使用料を自動車の出庫の際に納付しなければならないとする規定を追加し、別表第2として、使用料について入庫から翌日7時までの間は、30分以内は無料、30分を超え以後2時間ごとに100円、上限を500円とし、翌日午前7時を超える場合は、前日までの金額に午前7時から起算して翌日午前7時までの時間ごとに同様に加算するものとし、備考欄におきまして、入庫の時刻を午前7時から午後10時まで、出庫は24時間と規定するもので、これは美濃市健康文化交流センター駐車場の利用規程と同一の内容とするものでございます。

そのほか字句の整理、また附則で施行日を令和3年4月1日と定めております。

以上で議第86号についての説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（辻 文男君） 以上で12案件の説明は終わりました。

第8 議第78号から第10 議第80号まで及び第18 議第88号並びに第19 議第89号（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（辻 文男君） 日程第8、議第78号から日程第10、議第80号まで及び日程第18、議第88号、日程第19、議第89号の5案件について、日程の順序を一部変更し、一括して議題いたします。

職員の朗読を省略し、提出者の説明を求めます。

最初に、議第78号、議第79号、議第80号の3案件について、秘書課長 高橋保雄君。

○秘書課長（高橋保雄君） 皆さん、おはようございます。

それでは、議第78号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

赤スタンプ1、議案集の61ページをお開きください。あわせて、赤スタンプ2、議案説明資料の1ページ、2ページを御参照ください。

今回の改正は、令和2年10月7日付人事院勧告により、国家公務員の一般職の職員の給与に関する法律の改正がされることを踏まえ、改正を行うものでございます。

内容としましては、期末手当の支給月数を0.05月分引き下げるものでございます。

令和2年度につきましては、12月支給分で調整し、現行の「2.225月」を「2.175月」に引き下げます。令和3年度以降については、6月、12月とも2.20月とするものです。

附則では、施行期日について規定しております。

以上で議第78号の説明を終わります。

続きまして、議第79号 美濃市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例に

ついて御説明申し上げます。

赤スタンプ1、議案書の62ページをお開きください。あわせて、赤スタンプ2、議案説明資料の3ページ、4ページを御参照ください。

提案理由及び内容につきましては、議第78号と同様ですので省略させていただきます。

附則では、施行期日について規定しております。

以上で議第79号の説明を終わります。

続きまして、議第80号 美濃市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

赤スタンプ1、議案書の63ページから64ページとなります。あわせて、赤スタンプ2、議案説明資料の5ページから7ページを御参照ください。

提案理由につきましては、議第78号、議第79号と同様ですので省略させていただきます。

主な改正内容は、期末・勤勉手当のうち期末手当について、支給月数を0.05月引き下げるものでございます。改正条例は2条から成っております。

第1条では、期末手当の支給を12月に0.05月引き下げ、第2条では、6月、12月にそれぞれ0.025月引き下げ、合わせて0.05月分引き下げる改正となっております。

附則の1条は、施行期日を規定するもので、改正条例1条の規定につきましては、令和2年12月1日から施行することとしており、改正条例2条の規定は、令和3年4月1日から施行することとしております。

附則の2条及び3条につきましては、美濃市職員の給与に関する条例の改正に伴い、美濃市フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例の一部の改正を行うものでございます。

以上で議第78号、議第79号及び議第80号について説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（辻 文男君） 次に、議第88号、議第89号の2案件について、総務部長 瀨瀨敬久君。

○総務部長（瀨瀨敬久君） それでは、議第88号 工事請負契約の変更契約締結について御説明を申し上げます。

赤スタンプ1番、議案書の77ページをお開きください。

令和元年第2回美濃市議会定例会において議決を得ました（仮称）市民わくわくふれあいセンター建設工事に伴う主体工事請負契約について、変更契約の締結が必要となりましたので、11月20日付で青協・西村特定建設工事共同企業体と仮変更契約を締結いたしました。

つきましては、美濃市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、この変更契約の締結について議会の議決を求めるものでございます。

それでは、変更契約の内容につきまして御説明をさせていただきます。

変更契約の内容につきましては、変更前契約金額9億8,318万円を11億1,097万9,100円と1億2,779万9,100円増額するものでございます。

契約の相手方は、青協・西村特定建設工事共同企業体で、代表構成員は、関市倉知3204番地の4、青協建設株式会社、代表取締役社長 各務剛児、構成員は、美濃市片知2716番地、

株式会社西村工建、代表取締役 加藤公由でございます。

続きまして、議第89号 工事請負契約の変更契約締結について御説明を申し上げますので、議案集78ページを御覧ください。

本議案につきましても、令和元年第2回美濃市議会定例会において議決を得ました、(仮称)市民わくわくふれあいセンター建設工事に伴う電気設備工事請負契約について、変更契約の締結が必要となりましたので、11月20日付でサンテック・小川電気商会特定建設工事共同企業体と仮変更契約を締結いたしました。

つきましては、美濃市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、この変更契約の締結について議会の議決を求めるものでございます。

変更契約の内容につきましては、変更前契約金額2億5,652万円を2億7,430万8,100円と1,778万8,100円増額するものでございます。

契約の相手方は、サンテック・小川電気商会特定建設工事共同企業体で、代表構成員は、郡上市白鳥町白鳥1056番地1、サンテック株式会社、代表取締役 山口里美、構成員は、美濃市曾代498番地1、有限会社小川電気商会、代表取締役 小川素弘でございます。

以上で議第88号、議第89号の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いを申し上げます。

○議長(辻 文男君) 以上で説明は終わりました。

なお、本議案の質疑及び討論の通告は、休憩中に事務局へ御提出ください。

これより10分間休憩いたします。

休憩 午前10時57分

再開 午前11時14分

○議長(辻 文男君) ただいまから休憩前に引き続き会議を開きます。

これより質疑を行います。

質疑の通告がありますので、これを許します。

6番 永田知子君。

○6番(永田知子君) 質疑を行います。

先ほど御説明がありました議第88号、議第89号についての工事請負契約の変更契約締結についてに質疑を行います。

この2点、それぞれが増額されているその主な内容は、ある程度建設に関することですから想像はつくんですけども、やはり最初の変更前の契約金額と、それから、その後の契約があまりにも額の差が大きいというところで、一体ここでその主な契約内容について、もう少し詳細をこの2点について教えていただきたい、これが質疑であります。よろしくお願います。

○議長(辻 文男君) ただいまの質疑につきまして、総務部長 瀨瀬敬久君。

○総務部長(瀨瀬敬久君) ただいまの御質疑についてお答えをいたします。

まず最初、議第88号の工事請負契約の変更契約内容の主なものについて御説明をさせていただきます。

まず1点目、地中工作物撤去工事に約7,000万円の増額でございます。そして、ゲート式駐車場管理機器の設置工事といたしまして2,100万円、東側階段スロープ新設工事に850万円の増額となっております。

主なものとしましては、以上でございます。

続きまして、議第89号の工事請負契約の変更契約締結につきます主なものといたしましては、庁内LANの配線工事に230万円、電気錠空間センサーの追加といたしまして200万円、ホール音響設備難聴者用の設備等の追加といたしまして1,200万円、以上の金額を追加してございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

〔6番議員挙手〕

○議長（辻 文男君） 6番 永田知子君。

○6番（永田知子君） 主な内容ということで、詳細には至りませんが、大きな増額に対する内容については知ることができましたので、これで質疑を終わります。

○議長（辻 文男君） 通告による質疑は終了しました。

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（辻 文男君） ほかに質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題の5案件につきましては、委員会付託を省略いたしたいと思えます。これに御異議はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（辻 文男君） 御異議がないものと認めます。よって、ただいま議題の5案件については、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論を行います。

討論の通告がありますので、これを許します。

3番 服部光由君。

○3番（服部光由君） 皆さん、こんにちは。

私は、日本共産党美濃市議として第5回定例会に提出された議案のうち、議第80号の美濃市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について反対であります。

提案は、市職員の本年度12月期末手当を0.05か月減額、来年度以降も年間で0.05か月減額するものです。

そもそも日本の労働者の平均賃金は世界的に見ても極めて低く、2018年にはありますが、OECDの調査によると日本人労働者の平均賃金は4万573ドル、米国が6万3,093ドル、ドイツが4万9,813ドル、オーストラリア5万3,349ドルとなっております。あまりにも日本の労

働者の平均賃金は低いということがお分かりになると思います。

さらに日本では、過労死、派遣労働者の失業など、今、極めて厳しい労働環境にあります。国内の労働環境の改善を優先させることが、今最も重要なことだと思っております。従来から公務員の労働者の給料や労働条件の水準が民間の数字を引き上げる役割を果たしてきたことは事実であり、それに逆行するこの提案には反対です。

また、新型コロナの第3波とも言われる状況の中で、市民生活を守る第一線で働く医療関係者をはじめ、市の職員の頑張りがさらに求められているこの時期に、エールを送るのではなく期末手当の減額を提示することなど到底賛成できません。よって、議第80号の条例提案には反対いたします。

なお、議第78号の議員報酬などの減額及び議第79号の特別職の減額は、経済に与える影響も軽微であり、市民感情も考慮して賛成するものです。以上です。

○議長（辻 文男君） 通告による討論は終了いたしました。

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（辻 文男君） ほかに討論はないものと認めます。

これをもって討論を終わります。

これより採決いたします。

最初に、議第78号について、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（辻 文男君） 挙手全員であります。よって、議第78号は原案のとおり可決いたしました。

次に、議第79号について、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（辻 文男君） 挙手全員であります。よって、議第79号は原案のとおり可決いたしました。

次に、議第80号について、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（辻 文男君） 挙手多数であります。よって、議第80号は原案のとおり可決いたしました。

次に、議第88号について、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（辻 文男君） 挙手全員であります。よって、議第88号は原案のとおり可決いたしました。

次に、議第89号について、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（辻 文男君） 挙手全員であります。よって、議第89号は原案のとおり可決いたしました。

した。

第20 請第1号（提案説明）

○議長（辻 文男君） 日程第20、請第1号について、紹介議員による説明を許します。

3番 服部光由君。

○3番（服部光由君） 私は、日本政府に核兵器禁止条約の署名・批准を求める意見書採択についての請願を行われた請願者、平和を願う美濃市民のつどい実行委員会会長 猿渡治子さんの請願の趣旨を読み上げまして、請願の説明とさせていただきます。

2017年7月の国連での「核兵器禁止条約」の採択以来、ローマ法王の「戦争目的の原子力使用は犯罪以外の何物でもない」というメッセージや、ICAN（核兵器廃絶国際キャンペーン）のノーベル平和賞受賞、そして何よりも、命をかけて「被爆体験は私たちを最後に」と訴えるヒバクシャの声が世界中を動かし、国連創立デーの2020年10月24日、「核兵器禁止条約」が、条約批准50か国を超え、2021年1月22日に発効されることになりました。

この条約によって、歴史上初めて、「核兵器は違法」とする国際法ができたこととなります。

残念ながら日本政府は、条約批准に後ろ向きの姿勢を取っています。核兵器のない世界を望む国内外の広範な世論に応じて、唯一の戦争被爆国である日本は率先してこの条約の批准に取り組むべきではないでしょうか。

全国平和首長会議も、国連での条約採択の後すぐに、「核兵器禁止条約の早期発効を求める特別決議」を提出しています。全国では495自治体が意見書を提出していますが、今回の条約発効を受けて、国に意見書を提出する市町村議会も増えるものと予想されています。

美濃市議会は平成7年の被爆50周年に当たり「非核平和都市宣言」を議決しました。

また、核兵器をなくそうという市民の活動は「平和を願う美濃市民のつどい」として市議会の協力も得ながら50年以上続いております。

美濃市議会におきましても「核兵器禁止条約」への国の参加を求める働きかけを要望いたします。

請願項目は、日本政府が速やかに核兵器禁止条約に署名・批准することを求める意見書を提出するよう請願いたします。以上であります。

皆さんの御理解と御協力をよろしくお願いいたします。

○議長（辻 文男君） 以上で説明は終わりました。

ただいま議題の請第1号については、会議規則第132条第1項の規定により、総務産業建設常任委員会へ審査を付託いたします。

第21 岐阜県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙

○議長（辻 文男君） 日程第21、岐阜県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指

名推選によりたいと思います。これに御異議はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（辻 文男君） 御異議がないものと認めます。よって、選挙の方法は指名推選によることに決定いたしました。

お諮りいたします。指名は議長において行いたいと思います。これに御異議はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（辻 文男君） 御異議がないものと認めます。よって、議長において指名することに決定いたしました。

それでは、岐阜県後期高齢者医療広域連合規約第8条第1項に規定する広域連合議会議員に武藤鉄弘君を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま指名いたしました武藤鉄弘君を岐阜県後期高齢者医療広域連合議会議員の当選人とすることに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（辻 文男君） 御異議がないものと認めます。よって、ただいま指名いたしました武藤鉄弘君が岐阜県後期高齢者医療広域連合議会議員に当選されました。

ただいま当選されました武藤鉄弘君が議場におられますので、会議規則第31条第2項の規定により、本席から当選を告知いたします。

これより暫時休憩いたします。

〔追加議案配付〕

休憩 午前11時32分

再開 午前11時33分

○議長（辻 文男君） ただいまから休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいまお手元に配付いたしましたとおり、議第90号、議第91号の2案件が提出されました。

お諮りいたします。この際、これを日程に追加し、直ちに議題にいたしたいと思います。これに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（辻 文男君） 御異議がないものと認めます。よって、これを日程に追加し、直ちに議題とすることに決定いたしました。

議第90号及び議第91号（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（辻 文男君） 議第90号、議第91号の2案件を一括して議題といたします。

職員の朗読を省略し、提出者の説明を求めます。

最初に、議第90号について、教育次長 井上博司君。

○教育次長（井上博司君） それでは、議第90号について御説明申し上げます。

赤スタンプ3番、追加議案書の1ページをお開きください。

新たな学校給食センターの建設用地としまして、11月27日付で土地売買契約の仮契約を岐阜県と締結いたしました。

つきましては、地方自治法96条第1項第8号及び美濃市の議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき、この契約について議会の議決を求めます。

それでは、取得します財産の内容について御説明いたします。

取得する財産は、大字前野字中川原の3筆で、面積は6,849.10平米でございます。内訳としまして、宅地が2筆6,824.97平米、用悪水路が1筆24.13平米でございます。この土地は旧岐阜県産業技術センター紙業部の跡地でございます。取得価格は7,057万5,000円、取得の相手方は、岐阜市藪田南2丁目1番1号、岐阜県、代表者は岐阜県知事 古田肇でございます。

以上で議第90号の説明を終わります。御審議のほどよろしく願いをいたします。

○議長（辻 文男君） 次に、議第91号について、建設部長 池田健一君。

○建設部長（池田健一君） 議第91号 市道路線の認定について御説明申し上げます。

赤スタンプ3、議案集追加の2ページをお開きください。

今回、道路法第8条第2項の規定に基づき、市道路線の認定をお願いするのは、記載してございます表の整理番号1番、前野10号線でございます。

表には路線名と区間の起点・終点等を記載しております。また、次のページには、市道（認定）要図を示しておりますので御参照ください。

なお、延長は78.2メートル、幅員は6.5メートルから12.2メートルでございます。

以上で議第91号の説明を終わります。御審議、よろしく願いいたします。

○議長（辻 文男君） 以上で2案件の説明は終わりました。

なお、本議案の質疑及び討論の通告は、本日11時44分までに事務局へ御提出ください。

これより議案精読のため、暫時休憩いたします。

休憩 午前11時39分

再開 午前11時44分

○議長（辻 文男君） ただいまから休憩前に引き続き会議を開きます。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（辻 文男君） 特に質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題の2案件については、委員会付託を省略いたしたいと思

います。これに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（辻 文男君） 御異議がないものと認めます。よって、ただいま議題の2案件については、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（辻 文男君） 特に討論はないものと認めます。

これをもって討論を終わります。

これより採決をいたします。

最初に議第90号について、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（辻 文男君） 挙手全員であります。よって、議第90号は原案のとおり可決いたしました。

次に、議第91号について、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（辻 文男君） 挙手全員であります。よって、議第91号は原案のとおり可決いたしました。

お諮りいたします。議案精読のため、明日から12月13日までの13日間休会いたしたいと思っております。これに御異議はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（辻 文男君） 御異議がないものと認めます。よって、議案精読のため、明日から12月13日までの13日間休会することに決定いたしました。

なお、発言通告書は、一般質問については本日の午後4時までに、質疑については12月2日の正午までに事務局へ御提出ください。

散会の宣告

○議長（辻 文男君） 本日はこれをもって散会いたします。

12月14日は午前10時から会議を開きます。当日の議事日程は追って配付いたします。

本日は御苦労さまでした。

散会 午前11時47分

前記のとおり会議の次第を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和2年11月30日

美濃市議会議長 辻 文 男

署 名 議 員 古 田 秀 文

署 名 議 員 岡 部 忠 敏

令和 2 年 12 月 14 日

令和 2 年第 5 回美濃市議会定例会会議録（第 2 号）

議 事 日 程 (第 2 号)

令和 2 年 12 月 14 日 (月曜日) 午前 10 時開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 議第 73 号 令和 2 年度美濃市一般会計補正予算 (第 8 号)
- 第 3 議第 74 号 令和 2 年度美濃市国民健康保険特別会計補正予算 (第 3 号)
- 第 4 議第 75 号 令和 2 年度美濃市農業集落排水事業特別会計補正予算 (第 2 号)
- 第 5 議第 76 号 令和 2 年度美濃市介護保険特別会計補正予算 (第 3 号)
- 第 6 議第 77 号 令和 2 年度美濃市病院事業会計補正予算 (第 3 号)
- 第 7 議第 81 号 地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律に係る美濃市固定資産税の特例に関する条例の一部を改正する条例について
- 第 8 議第 82 号 美濃市みのりの家ふれあいホーム設置条例を廃止する条例について
- 第 9 議第 83 号 美濃市健康文化交流センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 第 10 議第 84 号 美濃市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 第 11 議第 85 号 美濃市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 第 12 議第 86 号 美濃市観光ふれあい広場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 第 13 議第 87 号 公の施設の指定管理者の指定について
- 第 14 市政に対する一般質問

本日の会議に付した事件

第 1 から第 14 までの各事件

出席議員 (13 名)

1 番	松 嶋 哲 也 君	2 番	須 田 盛 也 君
3 番	服 部 光 由 君	4 番	豊 澤 正 信 君
5 番	梅 村 辰 郎 君	6 番	永 田 知 子 君
7 番	古 田 秀 文 君	8 番	岡 部 忠 敏 君
9 番	辻 文 男 君	10 番	古 田 豊 君
11 番	太 田 照 彦 君	12 番	山 口 育 男 君
13 番	佐 藤 好 夫 君		

欠席議員 (なし)

説明のため出席した者

市長	武藤鉄弘君	副市長	堀部勉君
教育長	樋口宜直君	総務部長	瀬瀬敬久君
民生部長 (福祉事務所長)	西部芳秀君	産業振興部長	永田幸泰君
建設部長	池田健一君	会計管理者	篠田博史君
教育次長	井上博司君	美濃病院事務局長	林信一君
民生部参事	辻幸子君	参事兼 都市整備課長	島田勝美君
総務課長・ 選挙管理委員会 事務局長	村井和仁君	秘書課長	高橋保雄君

職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	澤村浩	議会事務局次長	辻美鶴
議会事務局 議事調査係長	平田純也		

開議の宣告

○議長（辻 文男君） 皆さん、おはようございます。

議場内の皆さんにお願いいたします。携帯電話をお持ちの方は、マナーモードにするか、電源をお切りくださるようお願いいたします。

新型コロナウイルス感染症対策のため、議席及び執行部席を移動して間隔を広げて着席し、議場内の換気のため、一部の扉を開放しています。

また、議場内でのマスク着用をお願いいたします。

今定例会より議長席、演壇及び質問席にアクリル板を設置いたしました。アクリル板の前ではマスクを外して発言することを認めます。

なお、感染予防のため、発言者ごとに職員が演壇及び質問席の拭き取り消毒を行いますので、御承知をお願いいたします。

これより私もマスクを外して議事を進行いたします。

ただいまから本日の会議を開きます。

開議 午前10時00分

○議長（辻 文男君） 本日の日程は、お手元に配付したとおりです。

第1 会議録署名議員の指名

○議長（辻 文男君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、10番 古田豊君、11番 太田照彦君の両君を指名いたします。

第2 議第73号から第13 議第87号まで

○議長（辻 文男君） 日程第2、議第73号から日程第13、議第87号までの12案件を一括して議題といたします。

第14 市政に対する一般質問

○議長（辻 文男君） 日程第14、市政に対する一般質問を行います。

質問の通告がありますので、順次発言を許します。

最初に、会派代表質問を行います。

美濃市議会市政クラブ、12番 山口育男君。

○12番（山口育男君） 皆さん、おはようございます。

議長のお許しをいただきましたので、私は美濃市議会市政クラブを代表して、令和3年度の予算編成方針について、2点の質問をいたします。

令和2年第4回美濃市議会定例会において、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けて、市税等の歳入の減少が見込まれるが、来年度の予算編成の考え方について市長に質問をいたしました。

市長は、国の動向を見極めつつ、国の示す令和3年度の予算編成や交付金制度を十分に注視しつつ、市税等の歳入の減少が見込まれるが、感染症拡大の防止、経済活動を支える取組は必要であり、事業全般の優先順位の洗い直し、重点を置くべき事業の見定めを徹底を図る等取捨選択し、不執行となった財源の繰越基金の活用による年度間調整をしながら、市民の安心・安全を第一に考え、予算編成に当たっていくとの答弁をいただいたところであります。

市長は、就任以来、積極的な予算編成によって美濃市の特性を生かした魅力ある施策の展開をなされてきました。今年度は、107億8,800万円を当初予算に計上されました。これは5年前、平成27年度でございますけれども、と比較しましても、19億9,200万円増となる大型の予算となっております。

この予算では、1つ目に「元気を継続、健康増進」、2つ目として「魅力の発信、地域の活性化」、そして3つ目には「安全・安心、生活基盤の充実」のこの3つの施策を柱とした未来につながる美濃市づくりとして、子育て支援による人口減少対策や産業活性化による地域経済の発展、市民の安心・安全の確保に向け、魅力ある施策と将来のまちづくりにつながる事業を展開し、笑顔あふれる元気な美濃市の実現を目指してこられました。

しかしながら、本年1月に新型コロナウイルス感染症が発生し、蔓延が危惧される中、市民の皆さんの安全・安心を守るために、あるいは経済的にコロナの影響を大きく受けた方々への支援を行うため、28億円を超える補正予算を編成され、1人10万円給付の特別定額給付金や子育て世帯への臨時特別給付金事業などのほかに、市の独自事業として、子育て世帯や高齢者、収入が減少した方への生活支援として、子育て世帯への応援金の給付や高校生、大学生の下宿代などへの助成、小・中学生のための遠隔学習環境整備等を実施するとともに、飲食業、観光業など新型コロナウイルス感染症で大きな影響を受けた事業者への支援として、従業員の賃金助成や事業者への家賃助成、感染予防対策経費の助成、宿泊・会食などの応援キャンペーン、プレミアム商品券の発行、キャッシュレスポイントの還元などを実施するなど、生活支援と経済支援の両面から数多くのきめ細やかな事業によって、市民の皆様や事業者の方々を支援されてきました。これらの事業の経費につきましては、国・県からの財政支援もありましたが、市の財政負担もかなり増大しているところであります。

次に、国の景気動向を見てみますと、10月に発表されました日銀短観では、大企業・製造業の業況判断は、内外経済の底入れを背景に改善している。非製造業も店舗の再開等を受けて改善するものの、改善幅は小幅であるとし、先行きの改善は小幅で、業績の急回復が見込めなくなり、経常利益計画は大幅に下方修正し、引き続き政府による資金繰り支援や雇用調整助成金が必要であるという傾向が示されており、11月発表の内閣府による月例経済報告では、景気は新型コロナウイルス感染症の影響により依然として厳しい状況にあるが持ち直しの動きが見られるとしつつ、先行きについては感染症拡大防止を講じつつ、社会経済活動のレベルを引き上げていく中で、各種政策の効果や海外経済の改善もあって、持ち直しの動きが続くことが期待されるが、国内外の感染症の動向や金融資本市場の変動等を注視する必要があるとしております。

また、昨今の新型コロナウイルス感染症の第3波の影響による景気の低迷や感染対策により、市税の減収や対策経費の増大なども懸念され、非常に厳しい財政状況であることが推測されます。

そこで、質問の1点目ではありますが、現在の財政状況についてはどのようなかについて市長のお考えをお尋ねいたします。

次に、9月に発表された総務省による令和3年度地方財政の課題によりますと、感染症拡大への対応と地域経済の活性化の両立や防災・減災・国土強靱化等への重要課題への対応として、地方団体が新型コロナウイルス感染症拡大への対応と地域経済の活性化の両立を図りつつ、新たな日常生活の実現に取り組むとともに、激甚化・頻発化する災害への対応のための防災・減災・国土強靱化を推進できるよう、安定的な税財政基盤の確保が必要であると示されております。

また、政府は12月8日の臨時閣議で、新型コロナウイルス感染症拡大を受けた新たな経済対策として、感染症拡大の防止やポストコロナの経済構造の転換、国土強靱化のために、令和2年度第3次補正予算案と令和3年度当初予算案に事業規模で73兆6,000億円の追加経済対策の計上を決定いたしました。

そこで、美濃市の予算編成方針を見てみますと、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策や地域経済と市民生活を支えるための経済対応など必要な事業については、内容を精査した上で提案するものとし、原則、新規事業は行わず、既存の事業については対前年度比10%のマイナスシーリングで提案するものと示されております。

経済の落ち込みによる市税の大幅な減収が予想される中、感染症対策、防災対策、公共施設の老朽化による財政需要の増加などに加え、高齢化に伴う社会保障関係経費の増大が見込まれるなど、非常に厳しい財政状況下での困難な予算編成になると思えます。

しかしながら、市民の皆様からの期待も大きく、かねてより私たち市政クラブとしましても強く要望してまいりました学校給食センターの建設につきましては、最優先課題として捉え、着実に推進していただくことと、併せて新型コロナウイルス感染症の終息が見えない状況下であることから、市民の皆様の安全・安心のために、感染予防対策について十二分に配慮していただけることを強く思い、お願いするところであります。

そこで、2点目の質問であります。

新年度予算編成についてはどのようなかについて、お尋ねをさせていただきます。

以上市政クラブの代表質問とさせていただきます。御清聴ありがとうございました。

○議長（辻 文男君） 市長 武藤鉄弘君。

○市長（武藤鉄弘君） 皆様、おはようございます。

ただいまは、市政クラブを代表して山口議員から懇切丁寧に現状を説明され、来年度に向けての美濃市の予算編成ということで御質問をいただきました。順次お答えをさせていただきます。

まず最初に1点目ではありますが、現在の財政状況はどのようなかということでありま

すけれども、まず決算ベースによる財政状況を少し御説明をさせていただきます。

直近の令和元年度と平成27年度、5年前と比べて、どのように財政状況がなってきたかということでございますが、令和元年度の一般会計の歳出総額は99億6,500万円、5年間で約10億5,100万円増加をしてきたところであります。そして、市税の収入につきましては、31億4,300万円となっておりますが、5年間で2億200万円の増加をしていると、非常に順調な伸びを示してきております。そこで、市の貯金であります財政調整基金、あるいは今後見込まれる施設の老朽化に対する財政需要に対応するための公共施設整備改修等基金をはじめとした基金の総額は5年間で8億2,700万円増加し、44億9,500万円になっています。

この5年間で主な事業を見てみますと、インフラ整備として美濃小学校の大規模改修、美濃橋の橋梁などの長寿命化事業、大矢田トンネル工事、岐阜美濃線4車線化をはじめとした各種インフラ整備事業、また滞在型観光の推進としましては、古民家ホテルの開業、美濃和紙の里会館のリニューアルなどを実施したほか、道の駅にホテルの誘致も行ってきたところであります。さらに、現在、来年3月の竣工に向けて、保健センターや児童センターなどの老朽化した施設を集約し効率化を図るために健康文化交流センターの建設を行っているところであります。

こんな事業を実施しながらやってきておりますけれども、ここで国が示しております地方公共団体の健全化を判断する指標がございますので、少し紹介させていただきます。

1つ目の実質公債費比率、要は歳出に占める借金の返済の率でございますけれども、これは11.8%から9.9%ということで、この5年間の間に1.9ポイント改善をしてきております。国の基準は25%ということでありますので、大幅に下回っているという状況でございます。

2つ目の将来負担比率というものがありますが、これは将来美濃市が払っていかなければならない、家でいいますとローン返済のお金ですね、こういったものがどの程度あるかということでございますが、57.1%から23.7%と33.4ポイントの改善をしてきております。これも国の基準でいきますと、350%ということでありますので、これも大幅に下回っていると、いずれも基準値を大幅に下回り、改善傾向ということで、財政については健全化が進められているということでございます。

なお、令和2年度の決算、現在精査中でございますけれども、本年1月から新型コロナウイルス感染症の蔓延により感染症対策経費として特別定額給付金、子育て世帯への臨時給付金など総額で28億3,000万円の予算を計上してまいりました。そうしたことで、感染拡大防止策、経済支援を行ってきたところであります。これらの財源につきましては、国からの地方創生臨時交付金などの財源のほかに、財政調整基金から3億円ほどの予算を取崩しをして充当したということでございまして、感染症の対策の関係の歳出が多額になってきているという状況であります。

また、歳入につきましては、当初の見込みから6,000万円以上の減収が見込まれるとあります。支出が増加し、収入が減少するというところで、現在の財政状況につきまして、非常に厳しい状況にあるというふうにご考えておるところでございます。

ですから、したがいまして財政状況がどのようなかと申しますと、非常に厳しいということでごさいます、実は私が当時県庁で12年前に総務部長をやっていた頃に、リーマンショック等もありまして、非常に厳しいときの答弁させていただきましたけれども、そのときの状況によく似ているなど、こんな思いでごさいます。

次に、そういったことを踏まえて、当初予算について、どのように編成していくのかという御質問でごさいます。

基本的には「入るを量りて出ざるを為す」という基本原則でごさいます。

そういったことで予算編成を行うということでごさいますが、そこでまずは、「入る」のほうでごさいますけれども、新年度の市税の収入、これを見込みますと大変落ち込むであろうというふうに思っています。この理由としましては、同じように経済が冷え込んだ平成20年度のリーマンショックのときの市税が2年間で総額4億円の減収をしております。こういった経験をしましたので、今回の新型コロナウイルスの感染症の影響はこれに匹敵するもの、あるいはこれを超えるものになろうかと、こんなふうに思っています。

そして、今年はまだ個人の市民税は影響が少ないんでありますけれども、所得の減少により来年度課税される個人市民税の減少が相当あるだろうということと、景気の低迷によりまして、法人市民税の減収も今年にプラスして来年も行われるだろうということを考えます。さらには、今新聞、テレビで話題になっていますが、固定資産税、都市計画税の評価替えということで、基本的には減少によるということでごさいますが、増加の分についても、据え置くと、こんなふうに発表されておまして、非常に3つの大きな減収が見込まれるというところで、恐らくや3億円ぐらいの来年は減少があるのではなかろうかというふうに思っております。

しかしながら、歳出につきましては、農業集落排水や下水道事業などでピークを迎えます償還金に対する繰出金が8億5,000万円、これは下水道、農業集落排水ということで過去に行いましたインフラ整備の財源の返済ということで8億5,000万円の支出が必要となっております。また、美濃病院への繰出金等についても2億1,000万円となっているなど、経常経費の割合が大変多くなっていくということで、新分野への投資や自主事業の実施を制限せざるを得ないという状況になってくると思われま。

また、財政調整基金につきましては、予算ベースでは、今年度末の残高が15億円程度になろうかなど、こんな思いでありますけれども、災害時などの緊急的・財政的支出に備えるためには、これ以上の取崩しというのは非常に厳しいということで困難であるというふうに考えております。したがいまして、市税の増収、経常経費の増加などにより厳しい、非常に厳しい状況を加味した予算編成を行わざるを得ないというふうに考えています。

一方で、国による地方財政計画はまだ示されておられません。総務省の地方財政の課題の中では、地方税等の大幅な減収が見込まれる中、行政サービスを安定的に提供できるように、地方の安定的な財政運営に必要な一般財源について、令和2年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保するとしつつも、特に地方交付税については、極めて

厳しい地方財政の現状を踏まえ、本来の役割である財政調整機能と財源保障機能が適切に発揮されるよう、総額を適切に確保することが課題であるというふうに思っています。考え方は一緒なんですけど、必ずしも確保するというふうには明言されておりませんので、これも今後国の動きを見ながらというふうになるかと思っています。

いずれにしても、今後とも国・県の動向を注視しつつ、「入るを量りて出づるを為す」と、こういう基本で事務事業の見直しを一層図るとともに、予算編成を行ってまいりたいと考えております。しかしながら、今言われましたように、市政クラブの皆さんをはじめ、市民の多くの皆さんの念願であります老朽化した学校給食センターの建設につきましては、着実に事業を推進すると、予算化をするというふうに考えております。

なお、財源がないという話もありますが、実はこういったことを想定しまして、公共施設整備改修基金を、旧のわくわくセンターにも充当しましたけれども、7億円ほどの積立を持っておりますので、こういったものを取り崩しながら着実に推進をしてまいりたいと思っていますし、新型コロナウイルス感染症第3波、非常に厳しい状況になっております。今日も夕方から県庁のほうでまた会議がございますけれども、そこでいろんな話が出ると思いますが、中でいかにして市民の方々の安全を守るかということではありますが、これについては、今回の国の経済対策のほうの73億円の中に、地方創生臨時交付金を、1兆5,000億円を手当てしますというふうになっておりますので、こういった財源がどの程度美濃市に来るのかということ想定しながら、できるだけ市民の皆様が安全・安心でありますよう万全な対策を取る予算を組んでまいりたいと考えておりますので、引き続き、各種において御協力と御支援をいただきますようお願い申し上げます、答弁とさせていただきます。よろしく願いいたします。

[12番議員挙手]

○議長（辻 文男君） 美濃市議会市政クラブ、12番 山口育男君。

○12番（山口育男君） 御答弁ありがとうございました。

今質問でも答弁の中でもありましたように、税収の減収が予想され、非常に厳しい財政運営になってくるというようなことであります。前々からずっと言われておりますように、スクラップ・アンド・ビルドということもございしますが、なかなかスクラップをするというのは難しいこともあるかと思えます。また、新しくそのビルドということも完全にやるということも難しい状況になってくると思えますので、まず第一には、市民の安心・安全のために、しっかりとした施策を講じながら厳しい状況下の中ではありますが、その辺を踏まえてしっかりと予算編成をしていただきたいと思いますので、よろしく願いをいたします。

以上をもちまして終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（辻 文男君） 次に、一般質問に入ります。

最初に、5番 梅村辰郎君。

○5番（梅村辰郎君） 皆さん、おはようございます。

議長より発言のお許しをいただきましたので、私は発言通告に従いまして一般質問、美濃

市の農業振興施策についてと、市の所有する遊休地・未利用地の有効活用による自主財源の確保についてを一問一答方式により御質問いたします。

美濃市の農業振興施策についてでございますが、私も平成25年頃まで約35年間、兼業ではありましたが、1町歩ほどの農地で米作を行ってきました。当時は、転作奨励金等の補助金や有利な融資制度などの支援があり、米価も今に比べれば物価に対して高く、地域でも農家が大勢いましたので、農地やその周辺の草刈り、また農業水利施設の維持もみんなで行い、農業を続けることができる時代であったと振り返ります。

今や、その世代が高齢となり、同世代の農家さんからは米を作っても米価は安く、農業機械を維持し、割に合わない営農を続けるのは限界だとか、後継者はおらず、農地の世話ができないから手放したいとか、昔と違い、今は田んぼを無償で借りてもらい、借手からお米を買っている、お金を払って農地を管理してもらっているようなものだといい声を多く聞くようになりました。

このような状況において、5年先、10年先を考えると、市の地域農業の維持・発展において非常に深刻な問題が山積みしていると思っております。

ここで1点目の質問は、美濃市の農業の現状と課題はどのようなか、産業振興部長にお尋ねいたします。

○議長（辻 文男君） 産業振興部長 永田幸泰君。

○産業振興部長（永田幸泰君） おはようございます。

ただいまいただきました梅村議員の御質問についてお答えいたします。

まず当市の農地の現状ですが、農業委員会等に関する法律に基づく令和元年度の農業委員会の活動計画及び点検評価によりますと、農地面積は、田が374ヘクタール、畑が353ヘクタールの計727ヘクタールで、うち遊休農地面積は田畑合わせて約23ヘクタールとなっております。

主な農作物の生産状況は、岐阜県水田フル活用ビジョン及び岐阜県米麦改良協会の種子生産計画によりますと、田では、中央地区を中心に種子用米が約47ヘクタールの圃場で生産されており、その生産量は、岐阜県全体の約3割となっております。また、牧草などの飼料用作物が約25ヘクタールの圃場で生産されており、そのほかにはおおむね自家消費を目的として耕作している農家が主食用米や野菜を作っております。

また、畑ではトマト、夏秋ナス、里芋などの野菜や柿などの果樹、そして菊、鉢花などの花卉が生産され、主に道の駅などの直売施設へ出荷し販売されており、そのほかにはおおむね自家消費を目標として耕作をしている農家が野菜などを作っているのが現状でございます。

次に、農業従事者の現状ですが、農林業センサスによりますと、平成27年度の販売を目的に生産をしている農家数は176戸で、10年前と比べ約3割減少をしています。また、農業従事者の平均年齢は、平成27年度で62.4歳となっており、10年前と比べ3.4歳高齢となっております。

このような現状において、販売農家の高齢化により、今後農業をリタイアされる方が増加

する一方、新たな就農者は減少し、それに伴い遊休農地が増加していくこと、また農業用施設の適正な維持管理ができなくなることが予想され、結果、この地域における安全で安心なお米や野菜などの生産供給が減少していくことが大きな課題であると認識しております。

なお、自家消費を目的とする農家も多く見えますが、その方々にとっては、特に野生鳥獣による農作物被害が深刻な課題となっていると認識しております。

[5番議員挙手]

○議長（辻 文男君） 5番 梅村辰郎君。

○5番（梅村辰郎君） 農業を取り巻く環境の悪化は、当然美濃市だけでなく、全国的な問題となっており、その現状を各自治体としてどう捉え、どうしていくかということが重要であると思っています。ただいま答弁をいただきました農業従事者の問題、それに伴う遊休農地及び農業用施設の維持管理の問題、そして鳥獣被害の問題については、その問題を改善していくには大変難しいことと思います。

2点目の質問ですが、これからの課題への対応策はどのようなものがあるか、産業振興部長にお尋ねいたします。

○議長（辻 文男君） 産業振興部長 永田幸泰君。

○産業振興部長（永田幸泰君） 議員御指摘の4つの課題とその対応策につきまして、まず1点目は、農業従事者の減少、後継者や担い手不足の課題について、この対応策としましては、国の新たな就農希望者への準備資金や経営開始時に要する資金を補助する制度や県の新規就農者の経営開始時に必要な設備の導入資金の無利子貸付制度などの支援制度、また県やめぐみの農協による新規就農に関する相談体制の整備などがございます。

市では、就農希望者から相談を受けた際には、国や県、めぐみの農協、農地中間管理機構と情報を共有し、国や県の支援制度を紹介したり、必要に応じて農地を紹介したりすることで、当市における就農促進に努めているところでございます。

次に、2点目として、遊休農地の増加に係る課題でございます。

この解消策としましては、国の制度で、農地の貸手と借手のマッチングによる担い手への農地の集積や集約化を促す支援事業がございます。市として農作業の効率化に対応できるよう、農地の集積可能箇所の把握に努めているところでございます。

また、国が進めている事業で、地域ごとに農業従事者と農地の問題を捉え、将来を話し合う人・農地プランの実質化の取組の準備を農業委員会と連携し、市内各地域で進めているところです。

次に、3点目として、農業施設の維持管理の課題でございます。

この対応策は、国や県で農業生産基盤の整備・保全や農業施設の長寿命化を行う整備に対する支援制度がありまして、市としても受益者から一部負担をいただき、農業施設の修繕など維持を行っているところでございます。

そして4点目、主に自家消費を目的に耕作を行っている農家の方々に影響を与えている鳥獣被害の課題でございます。

この対応策としましては、鳥獣被害対策実施隊との連携による捕獲活動体制の整備や地域における猿追払い隊への支援、電気柵の設置に対する補助、そして農業従事者に対する被害対策の普及・啓発などを行っているところでございます。

[5番議員挙手]

○議長（辻 文男君） 5番 梅村辰郎君。

○5番（梅村辰郎君） 農業従事者や遊休農地、農地や施設の維持・保全、そして鳥獣被害などそれぞれの課題に対し、国や県などに多種多様な支援策があり、市においても担い手の確保や遊休農地の解消などに取り組んでいることが分かりました。

3点目の質問ですが、これらの対応策を踏まえ、今後の美濃市の農業振興施策についてどのようにお考えか、産業振興部長にお尋ねします。

○議長（辻 文男君） 産業振興部長 永田幸泰君。

○産業振興部長（永田幸泰君） ただいまの御質問につきまして、市では引き続き、国や県、めぐみの農協、農地中間管理機構と連携し、先ほど答弁で申し上げましたが、こうした対策を進めていくとともに、市が県の地域別農業振興計画に基づいて作成した美濃市将来ビジョンの中で取組として掲げた担い手の確保と育成、優良種子の安定生産、農業所得の向上と地域の活性化、鳥獣被害対策の強化、耕作放棄地解消に向けた集落ぐるみの取組への支援といった、こうした5つの方針の実現に向けて一層の強化を図っていきたいと考えております。

また、農業委員と連携し、人・農地プランの実質化の取組も進めながら、地域とともに農業の維持及び振興に努めてまいります。

[5番議員挙手]

○議長（辻 文男君） 5番 梅村辰郎君。

○5番（梅村辰郎君） ありがとうございます。

今後の農業を考えますと、冒頭で言いましたように、今の農業では食っていけないという現状をいかに回避していくかということかと思えます。

今後、美濃市の農業を維持、そして発展させていくためには、農業従事者や農業法人など担い手の確保が当然必要であり、その従事者が農業を始める、または続けていくためには、作業効率がよく、環境のよい圃場の整備や集積が必要不可欠であると思えます。

そのためには、地域の理解はもちろん、市の支援が必要となりますので、ぜひ市と地域が一体となって今後の農地の保全と農業の振興に尽力いただきますようお願いいたしまして、1つ目の質問を終わります。ありがとうございました。

続きまして、市の所有する未利用地の有効活用による自主財源の確保について、2点総務部長に質問します。

新型コロナウイルス感染症の蔓延は、緊急事態宣言の解除後半年が経過しておりますが、いまだに終息することなく、国内では第3波が押し寄せている状況下であり、その影響は人の生命を脅かすだけでなく、経済、教育、生活様式や働き方などの在り方を変えようとしています。

国・県においては、学校の休校要請や飲食店等の休業要請などの感染防止対策や雇用の安定や事業の維持など経済の下支え施策を実施しており、美濃市においても新型コロナウイルス感染症対策として子育て世帯や高齢者、収入が減少した方などへの生活支援と飲食業、観光業など新型コロナウイルス感染症で大きな影響を受けた事業者への支援の両側面から、市独自の自らのきめ細やかな独自事業を展開し、市民の皆さんを支援されていたところであります。

しかし、コロナ禍で落ち込んでいる経済の先行きは不透明であり、市税の大幅な減収が予想されるとともに、施設老朽化対策などによる財政需要の増加により、美濃市の財政は厳しい状況にあると考えられます。このような状況下で、事業の重点化・効率化などによる歳出の見直しを行うことは必然的課題だと捉えておりますが、歳入の見直しによる自主財源の確保に努めることも必要ではないでしょうか。

令和元年度の決算によりますと、土地については行政財産が約71万平米、普通財産が97万平米、合わせて168万平米の土地を所有しているとあります。行政財産については、公用または公共の用に供されているものがありますから、活用が難しいと思いますが、普通財産については売払いや貸付けなど未利用地を有効活用することで、少しでも多くの自主財源を確保できないものかと考え、質問をさせていただきます。

最初に、市有地の過去5年間の売却状況及び現在の未利用地の状況はどのようなかについて総務部長にお伺いいたします。

○議長（辻 文男君） 総務部長 瀨瀨敬久君。

○総務部長（瀨瀨敬久君） 皆さん、おはようございます。

それでは、梅村議員の質問、市の所有する未利用地の有効活用による自主財源の確保についての1点目、市有地の過去5年間の売却状況及び現在の未利用地の状況はどのようなかについてお答えをいたします。

市有地の売却につきましては、美濃市普通財産売却処分事務要綱等に基づき、毎年利用可能な土地を一般競争入札及び随意契約により公売を実施しております。

御質問にある平成27年度から令和5年度までの5年間の土地の売却状況は16件、約4,000平方メートルを売却し、8,800万円ほどの収入がございました。

また、市の所有している普通財産は約97万平方メートルあり、内訳は山林原野が84万平方メートル、宅地が5万平方メートル、雑種地が4万平方メートル、農地・その他が4万平方メートルとなっております。現在、宅地5万平方メートルのうち、2万平方メートルの土地を貸し付けており、年間約800万円の収入を得ているところであり、残りの3万平方メートルが未利用地となっている状況でございます。

〔5番議員挙手〕

○議長（辻 文男君） 5番 梅村辰郎君。

○5番（梅村辰郎君） ありがとうございます。

令和元年度までの5年間で土地売却収入が約8,800万円、土地の貸付けにより約800万円の

収入があり、自主財源の確保のために努力されていることが分かりました。

しかしながら、市がもみじが丘で公売されていた土地の価格を見てみますと、坪10万円となっており、近辺の取引価格に比べて1万円から2万円ほど坪単価が高くなっているように感じており、その辺りが購買意欲につながっていないのではないかと考えております。土地の価格を下げても、早期に土地を売却したほうが管理経費が低減されますし、市税も徴収できることから割引した分は十分に回収できるのではないのでしょうか。

そこで2点目の質問です。

今後の未利用地の売却を含む活用方法はどのようなかについて、総務部長に質問いたします。

○議長（辻 文男君） 総務部長 瀬瀬敬久君。

○総務部長（瀬瀬敬久君） それでは、2点目の御質問、今後の未利用地の売却を含む活用方法はどのようなかについてお答えをいたします。

未利用地の活用につきましては、利用目的のない宅地の売却を引き続き実施し、市有地の有効活用に努めてまいりたいと考えております。

今年度は、8区画約2,500平方メートルの土地の一般競争入札を実施しましたが、応札はありませんでした。販売価格に関しましては、土地を売り出す際に、土地の特性を勘案した上で固定資産税評価、不動産鑑定士による鑑定評価、地価公示、または地価調査価格から算出した価格で設定しておりますが、議員御指摘のとおり、市場取引価格に比較して高価になっている状況であることから、売買実勢価格を参考に、一定の基準を設けるなどして、早期の売却ができるように努めてまいります。

今後におきましても、将来的に利用目的のない市有地につきましては、売却を積極的に行うとともに、長期に貸し付けている土地に関しても払下げを行うなど、財源の確保に努めてまいりたいと考えております。

[5番議員挙手]

○議長（辻 文男君） 5番 梅村辰郎君。

○5番（梅村辰郎君） ありがとうございます。

ぜひ、早急に土地売買価格の検討を行っていただき、積極的な未利用地の売却を進めていただきますようお願いいたします。私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（辻 文男君） これより10分間休憩いたします。

休憩 午前10時51分

再開 午前11時01分

○議長（辻 文男君） ただいまから休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、7番 古田秀文君より、一般質問に先立ち資料の配付依頼がありましたので、これを許し、お手元に配付してあります。御承知をお願いいたします。

それでは、7番 古田秀文君。

○7番（古田秀文君） 皆さん、こんにちは。

議長から発言のお許しをいただきましたので、発言通告に従いまして、市民生活の安心・安全に関わる3つの質問を一問一答にて行いますので、よろしく願いをいたします。

まず質問の1つ目、高齢ドライバーの運転免許証自主返納への支援策について、総務部長にお尋ねをいたします。

高齢者の自動車運転免許証の自主返納が現在増えております。高齢化社会の到来に対応して自主返納が制度化されたのは1998年のことですが、本格的に増え始めたのは2012年頃からです。アクセルとブレーキの踏み間違えで歩行者の列に突っ込んだり、高速道路を逆走したりなど高齢ドライバーによる重大な事故が相次ぐようになったことで、高齢者自身やその家族に自主返納を促す風潮が広がったためであります。

また、2017年3月施行の改正道路交通法で、75歳以上のドライバーに対する認知機能検査が強化された影響もあります。3年ごとの免許更新時の認知機能検査で認知症のおそれと判定された人は、無事故・無違反でも医師の診断を受けることが義務づけられました。また、検査の中で、信号無視やウインカーの出し忘れなどの違反をすると、臨時の認知機能検査が課され、高齢者自身が運転の適否を考える機会になっております。

このような流れの中、今、全国の自治体は公共交通機関の割引制度などの特典を用意して、自主返納の促進に力を入れています。交通機関が発達した都市部では、免許返納へのハードルは低いわけですが、バス路線が廃止になったり、1日に数本しか電車が走らない山間部では、乗用車は買物や病院を受診するための生活の足であるため、自主返納をさらに進めるには、交通弱者対策も併せて実施する必要があります。

昨年の第3回定例会において、梅村議員から運転免許証返納者について質問があり、その中で美濃市の自主返納者は、平成28年に28人、平成29年には56人、平成30年に51人となっており、県全体では、平成28年に3,520人、平成29年には5,639人、そして平成30年には5,672人と増加傾向になっているという答弁がありました。また、市では、「のり愛くん」の利用について、自主返納者に限定した利用促進施策はないという答弁があり、市以外の支援制度として長良川鉄道と岐阜バスの制度を紹介されました。

現在、高齢者人口が増加をしており、必然的に高齢ドライバーの人数も増加をしております。特に、戦後の団塊の世代から免許保有者が急増しており、これからはこれまで経験したことのない高齢ドライバー時代を迎えることとなります。現在、交通事故の高齢者割合は高止まり状態にあり、免許の自主返納を家族などから勧められたり、自身で考えておられる方が多く見えます。

では、免許証が返納されやすい環境づくりを促進する施策として何が考えられるのかといえば、まず乗り合いタクシーを日常の足としていただくことが一つの有効的な施策ではないかと考えます。そのきっかけをつくり自主返納を後押しすることで、返納者が増え、返納者の生活の足を確保し、そして事故防止にもつなげることができます。

お手元にお配りしましたA3の資料を見ていただければ分かりますが、県内では17市15町

が運転免許証を自主返納した方への支援施策を行い、返納者をサポートしています。例えば大垣市では鉄道、バス、タクシーいずれかの回数券5,000円程度を交付、高山市では自主運行バス等の1年間有効の定期券を交付、羽島市では1年有効の羽島市コミュニティバス無料乗車証、または名阪近鉄バス普通回数券の5,000円のセットを2組交付したり、また小さいところですが、大野町ではデマンドタクシー並びにタクシー双方どちらも利用可能なチケット1万円分を交付、また車をなくした方のハンドル型電動車椅子の購入費の一部を補助、近くの富加町ではタクシーチケット2万4,000円分を交付など様々な支援策を提供し、免許の自主返納されやすい環境づくりと、そして返納した方の支援を行っています。

そこで、総務部長に伺います。

運転免許証を自主返納した方への「のり愛くん」をはじめ、移動の足確保のための支援施策がつかれないか伺います。

○議長（辻 文男君） 総務部長 瀬瀬敬久君。

○総務部長（瀬瀬敬久君） 古田議員の高齢ドライバーの運転免許証自主返納への支援についての御質問、運転免許証を自主返納した方への「のり愛くん」をはじめ、移動手段確保のための支援策がつかれないかについてお答えをいたします。

高齢者に運転免許証の自主返納を促すためには、自動車を運転していたときと同様の利便性の確保、行動の制限がないようにすることが望まれますが、行政におきまして全てを網羅することは非常に困難であります。そのため、行政としては最低限の生活を確保するために、買物難民、医療難民が発生しないことの対応などを目的として、デマンドタクシー「のり愛くん」を運行しております。その利用料金は、大人は300円としておりますが、65歳以上の高齢者につきましては低廉な価格で100円としておりますので、運転免許を返納された方にも御活用いただきたいと考えております。

なお、「のり愛くん」の利便性の向上につきましては、引き続き検討してまいります。

〔7番議員挙手〕

○議長（辻 文男君） 7番 古田秀文君。

○7番（古田秀文君） 全く昨年と同じ内容の答弁でありました。梅村議員も昨年ときに、支援策を検討していただきたいというような言葉を質問の中でおっしゃって見えます。どれだけの検討をされたのかなということは、ちょっと今の答弁の中では分かりません。

再質問として、私はこの支援策がつかれないかと伺っているわけなので、その内容が伺いたいわけです。また、この答弁を聞いていますと、自主返納に対してどこか消極的な印象をどうしても受けます。

そこで、市の高齢者ドライバーの運転免許自主返納に対する市の見解と、それから移動手段の支援策がつかれない理由というものは何なのか、もう一度伺います。

○議長（辻 文男君） 総務部長 瀬瀬敬久君。

○総務部長（瀬瀬敬久君） それでは、ただいまの再質問についてお答えをいたします。

市としましては、高齢ドライバーの運転免許証自主返納につきましては、それぞれのドラ

イバーが安全に運転していただけるかどうかを各地区で開催している高齢者を対象とした交通安全教室などを通じて、自らの運転能力を確かめ、自覚し、安全な方法を求めていただき、適切に対応を取っていただきたいというふうに考えております。

また、先ほども答弁をさせていただきましたが、自主返納された方の移動手段として「のり愛くん」を活用していただきたいと考えておりますので、新たな支援策は考えておりません。

なお、繰り返しになりますが、「のり愛くん」の利便性の向上につきましては、引き続き検討をまいります。

[7番議員挙手]

○議長（辻 文男君） 7番 古田秀文君。

○7番（古田秀文君） 意見・要望がありますが、次の2つ目の質問が終わった後にまとめてさせていただきます。

それでは次に、高齢ドライバーの安全運転支援と事故防止について民生部長にお伺いいたします。

近年、本県では、交通事故における人身事故件数は14年連続で減少しているものの、交通事故者全体に占める高齢者の割合は高止まり状態にあります。直近3年では、いずれの年も6割を超える状況となっており、高齢者ほど交通死亡事故に遭遇するリスクが高い状態が続いております。全国的に見ても、高齢運転者死亡事故の割合は高まっており、特にアクセルとブレーキの踏み間違い等の操作ミスによる事故が目立ってきています。

そこで、質問の1点目であります。

県内のブレーキとアクセルの踏み間違いによる交通事故の現状はどのようなか伺います。

○議長（辻 文男君） 民生部長 西部芳秀君。

○民生部長（福祉事務所長）（西部芳秀君） 皆さん、こんにちは。

それでは、事故の現状でございますが、県内の65歳以上の高齢ドライバーによるブレーキとアクセルの踏み間違いによる事故件数は、令和元年が21件、令和2年は10月末現在で6件発生しております。また、関署管内では令和元年は1件、令和2年は10月末現在で発生なしという状況でございます。

[7番議員挙手]

○議長（辻 文男君） 7番 古田秀文君。

○7番（古田秀文君） この踏み間違い事故は、車の発進時やバックするときに、また駐車するときに通常の運転中に突如予期せぬ事態が起きた場合、瞬間的に極度の緊張感に襲われ、とっさの判断を間違えてしまうことから起きると言われています。例えば先々月の10月21日、大垣市のスーパーバロー赤坂店の出入口に83歳の女性の乗用車が突っ込んで、女性のお客さんがけがを負いました。大垣署によると、女性は買物のために訪れて駐車場に止めようとした際、運転操作を誤ってガラス面を突き破ったということでもあります。また、先月の18日には、各務原市のクリーニング店に車が突っ込む事故があり、店のドアのガラスや店内のカウ

ンターが壊れたほか、店員2人がけがをされました。このとき運転手の女性は、「駐車しようとした際にアクセルとブレーキを踏み間違えた」と話しているということです。また、美濃市でも以前、スーパーセンターオークワで同様の事故が起き、店に車が突っ込んでおります。

このように、慌てているとブレーキとアクセルの判断を誤り、時にはアクセルをブレーキと思い込み強く踏んでしまうケースが多く見受けられます。超高齢化社会の進展により、今後、高齢者が交通事故の被害者、あるいは加害者となる比率のさらなる増加が見込まれることから、高齢者の特性に応じた交通事故防止対策を推進していく必要があると思います。

岐阜県では、令和2年度、高齢運転者の交通事故防止を図るため、国の補助金とは別に、高齢運転者に後づけの急発進等抑制装置の設置補助を行う市町村に対して補助金を交付する事業を始めました。この補助金は、国の補助金相当額を除いたものを補助対象経費としているので、市町村補助金と、そして国の補助金の併用は可能となるものであります。

ここで言う急発進抑制装置とは、今現在乗っている車に後づけをする装置であります。現在岐阜県内で、この後づけのペダル踏み間違い急発進等抑制装置の設置補助を実施している市町村は27市町村ありますが、美濃市は実施しておりません。最近、頻繁に起こっている高齢者の踏み間違い事故、高齢ドライバーの安全運転を支援して、そして事故を防ぐために、この後づけのペダル踏み間違い時加速抑制装置の普及を一層加速させることは大変意義のあることだと私は思います。

そこで、質問の2点目であります。

重大事故に直結するおそれのある高齢ドライバーのブレーキとアクセルの踏み間違いによる事故を一件でも減少させるため、高齢者を対象とした後づけのペダル踏み間違い急発進等抑制装置の設置補助を実施できないか伺います。

○議長（辻 文男君） 民生部長 西部芳秀君。

○民生部長（福祉事務所長）（西部芳秀君） 高齢ドライバーの安全運転支援と事故防止についての2点目の質問についてお答えします。

高齢者が交通事故の被害者、あるいは加害者とならないようにするためには、議員の言われますとおり、高齢者の特性に応じた交通事故防止対策を行う必要があると考えております。ペダルを踏み間違えた際の急発進等抑制装置は、事故防止に効果的であるとされていますが、機能には限界があり、万能ではございません。美濃市といたしましては、高齢者ドライバーが交通事故を起こさないためには、御自身の運転能力を自覚していただくことが大変重要だと考えております。

美濃市では、平成29年度から高齢者を対象とした交通安全教室を各地区で開催しており、交通安全講話や歩行者シミュレーター体験などを通じて交通事故防止について意識を高めていただいております。交通安全教室では、自分の車を運転して特設コースを走っていただき、御自身の運転能力を確認していただくことや、さらに物忘れ相談プログラム、クイックアームなどの検査機器を使用して、御自身の運動反応を確認するメニューも取り入れました。今

年度はコロナ禍の影響で中止となりましたが、今後教室では踏み間違いも含め、安全運転の啓発に努めていきたいと考えております。

したがいまして、今のところ、高齢者ドライバーを対象とした後づけのペダル踏み間違い急発進等抑制装置の設置補助の実施は考えておりません。一方、一般社団法人 次世代自動車振興センターが申請窓口となります国のサポカー補助金制度がございます。認定された店舗において、後づけ装置を購入し、取り付けた場合は補助額を控除した額で購入できますので、市といたしましては国のサポカー補助金制度の活用を進めてまいります。

〔7番議員挙手〕

○議長（辻 文男君） 7番 古田秀文君。

○7番（古田秀文君） 再質問させていただきます。

今の答弁を聞いていまして、なぜこの後づけ踏み間違い急発進等抑制装置の設置補助ができないのかという理由が、いま一つちょっと分からないところがあります。そのところの理由は何であるのか、もう一度お伺いをいたします。

○議長（辻 文男君） 民生部長 西部芳秀君。

○民生部長（福祉事務所長）（西部芳秀君） 再質問についてお答えいたします。

美濃市といたしましては、高齢者ドライバーの方には御自身の運転能力や運動反応を自覚していただき、自身の運転に不安がある方には車の運転をしないでほしいと考えております。後づけのペダル踏み間違い急発進等抑制装置は、御自身が安全に運転を行うために設置をされるものです。それは、運転リスクの管理に係る経費の範疇に含まれるものであり、市の補助があるから設置するというものではないと考えております。

また、県の調査結果によりますと、県内で補助を行っている市町村において補助を行った台数は、11月末時点で、県が想定した台数の7.5%ほどでございます。さらに、半数以上の市町村が来年度は補助を行わないと回答しております。したがいまして、今のところ後づけペダル踏み間違い急発進等抑制装置の設置補助の実施については考えておりません。

〔7番議員挙手〕

○議長（辻 文男君） 7番 古田秀文君。

○7番（古田秀文君） 高齢者の運転に対して質問を1つ目、2つ目とまとめてさせていただきました。答弁を聞いて、ここで意見と要望を述べさせていただきます。

2025年は、団塊の世代が75歳以上の後期高齢者となる年です。団塊世代の免許保有率は高いです。今後高齢ドライバーは間違いなく増加をしていきます。75歳未満ドライバーによる死亡事故は安全不確認というのが多いのに対して、75歳以上ではハンドル操作やブレーキの踏み間違い等の操作不適が多く見受けられています。また、死亡事故を起こした75歳以上は加齢による体や認知機能、判断スピードの衰えによる事故の発生が指摘をされています。

対策の一つとして、免許の自主返納が進められることにあり、全国的に見れば返納率は上昇していますが、課題はその返納を見極めるタイミングと代替する移動手段であります。答弁いただいた「のり愛くん」の利便性向上について検討されるということであり、そこは大

変うれしく思います。ただ、自主返納に対する考えは、自らの運動能力を自覚して適切に対応してくださいということでもあります。年齢が高いほど、逆に自分の運転技術に自信を持っている傾向があることや、自由な移動は高齢者の自立した生活に欠かせないことなどから、子供も親に自主返納を説得するのはなかなか難しいと言われていています。そこで、他市で行っている支援策などを参考に少しでも返納を勧める手法を取り、自主返納に向けて何とか背中が押せないかと思っておりましたが、残念であります。

また、地域によってはどうしても車を手放せない高齢の方も見えます。そこで、免許証の返納が難しいのであれば、当面の対策としてペダル踏み間違い急発進等抑制装置の設置補助をと思いましたが、答弁では、この装置の設置は運転リスクの管理に係る経費の範疇に含まれるものであり、市の補助があるから設置をするというものではないという理由で補助は考えていないということでありました。この補助制度の目的は、今言われた運転リスクの管理に係る経費の範疇の一部を補助しますから、リスク管理をしっかりと行って万一の場合に備えてくださいねということにつなげることではないでしょうか。

実施している27市町村は、市民の安全・安心を考えたからこそ、その経費の一部を補助したのではないのでしょうか。交通安全教室など、部長に答弁いただいた、そういうソフト面でのサポートは当然他市もやっております。それでも万全を期すために行うのがハード面のサポート、つまり、この機械による補助になるのではないのでしょうか。高齢者と機械ではともに万能でなくとも、誤操作の頻度は比べるもなくありません。県内の半数が次年度はやらないということをおっしゃいました、逆に、半数は必要と考えるからまだ続けていかれるんじゃないですか。それよりも、なぜこの27市町村が最初に必要と考え始めたときに、美濃市はこれを始めなかったのか。

市長は、常日頃から現場の声を大切にするとおっしゃって見えます。昨年、質問に立った梅村議員も、そして私も市民の方々から今回の質問内容に関する声を多く伺っているからこそ、このように質問に臨んでいるわけであります。これが現場の声だと私は思います。

今後ますます増えていく高齢者ドライバー御自身と御家族、そして市民の皆さんの安心・安全と命を守るために、今回提案しました免許証自主返納への支援策や事故防止に対する具体的な支援策をぜひ検討していただきますよう強く要望いたします。

次に、3つ目の質問に移ります。

特定空家対策について建設部長にお伺いをいたします。

日本全国で増え続け、社会問題にもなっている空き家。その数は、全国の住戸のおよそ13%を占めております。平成30年住宅・土地統計調査によりますと、空き家の数は846万戸に上っており、全国の住宅の13.6%を占めています。空き家率は、年々増加の一途をたどっており、過去最高を更新し続けています。

そこで、質問の1点目であります。

現在、美濃市が把握している空き家の状況はどのようなか伺います。

○議長（辻 文男君） 建設部長 池田健一君。

○建設部長（池田健一君） 皆さん、こんにちは。

市が把握している空き家の状況についてお答えいたします。

平成30年の住宅・土地統計調査によりますと、美濃市の空き家戸数、この場合、居住実態がない家屋は全て空き家としてカウントされ、集合住宅の空き部屋も含まれますが、住宅総数8,440戸に対し1,280戸で、空き家率は15.2%となっており、全国の空き家率13.6%より高い数値となっております。

また、平成25年の住宅・土地統計調査における美濃市の空き家数は1,250戸で、空き家率は14.8%であり、空き家数は全国平均と同様で増加傾向にあります。本市では、この統計調査とは別に、平成26年度に各自治会の協力を得て、市独自で空き家の悉皆調査を行っており、戸建て空き家数は534戸を確認しております。それ以降は自治会等からの報告もあり、また統計調査の数値からも分かるように増加傾向にあると認識しております。

〔7番議員挙手〕

○議長（辻 文男君） 7番 古田秀文君。

○7番（古田秀文君） 2015年5月、倒壊などの危険性の高い空き家を減らして、所有者に対して適切な管理と活用を促す空家等対策の推進に関する特別措置法、いわゆる空家対策特別措置法が全面施行されました。空き家の中でもいろんな物件があり、特に危険が大きな空き家を特定空家と呼びます。

そこで、質問の2点目、先ほどの空き家のうち特定空家とした物件はあるのか。また、現在までに認定した物件はないということであるなら、その指定に至らなかった理由はどのようなのか伺います。

○議長（辻 文男君） 建設部長 池田健一君。

○建設部長（池田健一君） 特定空家と指定した物件はあるのか。ない場合は、指定に至らなかった理由についてお答えいたします。

現在のところ、空家等対策の推進に関する特別措置法による特定空家に指定した物件はございません。空き家対策は、特定空家に指定することが目的ではないため、ほかの方法も含め、令和2年度からよりよい改善策を弁護士、岐阜地方法務局、岐阜県宅地建物取引業協会、連合自治会長などで組織する美濃市空家等対策協議会の意見を基に、現在も検討を進めているところでございます。

〔7番議員挙手〕

○議長（辻 文男君） 7番 古田秀文君。

○7番（古田秀文君） 資料を配ってありますが、家の写真がついているのがあります。これらの空き家は町なかにあるものをピックアップして資料として出させていただきました。見ていただきますと、倒壊のリスクが高いだけでなく、実際に倒壊しているところもあります。また、倒壊した家屋が隣の家の壁を壊して大きな損害を与えている例もあります。また、放火や不法投棄、不審者の侵入などの発生が起きるおそれもあり、近隣住民の方の生活上大きな不安要素となっております。また、一部の危険空き家は、美濃市の観光ルートにも接して

おり、美濃を訪れられた観光客の方に不快な思いを与えています。

そこで、質問の3点目であります。

もちろん、各自治会からは強い要望が常に出ているとは思いますが、これまで危険な空き家に対してどのような対策を取ってきたのかを伺います。

○議長（辻 文男君） 建設部長 池田健一君。

○建設部長（池田健一君） これまで取ってきた対策についてお答えいたします。

空家対策の推進に関する特別措置法及び美濃市空家等の適正な管理及び利活用の促進に関する条例に基づき、所有者、相続人等を特定した後、条例第14条の規定により管理不全を解消するため、必要な助言や指導を文書等により行っております。

市内で、現在抱えている特に危険と思われる空き家は、所有者不明や経済的理由による管理不全のほか管理放棄も多くあり、解体が進まない理由となっています。平成27年度から所有者などに何度も管理不全解消の解体や改善を文書でお願いしておりますが、思うように応じていただけないのが現状でございます。

今までの各年度ごとの解体や改善の状況でございますが、平成29年度は21件の助言や指導に対しまして2件が解体され、1件が改善されています。平成30年度は新規8件に対して2件が改善されております。令和元年度は新規25件に対して1件が解体、4件が改善されております。令和2年度は現在まで新規15件に対して1件が解体、1件が改善されており、累計では69件に対し4件が解体、8件が改善されております。

そのほかには、不動産業者が空き家等を含めて土地を安く購入し、空き家解体後もしくは解体費を差し引いた価格で土地を販売し、危険空き家の解消がなされた事例もあるとお聞きしております。しかし、この場合も単価等の条件が折り合わず、進んでいないのが現状であるとの話も聞いております。

なお、公共の用に供する道路や河川、通学路等に直接被害が及ぶおそれがある場合は、管理者としてカラーコーンの設置や通学路の変更など安全対策をしております。また、実際に落下した場合は、所有者に対し撤去を依頼しますが、対応していただけないのが現状であり、やむを得ず最小限の清掃など安全・安心のための対応を行っております。このような現状でございますが、所有者等には引き続き対応をお願いしていくところでございます。

〔7番議員挙手〕

○議長（辻 文男君） 7番 古田秀文君。

○7番（古田秀文君） ありがとうございます。

空き家でも、所有していれば固定資産税と都市計画税の2つの税金が課せられます。固定資産税とは、毎年1月1日に土地・家屋などを所有している人に課せられる税金で、税額は固定資産の価格を基にして算出されます。都市計画税は、これも同じく毎年1月1日に都市計画法による都市計画区域のうち市街化区域内にある土地と家屋を所有している人に課せられる税金であります。年々増えていく空き家に対して固定資産税も密接に関わってくる法律が施行されました。冒頭に紹介した空家対策特別措置法がそれです。この空家対策特

別措置法は、手入れのされていない放置された空き家を防災、衛生、景観の保全、またその活用促進のためにつくられた法律であり、この空家対策特別措置法の施行により、自治体が特定の状態であると判断した特定空家に対して、固定資産税の住宅用地の特例という優遇措置が適用されなくなることが決定をされました。この住宅用地の特例という優遇措置がなくなることによって、これまでは住宅の用地、つまりは土地に対して最大6分の1に軽減されていた固定資産税が元の税率に戻って、そして今までの6倍の額になるわけであります。

国土交通省がサイトに掲載している空家等対策の推進に関する特別措置法関連情報のうちの特定期間等に対する措置に関する適切な実施を図るために必要な指針（ガイドライン）によりますと、いろんなイラストが描いてあるほうの資料になりますが、この資料2にある4項目のうち、大きく4つの番号に分けてあるわけなんですけど、4項目のうち1つでも当てはまる場合はもう特定空家に指定されるとあるんです。

特定空家等に指定されたら、まずは自治体による立入調査が入り、助言・指導が行われます。それにより改善が認められれば特定空家指定から解除をされます。ただし、改善が認められずに勧告を受けてしまうと、即刻、住宅用地の特例から適用外になり、つまり先ほど申し上げました固定資産税が6倍になるわけです。もし立入調査を拒否した場合や、その後の市町村長の勧告を無視してしまうと、それぞれ20万円以下、50万円以下の罰金を受けることとなります。さらに、期限内に完了の見込みがない場合などは行政代執行として、強制的に解体撤去、そしてその費用は所有者負担となります。費用が負担できない場合は、財産の差押え等も行われることとなります。

今、申し上げましたような、ちょっと強制的というか強力的な話が出てくるわけなんですけど、実はそういう強制的な話ばかりではないわけです。あめとむちという話ではありませんが、このあめの部分ですね、老朽家屋等の解体や除去の促進のために更地にする、要は壊して更地にすることで生じる急激な税負担増に配慮する手法も一つです。いわゆる除去後の固定資産税の減免事例であります。空き家除去後の更地については、固定資産税の住宅用地特例が外れ、税負担が急激することから空き家の解体が進まない一つの理由となっています。そこで、老朽危険空き家の除去後の土地に対する固定資産税を減免する要綱を設けて、老朽家屋の解体・除去の促進、周辺住民の生活環境の改善を図る取組を進めている市町村があります。

資料のもう一つの3のほうを御覧ください。ちょっとピックアップして出させていただきましたが、こんな感じで減免の事例をやっているところがあります。

このように、市民の安心や安全を考えれば取るべき対策はいろいろあります。もちろんすんなりと結果が出る話ばかりではないと思いますが、やれるべきことを実行してこそ市民生活の安心や安全が守られて、そして危険な空き家を減らすことにつながるのではないのでしょうか。

そこで、質問の4点目であります。

市民が安心・安全に暮らしていくために法律に基づく対応をはじめ、様々な手法を取って

いかなければならない状況に来ているのではないかと思います。そこで、今後の対策はどのようなか伺います。

○議長（辻 文男君） 建設部長 池田健一君。

○建設部長（池田健一君） 今後の対策についてお答えいたします。

空き家の問題は、所有者等が建物を放置せず、最後までしっかりと管理することを守らないために起きます。あわせて、行政の対応も求められます。平成27年5月には倒壊などの危険性の高い空き家を減らし、所有者に適切な管理と活用を促すため、空家特別措置法が施行され、平成30年4月には美濃市空家等の適切な管理及び利活用の促進に関する条例を施行しています。

現在は、空家特別措置法と美濃市空家等の適正な管理及び利活用の促進に関する条例に基づき適正に対応しております。法令、条例の趣旨は、所有者に適切な管理と活用を促すことにあります。空き家の対策を進めることも重要ですが、本来ならば危険な空き家となる前に利活用を含めた対策を進めることが重要でございます。利活用の手法として、現在はNPO法人美濃のすまいづくりに委託し、市と協働で市内外からの移住・定住者への案内や内覧を行うなど積極的に利活用を進めております。

また、市の助成制度として、空き家の住まい手となる子育て夫婦世帯や市内企業就職者が行うリフォームには最大200万円の補助を行っております。空き家の解体に対しては、最大30万円を補助しております。こういった制度を活用していただきながら、空き家の対策を進めていきたいというふうに考えております。

今後におきましては、今まで行ってきた助言や指導などの対応を地道に行うことに加え、NPO等の力を借りながら利活用を進めるとともに、今年度から組織した空家等対策協議会での意見や判断を受けて、特定空家などの対策について様々な手法を研究しながら進めてまいります。

〔7番議員挙手〕

○議長（辻 文男君） 7番 古田秀文君。

○7番（古田秀文君） 最後に、要望を述べさせていただきます。

空き家の利活用はいいんです。しっかりやっていただければ、NPOを通じて、もちろん一生懸命動いてみえと僕は思います。それは移住・定住にもつながることで、それはそれでしっかり動いていただきたいと僕は思いますが、この危険空き家について、特に特定空家ということに対して今回はピックアップして私は質問させていただきました。

こういう写真を見ていただきますともう一目瞭然だと思いますが、本当にまちの景観にも悪影響を及ぼして環境保全にも不適切であるということでもあります。ただ、部長答弁にありましたような、相手がありますことですからすんなりといくということはないということは、私は重々理解をしております。ただ、ほかっておくわけにはいきませんよね。今の答弁でいただきました、ようやく今年度から空家等対策協議会というものが発足したということでもあります。できるだけ早く開催していただきまして、先ほどメンバーを聞きましたが、専門家

の意見とともにこれからはやはり先ほど紹介しました法律なども適時適用しながら、一日でも早く解決に向けて動いていただきますよう、強く要望いたしまして私の質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（辻 文男君） ここで皆さんにお願いを申し上げます。

ただいま配付資料で使われましたこちらのほうの空き家の状況が写っている写真は、個人情報保護の関係もありますので、回収させていただきますので、議会事務局のほうに返却していただきますようお願いいたします。

これより昼食のため休憩いたします。午後1時から会議を開きます。よろしく願いいたします。

休憩 午前11時48分

再開 午後1時00分

○議長（辻 文男君） ただいまから休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、6番 永田知子君。

○6番（永田知子君） 皆様、こんにちは。

発言通告に従い、一問一答形式で2点の質問を行います。

最初の1点は、コロナ禍における学校活動についてであります。

6月には学校が再開され、児童・生徒は、家庭生活から仲間と共に過ごすことができる教室に戻ることができました。制限はあったものの共に学び活動できる学校の生活空間は、成長期にある児童・生徒にとって精神的に落ち着ける大切な場所です。例年より早く始まった2学期でしたが、近隣の学校の児童・生徒の登下校の姿から、前の6月の長期休業明けのときよりも力強さが感じられました。

しかし、全国的にはいろいろな問題が発生しています。例えば子供たちの運動不足による体力低下、心身の発達不全です。

これは、岐阜大学の県内の児童・生徒を対象にした研究調査結果からも、運動不足は成長するはずの体の成長の妨げになっていると指摘しています。感染リスク防止を強調するあまりに、本来の成長のために必要な刺激や経験が不十分になり、発達の遅延・減退につながってしまうことを大人は考慮しなければならない。心身ともに、年齢に合った活発な運動推進の重要性が喫緊の課題だと述べています。

また、不登校も6月下旬頃から、低学年から大学生まで幅広く、新しい生活様式、新しい日常などコロナ禍で気をつけることが、それまでの学校や家庭での不安感を募らせ、9月になっても増える傾向にあるようです。

コロナ禍により、それを通して生きていることを確かめるための具体的な手がかりであるはずの当たり前の日常が失われていることは、今後の成長に多大な影響を及ぼしかねません。失われた日常による子供の不安感、ストレス反応によって行動や体の反応を出しているかどうか心配されます。また、保護者にとっても、学校での我が子の姿を直接見ることがで

きる授業参観や、それまで当たり前だった学校行事に参加する機会も減り、不安が広がっています。

そこで1つ目の質問は、学校における児童・生徒の活動はどのようなか、答弁をお願いします。

○議長（辻 文男君） 教育長 樋口宜直君。

○教育長（樋口宜直君） コロナ禍における学校での児童・生徒の活動の様子はどのようにについて、お答えをいたします。

現在では、新しい生活様式での学校生活にも見通しが持てるようになり、体育、合唱、音楽による音楽科のリコーダー演奏、休み時間の遊びなどにも新型コロナウイルス感染症対策をしながら実施し、日常を取り戻しつつあります。

しかし、一方では、今まで当たり前のように実施してきた運動会や修学旅行などができなくなってきたことで、教育活動を見直す必要も出てきております。市内小・中学校では、活動内容の見直しについては、子供の気持ちを最大限尊重しながら保護者にも丁寧に説明をてまいりました。

修学旅行を例にとると、県内日帰り旅行という制約の中で、思い出に残る旅行にするにはどのようにすればよいかを子供たち自身で考え、企画いたしました。例えば昭和中学校では、宿泊できない代わりに、修学旅行の前日の夜に学校で肝試し会を行い、青空の下で合唱を行うことを生徒が企画し実現できました。

このように、生徒がコロナ禍の中でできることを自ら考え、実行し、そして楽しみ、保護者からも協力と大きな理解を得ることができました。

しかしながら、現在新型コロナウイルス感染症は、全国的に第3波に入ったと言われておりますので、今後も十分な対策を図りながら、できる限り児童・生徒が達成感を味わえる活動が実施できるよう取り組んでまいります。

〔6番議員挙手〕

○議長（辻 文男君） 6番 永田知子君。

○6番（永田知子君） 今いただきました答弁から、9月以降、今日までの児童・生徒の学校活動の様子を知ることができました。

年齢層が広い小学校では、1年生は全てが初めてであり、その都度戸惑いも大きかったに違いありません。それぞれの児童・生徒に対する職員の皆さん方の感染拡大防止の配慮は並大抵ではなく、予想以上に職務が増えました。今後は、第3波の対応も加わります。既に、県内の高校や大学でもクラスターの発生が確認され、小・中学校への波及を食い止めるためには、これまで以上の注意が必要になってきます。

9月議会でも、実は臨時休業中や学校再開後、夏季休業、2学期に至るまでの学習や季節の変化に応じた体調管理の対応、体力保持など学校活動全てについての内容を具体的に述べていただきましたが、今回は、さらにその後の様子について答弁いただきました。学習体制は、以前にも増してより確かなものになりつつあり、安心感を持って見守ることができます。

コロナ禍によって、あらゆる面で私たちのこれまでの生活の見直しが迫られています。学

校活動でも同様で、中学校の修学旅行の取組を通して、自ら考え実行するという生きる力を身につけることができた、これはプラス面での成長であり、ほかにも多様な成長面が確認できると思います。

児童・生徒は、学校での新しい生活様式にも慣れてきたとはいえ、感染防止のための新たな要素が加わっています。学習やその他の生活場面で、感染予防対策を相互に注意しながら行動しなければなりません。我々大人世代が経験したことのない学校での新しい生活様式は、家庭とは違う集団生活の場である以上、避けて通れません。学校でのあらゆる活動に関して、個々の子供が受け入れ、行動していく中で、心身に現れるストレス反応や体力の向上、不登校など児童・生徒への学校生活に関して、引き続ききめ細やかに見ていただくことをお願いいたします。

2つ目の質問です。

コロナ禍の感染防止拡大を防ぐために、これまで様々な施策が取られてきました。

長期化するコロナ禍による経済面の影響は大きく、中小企業の多い市内でも、解雇、勤務時間や仕事の内容が変わるなど、親の働き方の変化によって家庭生活にも影響が現れています。家計については、子育て世代への支援対策も出されてはいます。しかし、従前の生活維持を図るには、家庭ごとの工夫が必要です。求められる新しい生活様式への対応で、家族関係や友人、御近所の関係もこれまでになかった形態が発生したりなくなったり、家庭生活を取り巻く環境の変化は見逃せません。

新しい生活様式の中で、マスクの着用、距離を保つなど人と人が直接に関わり合う、つまりコミュニケーションを取ることを回避する方向が第3波のコロナ禍では強調されています。これまでの日常が非日常となり、これが新たな日常になってくるかもしれない今後を予測するとき、子供たちの成長の土台になる家庭生活の現在の状況の実態が問われます。

このような実態の中で、児童・生徒の家庭生活における状況はどのようなか、答弁を求めます。

○議長（辻 文男君） 教育長 樋口宜直君。

○教育長（樋口宜直君） 家庭生活における児童・生徒の状況についてお答えをいたします。

本年3月から5月までの約3か月間、自宅待機が続いたことによる家庭生活での状況は個々によって様々でございますが、全体的には通信型ゲームや動画閲覧への依存傾向が多く見られました。

通信型ゲームとは、インターネットで不特定多数とつながり、会話をしながら遊ぶゲームのことです。深夜まで行っているため、授業中眠そうにしている、集中力が続かないという子や、中にはアイテムを購入するために高額課金をする、親に対して反抗的な態度を取る、不登校傾向を示すなど、全国的な傾向ではございますが、本市の学校でも影響が現れているケースもございます。

先日、市連合PTAがこの問題を大きな課題であると捉え、オンラインゲームの危険性を親子で考えるためのリーフレットを市連合PTA独自が作成し、全保護者に配付いたしました。

た。学校では、このリーフレットを使って、保護者代表が児童・生徒に直接訴える取組を行いました。この活動は、現在県下に広がりつつあります。

今後、美濃市内児童・生徒の健全育成のために、教育委員会及び学校は、保護者と連携を密にして取り組んでいきたいと考えております。

〔6番議員挙手〕

○議長（辻 文男君） 6番 永田知子君。

○6番（永田知子君） 答弁に関する新聞記事は、12月6日の中日新聞でも取り上げられていました。親が知らない間の出来事で、しかも多額の金銭が絡んでくれば、大変深刻な問題となります。中濃地区の児童の取材で、ゲームで1位になると楽しいと述べています。やはり、この3月からの臨時休校中から一気に進んだと言えます。

今、お答えいただきました市教委のコメントは、市内でも授業中の居眠り、休みがちになるなどの様子の変化、深夜・早朝を問わず遊ぶ子や親の目を盗んで課金する子の存在について触れられています。多くはないと思われませんが、いろいろな家庭の中でも、今まで見られなかった姿が出ていることも確かです。共働きがごく普通になり、子供だけで留守をすることも当然出てくる中、家庭で、家族で話し合い、絆を深めている家庭の話もあります。今後、コロナ禍を乗り切るためには、各家庭での過ごし方を学校でも交流していただき、健全な成長につながることを期待いたします。

美濃市連合PTAの取組は、県内の小・中学校区の啓発につながり、他の地域へも取組が波及しつつあることはすばらしいと思います。親が子供を守るしかない、この新聞の見出しから、市民も保護者と連携し、温かく見守っていくことが求められることを答弁を通して理解いたしました。

続いて、2点目の質問に移ります。

2点目は、美濃市図書館の役割と運営についてであります。

振り返れば、前年の今頃、新型コロナウイルス感染症のニュースを耳にし、まさかこれほどまでに拡大し長期化するとは想像できませんでした。コロナ禍は世界中を震撼させ、いまだ終息を期待できる状況ではありません。

非常事態宣言の後、突然の学校や幼・保育園の休園、公共施設の閉館など、人の集まりに自粛が求められました。現在では、第3波への対応で、拡大を抑えるための対策が修正されたり、新たに加えられたりして出されています。医療・経済・外交・産業などの領域に及ぶ多様な問題の複合体として、言い換えれば生活そのものの問題として生きることを脅かしています。第3波として認識し、みんなが拡大を防ぐための新しい生活様式の実行に心がけることが強く求められています。

さて、令和2年は、図書館法交付施行70周年の年、昨年の和紙議会においても、美濃市の図書館について現状、サービスの展開、経費について質問し、平成30年度の状況を中心にしてお話をいただきました。

今回は、それを基に、これからの図書館に何が求められるのかを考え、公共施設としての

図書館について、昨年の内容を一步進めて質問いたします。

現在も私たちの生活は、コロナ禍の感染防止のための新しい日常への心がけに努めることが求められています。公共の施設である図書館も、コロナ禍前までは、開館から閉館まで館内は自由に利用できました。

コロナ禍対応で、私たちの当たり前だった日常は、非日常に近い状態になりつつあるかに見えます。経済の活性化のために、今は移動の自由も緩んできましたが、一時期はかなりの制限がありました。

コロナ禍の状況下で、図書館はお金をかけずに、移動距離も大して長くなく、子供から大人、高齢者までもが利用できる唯一の施設として、意識を新たに市民も出てきたのではないかと思います。

時代とともに図書館の役割も変化する中で、これまでの利用状況を知り、今後の図書館を考える機会とするために、1つ目の質問は、緊急事態宣言以来、公共施設も利用制限され今日に至っていますが、閉鎖が解除されてから今日までの利用状況はどのようなかについてであります。答弁よろしくお願ひします。

○議長（辻 文男君） 教育次長 井上博司君。

○教育次長（井上博司君） それでは、永田議員1点目の御質問、5月に緊急事態宣言が解除されて以降の図書館の利用状況についてお答えさせていただきます。

緊急事態宣言により、市図書館は4月3日から5月18日まで休館とし、5月19日からは図書の出し、返却のみ開始し、6月27日からは閲覧席や学習室の座席を減らすなどの制限を設けて開館している状況です。

再開した5月19日以降の入館者数は、6月が2,045人で前年度同月が3,091人で前年度と比較して約66%、7月は2,547人で前年度が3,548人で約72%、8月は2,936人で前年度が4,006人で約73%、9月は2,590人で前年度が2,971人で約87%、10月は2,623人で前年度が3,182人で約82%、直近の11月の入館者数は2,691人で前年度が2,871人であり、前年度の約94%で徐々に緊急事態宣言までの利用状況に戻りつつあります。

〔6番議員挙手〕

○議長（辻 文男君） 6番 永田知子君。

○6番（永田知子君） 閉館解除後の月別利用状況の実数を示していただきました。66%にまで落ち込んでいた利用率は、11月には前年に近いところまで回復し、図書館の機能について考えさせられました。

質問するに先立ち、コロナ禍以前と同様に便利な利用はできないため、図書館離れが起きているのではないかと懸念しました。ところが、緩やかな制限つきでも、前と同じような利用状況に戻ってきました。図書館は、そこに行って知的なサポートを得られる、こんな本や資料を読めば参考になるということで、それが身近にあって、しかも日常的に支援を得られる知の拠点として大切な役割を果たしていることを物語っています。

今後は、図書館の役割とは何かを考え、図書館の充実度を高めるためにはどうあたらよ

いのか、市民との協働で、図書館をさらに身近な存在にする工夫によって存在感をさらに高められるよう要望します。

2つ目の質問です。

広報みの“図書館へ行こう！”には、毎月購入された書籍が紹介されています。その月の館内案内も紹介され、図書館サービスの一端を知ることができます。

本の分類では、主に文学を中心に、ほぼ6から7冊が紹介されています。興味・関心の高い方は必ず目を通されています。また、美濃市図書館は約8万冊の蔵書があると聞きます。市民が新たに購入を要望する本もあるかと思えます。

新刊図書が次々紹介されていますが、図書購入の選書方法や市民の要望への対応はどのようか、答弁願います。

○議長（辻 文男君） 教育次長 井上博司君。

○教育次長（井上博司君） それでは、2点目の御質問にお答えさせていただきます。

図書の選書方法につきましては、図書館資料収集方針に基づき行っておりますが、市民ニーズ及び社会的な動向等に考慮し、図書の種類やバランスを考えて行っております。

具体的には、図書館司書が受付業務等を通して現場から得る貸出し傾向や、廃棄した図書の分類や冊数、所蔵している図書のバランス、市民からの要望等に基づいて、図書館流通センターから提供される新刊情報等を参考にしリストアップし、館長以下全職員で協議したものを選書しております。

市民から要望があった図書につきましては、リストアップする中で、購入後に多くの貸出しが見込めるかなどを考慮して購入しておりますが、令和元年度は、市民からの要望があった図書を101冊購入いたしております。また、所蔵していない図書については、県内外の図書館から連携して図書を借りる相互貸借制度を利用させていただいており、令和元年度は195冊を借り受けております。

[6番議員挙手]

○議長（辻 文男君） 6番 永田知子君。

○6番（永田知子君） 選書についてお尋ねしましたのは、実は購入を希望した人が買ってほしいという申出をしたところ、思想的な偏りとか、予算などの理由で断られたというような声が届いておりましたので質問したわけですが、これに関して、他の自治体でお尋ねしたところ、やっぱり図書館業務はサービス業務に尽きるという答えがあって、確かに図書館法でも、自治体によるサービス提供と住民のサービス享受が基本であると述べています。

今回、選書方法に関する答弁では、市民ニーズ、社会的動向が考慮され、種類とバランス、市民の要望が現場の受付業務を通して把握され、他の参考資料を活用しながら選書されている実態を知り、十分納得できました。

市民の要望への対応についてです。

これは要覧による利用実績から、貸出利用者数、予約冊数は、人口は減少しつつも年々微増ながら増加してきています。それに対して、DVD視聴は5年前との比較では半分に、イ

インターネット利用も減少しています。この事実は、現在の全国的な課題とも言えますが、図書は充実しているもののデジタル環境が不十分であり、インターネット利用による調べものなど、若い世代を意識した対応が望まれます。市民の要望のあるなしに関わらず、今後は、次世代に開かれた図書館はどうあるべきかを議論・検討していただくことを提案いたします。

3つ目の質問です。

過去10年の予算の概要から、資料費の総額は変わらず500万円です。

資料の内訳は、図書購入、新聞・雑誌、AV資料です。そのうち、購入図書数は平成30年度2,742冊、令和元年度2,468冊で274冊減少しています。10年前比較では385冊の減少です。これに対し、貸出利用者数は前年比で605人、貸出冊数は5,197冊と増加しています。一方、レファレンスサービス、DVD視聴は年々減少の一途です。インターネット利用も同じように減少しています。これは、数字だけでは確かな判断はできませんが、将来の図書館に何が求められているのか参考になります。

令和元年度の購入図書数とその分類別購入比率、廃棄図書数はどのようなか、除籍基準はどのようなか、お尋ねいたします。

○議長（辻 文男君） 教育次長 井上博司君。

○教育次長（井上博司君） それでは、3点目の御質問にお答えさせていただきます。

令和元年度に購入した図書は、雑誌類を除いて2,468冊です。

分類別購入比率は、日本十進分類法に規定する10区分で見ると、文学が38.6%、芸術が21.3%、社会科学が9.1%、自然科学が8.1%、歴史7.9%、技術6.9%、産業が2.8%、総記が2.1%、哲学1.9%、言語が1.3%となっております。

廃棄した図書数は2,161冊で、除籍基準につきましては、図書館資料除籍基準を定め、汚れや破損の程度が著しく回復が困難なもの、出版後10年以上経過し将来の利用頻度が見込めないもの、時間の経過や文化及び技術の発展等で内容が古くなったものなどを除籍の基準としております。

〔6番議員挙手〕

○議長（辻 文男君） 6番 永田知子君。

○6番（永田知子君） 令和元年度の購入図書は、令和2年6月発行の図書館要覧中、図書資料に記載されている全体に占める分類の割合比率にほぼ倣っていることが分かりました。廃棄率を見ると、廃棄が2,161冊、購入が2,468冊、結局蔵書の増数は307冊ということになります。

第5次総合計画の令和2年までの目標値は、全蔵書数9万冊ということになっております。今年度末の統計を待つまでもなく、達成には程遠い数字です。原因は、10年変わることのない予算編成ではないでしょうか。

廃棄基準では3点が上げられていますが、これはしっかりと要覧に明記して、市民の理解と協力につなげていくべきだと思います。あわせて、どんな資料を保存していくのかも基準を設定しなければならないと思います。

続いて、4つ目の質問です。

図書館法の第1条の目的では、国民の教育と文化の発展に寄与すること、これは定義として上げられております。図書、記録その他必要な資料を収集し、整理し、保存して、一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資することを目的とする施設、これは第2条であります。このようにしております。

図書館の対象は、図書、記録その他必要な資料であり、個人や地域の課題を考えるときに必要な資料として、市政に関する資料は重要です。市内の公民館にも配置されている資料もあります。参考資料として行政の刊行物は貴重ですが、市政に関する資料はどこまでの範囲とするかは慎重さが必要です。

そこで、市政に関する資料はどのようなものがあるか、答弁願います。

○議長（辻 文男君） 教育次長 井上博司君。

○教育次長（井上博司君） 図書館が所蔵する市政に関する資料につきましては、過去から現在までの総合計画書、市民健康意識調査報告書、市予算書、歳入歳出決算書、一般会計・特別会計決算の主要な施策の成果等説明書、決算審査意見書、市議会会議録、市議会のあゆみ、市議会だよりなどの行政や市議会に関する資料、美濃市史、文化財調査報告書などの美濃市の歴史を掲載した歴史的資料、本美濃紙、美濃まつり、ひんここ祭りなどの本市の文化や芸能に関する郷土資料、その他美濃市に関連した資料など約1,500冊を所蔵しております。

〔6番議員挙手〕

○議長（辻 文男君） 6番 永田知子君。

○6番（永田知子君） 資料は美濃市を知る手がかりとして貴重な資料であり、また一人でも多くの市民に利活用してほしいものです。文化財調査資料、地域の歴史、伝統文化、芸能などについてもしかりです。温故知新によって、新たな美濃市の地域おこしに発展させる上でも大切なものです。これらも、資料別収集基準として要覧に載せて案内すれば、容易に研究や調査に役立てることができます。

これまでの図書館は、図書の貸出し、返却が主な事業と見られがちでした。しかし、これからはデジタル環境と地域の情報・資料に注意する必要があると思います。防災、自然、気候、地域の特性など、住民にとって本当の意味での資料・情報センターとして機能させていく必要があります。

また、行政面での資料も閲覧可能な状態で展示してあります。いざというときに参考にでき、大変助かります。議会の傍聴は無理でも、図書館で市政の一部を閲覧し、身近な場所で情報を得ながら共有することが市政参加の第一歩となります。例えば第6次総合計画の公募による市民参加の会議録なども、市民の意見交流に有効に機能するはずで、可能な限り、市政関連資料の閲覧の範囲を拡大することを要望いたします。

5つ目の質問です。

令和元年度の決算書の図書館費中、図書館事務経費として、図書館協議会委員の報酬が上げられています。平成20年度以降ほぼ毎年開催されていますが、平成28年度と令和元年、令

和2年度においては開催されておられません。

図書館協議会の開催状況と、協議会ではどんなことが話し合われているのか、答弁願います。

○議長（辻 文男君） 教育次長 井上博司君。

○教育次長（井上博司君） 5点目の御質問にお答えさせていただきます。

図書館協議会の開催状況につきましては、昨年度は開催しておりませんが、例年1回程度開催し、利用状況や予算、事業計画などのほか、過去には読み聞かせのための大型紙芝居、発育段階に合わせた子供の読書活動などについて話し合いを行っております。

なお、協議会は、図書館法及び美濃市図書館設置条例の規定に基づき、図書館の運営に関し、諮問に応じるとともに、利用者に対するサービスなどについて意見を述べる役割を担っている機関で、必要に応じて開催しております。

〔6番議員挙手〕

○議長（辻 文男君） 6番 永田知子君。

○6番（永田知子君） 会議の内容は理解しました。

開催されなかった年度は、その必要性がなかったということになります。確かに、美濃市図書館設置条例中、図書館協議会は必要に応じて教育委員会が招集すると明記しており、現状はその範囲で経緯して問題はなかったことになります。

年々社会情勢は大きく変化する中で、あらゆる側面で多様性が求められています。構成委員には教育関係者、学識経験者が任命されています。答弁以外でも、社会を反映した住民の声なども話し合われてきたと思います。

大阪府熊取図書館、佐賀県伊万里市民図書館など、公共図書館の先進事例として注目されています。市民参加、協働で図書館の役割を考える事例です。これまでの美濃市図書館を見直し、市民のニーズに対応できる役割を考える時期になっていることを明記したいものです。最後の質問です。

館長は、平成11年度まで専任でした。その後、12年度から兼任になっています。任用期間は、1年から長くて4年になっています。美濃市の図書館の館長は、短期任用で運営されてきた経緯があります。館長の入れ替わりはこの10年間で11人です。また、館長以下7人中3名は図書館司書の資格を持っておられます。

働き方が云々されている最近の任用事情がある中、館長は常駐されていない。特に業務管理等について、図書館運営上の支障はないのだろうか懸念されます。館長以下7名の職員で運営されていますが、運営上の支障はないのか、答弁願います。

○議長（辻 文男君） 教育次長 井上博司君。

○教育次長（井上博司君） 館長以下7名の職員で運営されているが、運営上に支障がないかについてお答えをさせていただきます。

美濃市図書館は、館長のほか司書3名と司書補助員3名で運営しております。館長は、現在人づくり文化課の課長補佐が兼任しておりますが、業務の内容の確認などは随時行ってお

り、運営に支障はないと考えております。

業務につきましては、司書は主に図書の管理、読み聞かせなどの図書館事業の企画、立案、実施など、レファレンス業務、貸出し及び返却業務を担当し、司書補助員は主にカウンターでの貸出し及び返却の受付業務や図書館事業の実施準備などを担当しております。

利用時間には、司書及び司書補助員を基本的に3名配置しておりますが、令和元年度の利用状況を見ますと、1日の平均の入館者数は約131人、1日平均貸出利用者数が約53人、1日平均貸出冊数は約257冊となっておりますが、職員3名の配置で利用者には支障なく御利用いただいていると考えております。

なお、図書館の最も多い繁忙期の8月については、1日の平均の入館者数が約174人、貸出利用者数は約58人、貸出冊数は約290冊となっておりますので、このように利用が多い期間は職員を増員して対応しております。

〔6番議員挙手〕

○議長（辻 文男君） 6番 永田知子君。

○6番（永田知子君） 支障はないという判断を示していただきました。これまでは課長補佐が兼任され、業務内容の確認は滞りなく行われている。だから運営面の支障はないのだと受け止めました。

さきの質問で、これからの美濃市図書館をどのように運営していくのかについては、現在の優秀なスタッフの業務をもとに将来像をデザインしてほしいです。そのためには、窓口対応を通して市民の声を聞き、それをもとにして、ぜひとも話合いの場で、美濃市の図書館の願う姿や将来を見据えたときの課題は何かということを発信していただけることを要望いたします。

幾つか質問いたしました。御丁寧に答えていただきまして、ありがとうございました。

これで私の質問を終わります。

○議長（辻 文男君） これより10分間休憩いたします。

休憩 午後1時40分

再開 午後1時50分

○議長（辻 文男君） ただいまから休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、2番 須田盛也君より、一般質問に先立ち資料の配付依頼がありましたので、これを許し、お手元に配付してあります。御承知をお願いいたします。

それでは、2番 須田盛也君。

○2番（須田盛也君） 皆さん、こんにちは。

発言通告に従いまして、私は岐阜県森林文化アカデミー及び今年7月に開所した森林総合教育センター、愛称「morinos」との連携・活用について、市長、教育長にお尋ねいたします。

さて、先月の11月11日にぎふチャンですが、「ぎふ県政ほっとライン」という番組では、

ふだんは5分ですが、30分の拡大版で「木と共生する文化」が放映されました。皆さんは御覧になられたでしょうか。この番組では、今年7月にオープンしたぎふ木遊館とmorinosについて特集されました。

岐阜は木の国、山の国、この言葉を聞かれたことはあると思いますが、岐阜県民の歌の歌詞にあります。皆さんも御存じのように、岐阜県は日本有数の森林県であり、約8割が多様な森林で生まれ、森林面積は全国第5位、森林率は全国第2位の森林県であります。豊かな森林は、人間が生きるために必要な酸素や水の供給だけではなく、災害の防止や伝統文化の形成など多くの恩恵をもたらし、私たちの暮らしは常に森林と共にありました。美濃市も全く同じ状況です。

しかし、近年、私たちの暮らしを取り巻く環境は大きく変わってきました。ライフスタイルの変化や価値観の多様性が進み、私たちの暮らしと森林などとの自然とのつながりは、残念ながら希薄になってきています。

そこで、岐阜県では豊かな自然や、それに影響を受けて育まれてきた伝統文化に誇りを持ち、地域の将来を担う人を育てたいという思いから、「ぎふ木育」が始まりました。ぎふ木育を通して、子供をはじめとする全ての人々が森林に誇りと愛着を持って、森林を守り育てていくといった、森林に対して責任ある行動ができる人材の育成を目指しています。

美濃市も約8割が森林で、海拔100メートルから1,163メートルの瓢ヶ岳まで標高の差があり、瓢ヶ岳には10種類以上のカエデ類がある貴重な山だと私の研修で学びました。

今年の紅葉もとてもきれいでした。私が訪れたときには、カメラを抱え撮影されている方、登山されている方、ボルダリングされている方など見えました。瓢ヶ岳の周辺は本当にすばらしい森林の自然環境です。美濃市には、すばらしい森林資源があります。そして、木と共生する文化の拠点として、今年オープンした施設がmorinosになります。

morinosは、子供から大人まで森林に親しむことのできる森の遊び場。ふらっと来て、自由に楽しんだり、体験プログラムに参加したり、様々な形で森林とのつながりを感じ取ることができる森林教育の総合拠点となります。

この建物は、森林文化アカデミー特別招聘教授である、あの国立競技場を設計された建築家、隈研吾氏の意匠原案指導の下、学生を中心として設計された建物です。隈研吾さんが関わった建築物は、岐阜県はただ一つだと思います。また、建築物としての値打ちもすばらしい観光資源になります。さらに、建物内の土壁は客員教授でもある左官技能士、挾土秀平氏の指導の下、土壁の一部は演習林の土を原料にしています。建築物としての値打ち、観光資源としての値打ちもすばらしいものであることは間違いありません。

そんなすばらしい施設がこのコロナ禍の中、7月22日にオープンしました。また、7月17日には「ぎふ木遊館」もオープンし、古田知事は次のように話しております。木の国、山の国、そして清流の国、岐阜県のきらりと光るシンボルとして育っていくことを期待している。遊びながら、地域の魅力を感じるということだから、一種のエコツーリズムというか、そういう格好の舞台になるから、楽しんでいただければ次のバージョン、その次のバージョンと

いろいろ工夫のしがいもあるのかなど。そういうものをつないでいくと、岐阜県のエコツーリズムというか、木の国ツーリズムというか、新しい戦略ができるのではと答えています。このことはmorinosにも当てはまります。

例年、森林文化アカデミーの学校祭は、美濃市産業祭と同じ日にタイアップして開催されてきましたが、今年はコロナ禍で美濃市産業祭が中止になりました。そのため、コロナ対策を万全にし、11月7日と8日、単独で学校祭が開催されました。1日目は天候が悪く、少なかつたそうですが、2日目は好天に恵まれ、2日間で1,000人以上の方が参加されたそうです。私もいろいろ体験したり見学したりしましたが、小さなお子さんから年配の方まで多くの方が楽しそうに過ごしてみえる姿を見ることができました。

また、美濃市市民憲章には、1番目に「美濃市は美しく清らかなまち、緑と水に恵まれた豊かな自然を守りましょう」と示しています。美濃市も木の国、山の国です。市民の皆さんが美濃市の自然環境に大きな関心を持っていただけるように取り組むことは、大きな課題だと思います。自然、森林のよさは経験、体験しないと、守り育てたいとか大切にしたいと思う心は育ちません。

森林文化アカデミーとは今までも市は幾つかの連携をされていますが、morinosが開所された今、県と太いパイプを持っておられる武藤市長にぜひ積極的に関わり、市政に生かしていただきたいと願っております。

そこで、1点目の質問です。

昨年の9月議会でアカデミーとの連携協定は包括協定であり、アカデミーの特性を生かした事業が少ないことが課題であり、子供の環境教育や生涯学習の分野で、具体的な連携が重要ではないかと考えていると総務部長が答弁されましたが、全ての人と森をつなぎ、森と暮らす楽しさや森林文化の豊かさを次世代に伝えていくをコンセプトに、morinosが美濃市に開所した今、市長はこれらの資源と具体的にどのように連携し、市政にどのように生かそうと考えておられるか、お聞きいたします。

○議長（辻 文男君） 市長 武藤鉄弘君。

○市長（武藤鉄弘君） 須田議員からの森林文化アカデミーとの連携ということで御質問いただきました。

この施設につきましては、昔は林業短大ということからスタートをしているところではありますけれども、今、学長は涌井史郎先生であります。涌井先生とは、2011年からいろいろお話をさせていただいておりますけれども、非常に素晴らしい先生でありまして、特に雑木林については、切って使う、切って使うということではなくなるといって、非常に森に対する考え方が素晴らしい方でありまして、最近も何度かお会いしながらいろいろ話をさせていただいております。その中で、今年、今御質問のアカデミーの中にmorinosができました。そんな中で、市政としてどうするのかということでございます。連携協定は先ほど須田議員から質問がありましたけれども、まちづくりの推進、産業の振興、教育及び人材育成、自然・環境及び森林、生涯学習などの分野で連携、協力するというところで、包括基本協定と

して締結され、平成24年3月から3年ごとにこの提携の見直しがなされたとあります。

これまでにこの協定に基づいて行ってきた内容につきましては、まずは1歳になった子供に木のおもちゃをプレゼントするという事で、木育を推進するウッドスタート事業ということで、全国的にも非常に少ないんでありますが、実施をしております。特に子供たちに森に囲まれた自然の中で、木登り、山の探検などを自由にできる空間を提供する、こういったことも含めてやってきておるところでございます。

また、各地域での公民館活動など小学生を対象といたしまして、木のワークショップを開催するなどの教育活動に対する支援、あるいは市内の教職員を対象にした研修講座に講師として御協力をいただいているとあります。

また、自然・環境及び森林の分野では、今現在進行形ではありますが、以安寺山の花の庭造りと申しますか、以安寺山を花いっぱい庭にしようということで、これは事業にも積極的に参加をいただいております。

また、市町村ごとに定めます美濃市森林整備計画の策定、あるいは森林づくりに関するビジョン、こういった施策の検討にいろいろ教授、助教のほうからも御指導いただいております、それぞれ対応を急ぐことがありますが、なかなか目に見えた形というのは見えないかなと思っております。

現在、美濃市としては、包括業務提携であります、ほかの市町村は特定項目に対する連携ということでやっておりますが、美濃市はおかげさまで美濃市にあるということになりますので、そんな特定じゃなくて、全体的に協定しましょうということで、お願いをしているところでもあります。

なお、森林アカデミーは教育機関と、当然でありますけれども専修学校であります。ということから、市が行いたいということと若干の相違があることも事実でございます、森林アカデミーの特性を生かした分野での連携というところが少ないというのも私も認識はしております。私も昔は、学校から帰ってくると裏山へ行って、刀を造ったり、箸を造ったりと、あるいは山小屋を造ったりということで、山と木に親しんでまいりましたけれども、最近はそのようなことはないものですから、ぜひそういったことを子供に体験させるというのは重要なことかなと思っておりますが、なかなかそういったところまで手が回っていないのも現状かなと思っております。

現在、第6次総合計画を策定しておるところでございますが、その中で市民参加によりまず農業・林業を考える会というものをやっておりますが、この中で、まずは林業に関わる人を増やす必要があると、あるいは林業を稼げる産業に育てる必要がある。森林の適正な管理により、獣害対策や動植物の保全、防災対策を進める必要があるといった意見がありますし、また子供の教育、未来を考える会におきましては、木育を推進するための環境を整備することに取り組むべきであるといった意見も出されております。こういったことが実現できるように、今後は連携を図っていきたいと考えております。

なお、7月に開所した森林総合教育センター、通称morinosでは、森の空間を生かした公

募による体験プログラム、保育園、幼稚園、小・中学校の希望に合わせた森のオーダーメイドプログラム、こういったものも用意されておりますので、広く周知を図るとともに参加を促してもらいたいと思っております。

いずれにしても、非常に美濃市には、県の大きな施設がございます。これを使わない手はございませんので、ぜひやっていきたいということ、今morinosの館長さんとは、元の森林アカデミーの副学長ですが、川尻さんという方ですけど、この方と連携して、何かホテルと連携をしながらやれないかということで、今、相談をしていますので、ぜひ早期の実現に向けて努力をしてみたいと考えております。

〔2番議員挙手〕

○議長（辻 文男君） 2番 須田盛也君。

○2番（須田盛也君） 今、御答弁にありましたように、森林文化アカデミーの特性を生かした分野での連携事業が少ないことが課題としてあるということでしたので、ぜひ第6次総合計画の策定に当たり、今、言われました農業・林業の未来を考える会や子供の教育、将来を考える会から出された御意見が実現できるように連携事業の樹立を期待しています。さらに、市民への啓発活動もよろしくお願ひしたいと思っております。

では、次の質問に入ります。

学校では、食育をはじめ、子供たちに学ばせたいことは数多くあります。

今年はコロナ禍の中、修学旅行や野外学習が日帰りになるなど、大変な時間を過ごしています。先生方の御苦労に対して感謝申し上げます。

さて、平成28年度に作成された教育大綱は、今年が最終年になり、締めくくりの年になりますが、その中で市長さんの言葉に、これからの美濃市を担っていく人づくりこそが最も重要であると考え、大綱の基本理念をふるさと美濃に誇りと愛着を持ち、ふるさとの未来を担う人づくりとしましたとあります。この理念は、ぎふ木育の理念と共通するところがあります。この基本理念は、今後も大切にしなければなりません。

先ほども述べましたが、美濃市は約8割が森林で、すばらしい自然に恵まれています。私が牧谷小学校勤務時代は、緑の少年団活動を引き受け、校章にあるカタクリの花や里山整備、樹木など自然と関わる様々な取組をしてきました。また、私が若い頃は、中有知小学校は1年生から6年生で編成する縦割りグループで、グループごとに協力して前平山登山、藍見小学校では、同じように縦割りグループで誕生山登山、大矢田小学校では、5年生が総合的な学習で天王山登山、美濃小学校では古城山登山に取り組む学年がありました。

しかし、最近の学校教育では、地域の自然への関心、関わりが少なくなっているような気がします。様々な要因は考えられますが、自然豊かな美濃市の教育としては残念で仕方ありません。美濃市の恵まれた自然環境が歴史や文化を支えてきたはずで、豊かな自然やそれに影響を受けて育まれた伝統文化に誇りを持ち、地域の将来を担う人を育てることは、自然豊かな美濃市にとって教育の大きな課題の一つではないかと考えています。

そんな中、今年7月22日にmorinosが開所しました。開所してまだ間がありませんが、も

う既に多くの幼保、小・中学校が利用しております。開所から11月後半までの幼保、小・中学校の利用状況は次のようです。

美濃加茂市立山之上小学校1・2年生2回、坂祝町立坂祝小学校なかよしクラス、岐阜大学附属小学校6年生、可児市立南帷子小学校5・6年生3回、美濃小学校4年生、2年生、大矢田小学校2年生、美濃加茂市立山之上認定こども園、美濃加茂市立ほくぶ保育園、関市立公立保育園（10園）3回のようです。

美濃市以外の保育園や小学校が多く利用している状況です。岐阜市のある小学校では、6年生が学校で宿泊体験ができるように、校長先生自らがテントをmorinosまで借りに見えたそうです。岐阜県の施設ですから、これからも県内から多くの園や学校が利用されることが想定されます。利用できる時期や時間は限られてくるので、今から美濃市の学校とのつながりを密にし、地の利を生かすことが美濃市の子供たちのためになることは言うまでもないと思います。ぜひ全ての小・中学校で活用し、morinosとふだんの生活の中で自分から進んで関わる子供に育ててほしいと願っています。

岐阜県では、平成25年3月にぎふ木育30年ビジョンを策定しました。

このビジョンに示されている目指す姿は、子供をはじめとする全ての県民が郷土の森林、自然に誇りと愛着を持ち、森林に対して責任ある行動を取ることができる人づくりをすることです。そのためのぎふ木育には、次の3つの基本的な考えがあります。資料を参考にいただければありがたいです。

1 番目、長期的に育む。30年間を一つのスパンと考え、人が生まれてから次の世代を育てるまでの目安とします。

2. つながりで育む。ぎふ木育のキーワードはつながりです。産業や歴史と木育とのつながり、森、川、海とのつながり、地域と学校とのつながり、体験活動と指導目標とのつながり、世代間とのつながりなど、ぎふ木育の取組によって点がつながり、線となり、線が面へと広がることを目指します。

3. 段階的に育む。目指す姿に向けて必要なステップを習熟度により段階分けするとともに、教育の現場を強く意識し、それぞれの学年を想定した具体的な活動を例示しています。将来的に行動できる人を育てていくためには、全てを一度に理解させようとするのではなく、段階的、継続的なステップに基づく、丁寧な取組が必要だと考え、次の6つのステップを設定しています。

ステップ1. 触れ合う、親しむ。これは乳幼児期です。

ステップ2. 関心を持つ、気づく。小学校低学年期。

ステップ3. 調べる、理解する。小学校中・高学年期。

ステップ4. 考える、判断する。中学校期。

ステップ5. 参加する、行動する。高校生・大学生期。

ステップ6. 伝える。成人期以降。

ステップ2から4までは、学校教育に大きな関係があります。

そこで、教育長に質問です。

約8割を森林が占める美濃市において、ぎふ木育30年ビジョンを受け、美濃市にできた県内に一つしかないmorinosとの連携・活用について、教育長はどのようにお考え、学校教育に生かそうとしているか、お聞きいたします。

○議長（辻 文男君） 教育長 樋口宜直君。

○教育長（樋口宜直君） morinosとの連携・活用について、どのように考えているのかについてお答えをいたします。

これまで教育委員会は、森林文化アカデミーから講師を招いて、市内の自然を学ぶ研修会を実施しております。また、昨年度、中有知小学校がmorinos試行プログラムを活用し、演習林の中で体験活動を行いました。本年度は、美濃小学校と大矢田小学校がmorinosを利用し、美濃小学校4年生は自然の中に設置されている遊具で思う存分遊び、拾った木の実等を使って造形遊びをするなど、森の中での遊びを十分楽しむことができました。

連携・活用のためには、まず学校がmorinosを知ることが大切だと考えております。そのために、例えばmorinosからの情報発信を受け、実際にどのような活動ができるのかを確かめていくことが必要だと考えております。その上で、ぎふ木育30年ビジョンで示している体験活動と学習のつながりを明らかにさせながら、morinosが示している学校向け団体プログラムを学校へ情報提供するなどして、学校教育での活用の在り方を考えてまいります。

〔2番議員挙手〕

○議長（辻 文男君） 2番 須田盛也君。

○2番（須田盛也君） 美濃市にできた、岐阜県に一つしかない森林総合教育センターmorinosですので、美濃市の子供たち、先生方にぜひ活用体験してほしいと願っています。

morinosが大切にしていることの一つに、「森を学ぶのではなく、まずは森を楽しみ、感じる事が何よりも大切です。すごいなあ、不思議だなあが本当の学びの原動力です」とつぶっています。ここでの心を動かす体験は、必ず美濃市の森林や自然に関心を持つきっかけになると思っています。

コロナ禍で子供たちは満足な生活ができず、ストレスもたまっていると考えます。こんなときこそ、子供たちには野外、屋外での森林や自然体験活動をすることで、心に栄養を取ってほしいなと願っています。

小学生の生活科や小学校5年生の野外活動で活用できることを期待しながら、私の質問を終わらせていただきます。

○議長（辻 文男君） お諮りいたします。本日の会議はこれにて延会したいと思います。これに御異議はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（辻 文男君） 御異議がないものと認めます。よって、本日はこれにて延会することに決定いたしました。

本日はこれをもって延会とし、明日15日の午前10時から会議を開きます。当日の議事日程

は追って配付いたします。

本日は御苦勞さまでした。

延会 午後 2 時20分

前記のとおり会議の次第を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和2年12月14日

美濃市議会議長 辻 文 男

署 名 議 員 古 田 豊

署 名 議 員 太 田 照 彦

令和 2 年 12 月 15 日

令和 2 年第 5 回美濃市議会定例会会議録（第 3 号）

議 事 日 程 (第 3 号)

令和 2 年 12 月 15 日 (火曜日) 午前 10 時開議

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 市政に対する一般質問

本日の会議に付した事件

第 1 から第 2 までの各事件

出席議員 (13 名)

1 番	松 嶋 哲 也 君	2 番	須 田 盛 也 君
3 番	服 部 光 由 君	4 番	豊 澤 正 信 君
5 番	梅 村 辰 郎 君	6 番	永 田 知 子 君
7 番	古 田 秀 文 君	8 番	岡 部 忠 敏 君
9 番	辻 文 男 君	10 番	古 田 豊 君
11 番	太 田 照 彦 君	12 番	山 口 育 男 君
13 番	佐 藤 好 夫 君		

欠席議員 (なし)

説明のため出席した者

市 長	武 藤 鉄 弘 君	副 市 長	堀 部 勉 君
教 育 長	樋 口 宜 直 君	総 務 部 長	瀬 瀬 敬 久 君
民 生 部 長 (福祉事務所長)	西 部 芳 秀 君	産 業 振 興 部 長	永 田 幸 泰 君
建 設 部 長	池 田 健 一 君	会 計 管 理 者	篠 田 博 史 君
教 育 次 長	井 上 博 司 君	美 濃 病 院 事 務 局 長	林 信 一 君
民 生 部 参 事	辻 幸 子 君	参 事 兼 都 市 整 備 課 長	島 田 勝 美 君
総 務 課 長・ 選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局 長	村 井 和 仁 君	秘 書 課 長	高 橋 保 雄 君

職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	澤 村 浩	議会事務局 議事調査係長	平 田 純 也
議会事務局書記	須 田 早 希		

開議の宣告

○議長（辻 文男君） 皆さん、おはようございます。

議場内の皆さんにお願いいたします。携帯電話をお持ちの方は、マナーモードにするか、電源をお切りくださるようお願いいたします。

新型コロナウイルス感染症対策のため、議席及び執行部席を移動して間隔を広げて着席し、議場内の換気のため、一部の扉を開放しています。

また、議場内でのマスク着用をお願いいたします。

今定例会より議長席、演壇及び質問席にアクリル板を設置しました。アクリル板の前ではマスクを外して発言することを認めます。

なお、感染予防のため、発言者ごとに職員が演壇及び質問席の拭き取り消毒を行いますので、御承知をお願いいたします。

これより、私もマスクを外して議事を進行します。

ただいまから本日の会議を始めます。

開議 午前10時00分

○議長（辻 文男君） 本日の日程は、お手元に配付したとおり決めました。

第1 会議録署名議員の指名

○議長（辻 文男君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、12番 山口育男君、13番 佐藤好夫君の兩名を指名いたします。

第2 市政に対する一般質問

○議長（辻 文男君） 日程第2、市政に対する一般質問を行います。

昨日に引き続き、順次発言を許します。

最初に、10番 古田豊君。

○10番（古田 豊君） 皆さん、おはようございます。

議長からお許しいただきましたので、私は大きく分けて3点にわたる質問をしたいと思いますので、よろしく申し上げます。

まず1番、コロナ禍の中での美濃市の対応について。

その1. 生活困窮者に対して給付金の交付はできないかについて市長に質問します。

新型コロナウイルス感染症の蔓延が広がっています。この災害は、全世界をのみ込みながらさらに拡大を続けるのか、いつ終えんをするのか見通しの立たない中で、全世界に多大な傷痕を残しながら現在進行中であります。

美濃市民の皆さんも、特に製造業、飲食業、小売業を中心に大変な売上減が生じるとともに、勤労所得者にとって、解雇や雇い止めなどで大幅な給料減やボーナス減に見舞われて、

将来の人生に大きな不安を抱える事態になってしまっています。

首都圏をはじめとした都市では、感染防止のためにお酒の出る店やカラオケ店には営業時間の短縮が求められ、その対応として、1店舗につき40万円とか50万円の給付金が支払われるということです。美濃市においては営業時間の短縮は求められていませんが、不要不急の移動の自粛とか、新たに美濃市でも新型コロナウイルス感染症の陽性者が出たということもありまして、いろいろなお店にはぱたっとお客さんがいなくなってしまったのではないかと思います。企業の経営者やお店の経営者には倒産の心配がありますし、一般の市民の皆さんには生活破綻の心配も出てきました。

政府は、自助・共助・公助の順番だと言います。一生懸命頑張っても自助をしても苦しい状態が続き、どうしようもなくなってしまう場合も出てきかねません。それから公助の出番だといっても、そのときは多くの方がぼろぼろに傷ついてしまっています。公助を後回しにすると、手後れになってしまう可能性もあります。困っている人も地域も崩壊し、二度と立ち上がれなくなってしまう可能性が出てきます。地球温暖化による災害や疫病の発生で、苦しい時代が今後20年も続く可能性もあるという心配もされております。

給付金を配ってほしいという市民の気持ちが強いと思いますが、給付金の配付はできないか、市長の答弁を求めます。

○議長（辻 文男君） 市長 武藤鉄弘君。

○市長（武藤鉄弘君） 皆さん、おはようございます。

ただいま古田議員から生活困窮者に対する給付金の配付ということでの御質問がございました。その内容につきまして、御答弁させていただきます。

一般的な生活困窮者と申しますと、収入や資産が少なく、あるいは収入が得られず生活に困窮している人というふうに言われております。生活困窮者の自立支援法によれば、現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者と、こういった定義がなされております。これらの方々につきましては、生活保護で守られているということでございますが、これ以外に、税や保険料をはじめとする社会保障制度では、前年度の所得を基準に免除、軽減、猶予といった制度で支援を行っているところであります。

今回のコロナ禍におきましては、外出の自粛の影響で、観光業や飲食業などで消費が落ち込みまして、従事している方の収入が減ったりお店が閉店に追い込まれるなど、厳しい状況に置かれた方もございます。こういった方々のお一人お一人の状況を把握することは非常に困難であるということから、国・県・市では一刻も早く支援が届くことを目的に、1人10万円の定額給付金をはじめ、またひとり親世帯などの給付金、また大学生への家賃補助、高齢者に対する商品券の配付など、幅広い年代への支援を行ってまいりました。

また、売上げが減少した宿泊施設や料理店に対する支援や事業再開に向けた感染予防対策費用の支援、住居確保給付金などの生活支援を行ってきたところではありますし、現在でも行っているところでございます。

こうした状況の中で、社会福祉協議会が行っております緊急小口資金の貸付制度がござい

ますけれども、今まで4月から11月末までに87件、約2,500万円の利用もございました。この間、美濃市では生活保護を受けたという方はございません。

一方、市内の金融機関にお尋ねしましたところ、個人預金の伸び率でありますけれども、今年度の上半期で3.96%と、昨年同時期に比べて5倍以上個人資産伸びているというような実態もございます。原因については調査をしておりますけれども、感染防止のため、行動の自粛などにより消費が減ったのではなかろうか。またあるいは、今後の生活への不安からお金が貯蓄に回ったのではないかというふうに思っています。

お尋ねのコロナ禍における生活困窮者への給付金の支給でございますが、まずは困窮者というのを特定するのに非常に困難でありますし、一定の基準をつくると、そこでその差が出てくるということもございますので、現時点ではこういった特定した方への給付金は今までやっている制度を活用いただくと。特に緊急小口資金の貸付制度は最高60万円まで借りられると、このようであります。そして、どうしても返せないということであれば、御相談いただければ、そのときの対応ということで返済が免除されると、こういう制度でございますので、ぜひそういった制度を活用いただきまして、この苦難を乗り越えていただければと思っています。

また、事業者につきましては、いろいろな制度があります。例えば、使用者に対する臨時雇用調整助成金など、まだございますので、ぜひお困りの方は市役所のほうに相談窓口を設置しておりますので、ぜひ御活用いただき、この年末年始を乗り越えていただきますようお願いしたいなと思っています。

しかしながら、昨日、急にG o T o トラベルが全国一斉停止ということで、今朝聞きましたところ、美濃市内でも400万円近い方のキャンセルが発生しているということで、非常に厳しい状況でありますので、これにつきましては、県あるいは国と、こういったところからの状況を確認しながら適切に対応していきたいと思っています。

しかしながら、それでも非常に不安だと思われるので、実は美濃市では元旦を除く12月29日から1月3日までの間、相談窓口を設置してあります。美濃市役所と社会福祉協議会のほうで相談窓口を設置し、緊急のお金については対応できるようにということで考えておりますので、ぜひそういった制度を御活用いただければと思っています。

[10番議員挙手]

○議長（辻 文男君） 10番 古田豊君。

○10番（古田 豊君） ありがとうございます。

コロナ感染症の第1波、第2波のときには1人10万円の定額給付金が頂けたり、ひとり親世帯への給付金や大学生の家賃補助、高齢者に対する商品券の配付、あるいは売上げが減少した宿泊施設や料理店、その他の売上げの減った企業や個人の商店に対しての持続化給付金や家賃補償、あるいは貸付制度などなど、たくさんの助成制度が施行され、美濃市にはお金はないのにこんなに助成をしていただき、美濃市の財政は大丈夫なのですかと大変感謝をされ、喜ばれました。

しかし、ここに来て、またまたコロナウイルス感染症の第3波が来て、製造業や飲食業、小売業をはじめ、勤労所得者にとっても大幅な所得の減少が起り、将来の見通しが立たなくなっていました。一段と公助の必要なときだと思えます。

生活困窮者を特定するのは大変難しいと言われますが、特に住民税非課税世帯は、皆将来に不安を持っておられます。全国的には自殺者が増えてきております。個人預金の伸び率は、昨年度同時期の5倍以上だと言われますが、これは株価維持のために政府がお金を流し続ける政策を取っているため、金余りで一部の投資家が大変なお金もうけをしておられるため、一般市民は消費を控え、生活防衛に必死です。しっかりとした公助で、市民の皆さんの力になっていただくことを要望しておきます。

次に、2点目の第6次総合計画策定の延期はできないのかについて市長に質問をいたします。

今までの日本は、大量生産、大量消費の米国型資本主義経済で成長してきましたが、新型コロナウイルス感染症の発生で、大きな変化が求められる社会に変わっていくような気がいたします。新型コロナウイルス感染症の蔓延により、命よりも経済が優先された時代から、経済よりも命が大切にされる人間本来の社会に変わっていくのではないかと思います。

我々にとっては経験したことのない社会でありまして、果たして美濃市の人口が多いほうがよいのか、少なくとも大丈夫なのか、頭の中でうまく整理できていません。先の見通しも全く立てられない中で、美濃市第6次総合計画という今後10年先の計画を策定するというには無理があると思います。どうしてもつくらなければならない計画ではないと思いますので、せめてこのコロナ禍が落ち着いたら、ゆっくりと我々市議会議員も将来に夢を感じられるような計画の一翼を担わせていただきたいと思います。今は少し無理な気がいたしますので、この第6次総合計画の策定をまずは1年延期していただきたいと思います。いかがでしょうか。市長に答弁を求めます。

○議長（辻 文男君） 市長 武藤鉄弘君。

○市長（武藤鉄弘君） 第6次総合計画策定の延期についての御質問にお答えさせていただきます。

第6次総合計画につきましては、昨年度から施策ごとに市民参加の8つの「考える会」を設置し、議論をいただけてきました。本年8月にその提案書が取りまとめられ、それを基に基本構想案、基本計画案を作成し、現在総合計画審議会に諮問をしている、こういったところでございます。

これまでに3回にわたりまして総合計画審議会を開催し、熱心に御議論いただいております。委員の皆様方からは、今後の美濃市の在り方、方向性について、それぞれの立場から貴重な御意見を多くいただいております。計画案の修正をしながら、年度内に策定をするというスケジュールで取り組んでおるところでございます。

議員からは、市議会全員協議会の場や、総合計画・地方創生特別委員会の場において、新型コロナウイルス感染症の影響を加味した考え方が必要であるとのことから、策定期期を1

年延期したらどうかと、こういった提案はいろんな会議でいただいておりますけれども、基本構想、あるいは基本計画につきましては、10年後の市のあるべき姿でありまして、まちづくりの大きな方向性を示すものでございます。したがって、美濃市総合計画条例に従いまして策定を進めていくこととしています。

なお、議員が心配されますウイズコロナ、あるいはアフターコロナ、こんな課題につきましては、その対応につきましてはそれぞれの施策を行う中で考えていくべきものというふうに認識をしております。

さらに、今後は新たな感染症や自然災害など、不測の事態が起こる可能性も十分にありますので、それぞれ事案が起こった段階で施策の見直しを行う中で、美濃市の将来を目的に向かって進めていくと、こういう思いでございますので、御理解いただきたいと思っています。

[10番議員挙手]

○議長（辻 文男君） 10番 古田豊君。

○10番（古田 豊君） ありがとうございます。

要望しておきます。考える会の皆さんや、総合計画審議会の皆さんには、大変御足労をおかけし、素晴らしい提案書を作成していただき、ありがとうございました。順調に第6次総合計画が作成され、令和3年度から10年後の美濃市のあるべき姿が示され、まちづくりの方向性が示されて美濃市の発展に寄与していくものと思っておりましたが、思いも寄らぬ新型コロナウイルス感染症の影響により、人間の命と経済の大幅な変化や暮らしの変化が今までとは大きく異なっていくのではないかとと思われる社会になってしまいました。

例えば、笠神工業団地への企業誘致とか、旧牧谷街道の整備とか、以安寺山の整備などの計画も手つかずで休止状態になってしまっていますし、山崎大橋の4車線化もめどが立たなくなつたのではないかと考えられます。

来年の東京オリンピック・パラリンピックは果たして開催できるのか、これらの計画はどんなふうになるのか見通しが立ちません。また、新型コロナウイルス感染症によって、多くの企業や商店が倒産したり、人口が大幅に減ったりする可能性も出てきました。今までのような利益を永久に追求して地球環境を破壊していく社会は続かず、自然を大切にする自給自足型社会へと変わっていくのかもしれない。そんな将来の見通しの立たない社会の中での10年計画は、実体の伴わない絵に描いた餅になってしまうのではないかと心配されます。

今は大災害の最中だという危機感を持って、コロナ撲滅と経済立て直しと市民の安心・安全を守るために専念するべきときではないかと思えます。義務的に総合計画をつくるのではなく、コロナ後の社会はどのように変わっていくのかをしっかりと見極めてから、他市よりも一歩進んだ総合計画が立てられるように、せめてコロナ禍が収まるまでの1年間は、この計画策定を延長していただくことを要望しておきます。

次に、3点目のコロナ禍における自粛警察問題についての考えはどのようなか、総務部長にお尋ねをいたします。

人間は大変弱い面を持っていて、自分に対して災難が降りかかったり、将来にとって

大変不利な状況に落ち込む不安が生じてくると、自分を守ろうとして相手を誹謗中傷したり、デマを流したり、差別をしたりするようになります。このコロナ禍においても、フェイクニュースを流されたり、誹謗中傷があったりというお話も聞きます。誰でもコロナに感染したくて感染したわけではないし、いつ自分が感染するかもしれません。また、お店の経営でも、営業時間は守って後片づけをしているのに、営業していると勘違いされて、デマを流されるということもあったみたいです。今後においても何が起こるか知りません。

この問題は、市の職員だけでは解決できるものではありませんので、自治会をはじめとした各種団体に力を借りて、こんな問題が起こらないように徹底をしていただきたいと思います。総務部長の答弁を求めます。

○議長（辻 文男君） 総務部長 瀨瀬敬久君。

○総務部長（瀨瀬敬久君） おはようございます。

それでは、3点目の御質問のコロナ禍による自粛警察問題についての考えについてお答えをいたします。

4月の国の緊急事態宣言により、全ての都道府県で住民に対して外出等の自粛、密閉・密集・密接の3つの密を避けることなど、感染防止に必要な協力の要請があり、またパチンコ店、飲食店など人が集まる事業所に対しては、使用制限や休業の要請がなされました。こうした自粛要請や休業要請が守られているかどうか目を光らせ、県外ナンバーの車に嫌がらせをしたり、営業する店舗に貼り紙をして脅すなど、他人の行動に過剰に干渉する自粛警察と呼ばれる行為が全国的に見られるようになり、当市でも議員御指摘の事案以外に、ある店が営業しているので休業させろという通報が実際にございました。

そうした中、県において7月に策定された岐阜県感染症対策基本条例を踏まえ、新型コロナウイルスへの恐怖心、誤解や偏見により人を排除したり差別したりすることをコロナ・ハラスメントとして、9月1日に岐阜県知事と県内全市町村長との連名でストップ「コロナ・ハラスメント」宣言を発出し、感染者や医療従事者、その御家族などの関係者が不当な差別や誹謗中傷を受けることがないよう啓発などに取り組んできたところでございます。

議員御指摘の自粛警察も、このコロナ・ハラスメントの範疇に入るものと思われませんが、目下の感染の拡大に伴い、コロナ・ハラスメントの増加が懸念されることから、こうした差別やいじめの防止に向けた啓発をあんしんメール、ホームページ、同報無線などにより行うとともに、広報みのやチラシを作成し、自治会の御協力を得ながら市民の皆さんへ周知するなど、引き続き防止対策の徹底を図っていきたいと考えております。

[10番議員挙手]

○議長（辻 文男君） 10番 古田豊君。

○10番（古田 豊君） 大変ありがとうございました。

それでは次に、大きな2番目の質問に移りたいと思います。

美濃インター前周辺の開発について。美濃インター前、県道の南側の区画整理事業を行うべきではないかについて建設部長に質問をいたします。

美濃市は、第5次総合計画では、人口減少対策や、地域経済活性化対策や、伝統産業や文化の継承など、政策を掲げて取り組んできましたが、人口は毎年減るばかりですし、なかなか目標どおりに政策が実現していかない。これは全国一律の難題だから仕方がないと諦めるのか、いやいや、少し政策が甘かったのではないかと思うのかで、今後の美濃市は大きく変わっていくのではないかと思いますので、質問をしたいと思います。

まず、人口問題については、第5次総合計画では10年後には美濃市の人口を2万1,000人にするという目標を立てました。その間、平成26年6月には、日本創生会議・人口減少問題検討分科会、座長 増田寛也元総務大臣から公表された提言において、美濃市は人口流出がこのまま続くと、自治体として将来的には消滅するおそれが高いとされたところですが、その後も人口は減り続けています。

美濃市は、関東・関西・東海・北陸・各圏域間の中心に位置し、東海北陸自動車道、東海環状自動車道の結節点であるとともに、名古屋市の40キロメートル圏内にあり、東海環状自動車道の西回り路線は、やがて全線開通をします。交通アクセスの飛躍的な向上が見込まれています。こんな美濃市が発展していかないはずはありません。ぜひ発展をさせてほしいと思います。美濃市は日本のまん真ん中に位置し、他の自治体では追随することのできない環境にあり、活断層のない、津波の影響のない、自然豊かで風光明媚な美濃市であるのに、なぜ活性化していかないのかよく考えてみる必要があると思います。

1つには、美濃インター南側の一番にぎわいの期待される土地が、以前のまま放置をされていると言っても過言ではない状態であることです。美濃市の玄関口が未開発の状態では、美濃市は発展していかないのは無理もないと市民の皆さんは思っておられると思います。インフラの整備に目を向けると、インター南側の市道は狭く軟弱であるため、大きな車が往来すると、沈下や穴ぼこができやすく、危険であり、改善が必要です。改善すれば基盤ができますので、住宅や人口が増えますので、早く改善をするべきです。しかしながら、美濃市の財政は大変厳しいということですので、地域住民の力を借りて、土地区画整理組合をつくって、土地の用途変更をして、商業地域か準工業地域、または住宅地域にして、美濃インター前の県道岐阜美濃線から南側の地区の土地区画整理事業を進めるべきではないかと思っています。

この地域では、今までにもいろいろなお店ができては採算が合わないからといって閉店をされていきました。今年度は、新型コロナの影響により、みの観光ホテルさんが休業をされ、ひっそりとしているのは寂しい限りです。また、JA中有知支店さんも移転されるそうです。その他の多くは水田として利用されていますが、米の値段も年々値下がりをして、農家の方も米作りでは採算が合わないので、開発事業には賛成をしてくださると思います。

美濃インターチェンジを囲むこの地区は、美濃市では一番価値の高いよい土地であるにもかかわらず、今までに何の手も施されずに放置されてきました。美濃市の財産が有効利用されていません。この地区の土地区画整理事業を行って、美濃市の人口増対策と、地域経済の活性化の目玉対策として取り組んでいただきたいと思います。都市整備課の皆さんに頑張っていていただいて、一日も早く実現をしていただきたいと思います。なお、土地区画整理事業は

計画をしてから完成までに長い期間が必要です。地権者の皆さんは、そんな時間的な余裕はありませんし、美濃市にとっても人口増対策から見ても、一日も早く完成させるべきだと思いますので、ぜひ頑張っていたきたいと思います。

美濃市の人口増と経済の発展の手法として土地区画整理事業を進めることによって、取付道路を整備したり、道路拡幅をしたりして、協力体制を取っていくようにお願いするとともに、地域から何か言ってきたら話合いに応じるという消極的な立場ではなくて、行政側から積極的に出かけて行って、お互いをよい方向に発展させていくのが必要なのではないかと思います。

そこで、人口増加と地域の活性化に必要な周辺開発について、土地区画整理事業を行うべきと考えますが、建設部長にお答えをお願いいたします。

○議長（辻 文男君） 建設部長 池田健一君。

○建設部長（池田健一君） 皆さん、おはようございます。

県道岐阜美濃線の南側の土地区画整理事業についてお答えいたします。

まず初めに、土地区画整理事業とは、一言で言うならば、住みよいまちづくりのハード面の整備を行う事業でございます。区域内に道路や排水路、公園などを造り、土地を整った形にすることで使いやすくする、計画的な土地利用を可能にするものでございます。

また、土地区画整理事業は、地域の住民が中心となり進めていく事業でございます。地域住民が主体的に住みよいまちづくりを考える中で、地域の人たちが話合いを進め、区画整理の手法を選択し、土地を少しずつ出し合って進めていくものでございます。

本市では、過去に松森、松栄町、松倉台の中有知地区、笠神地区、極楽寺、大矢田のみみじが丘、美濃インター前の土地区画整理事業が実施され、現在は吉川町、常盤町及び生櫛の三軒屋、上生櫛において事業が行われております。また、今後は大矢田・極楽寺地区、松森東地区も進めていくと考えています。

美濃インター周辺のこの地域で土地区画整理事業を進めるのであれば、土地利用、防災面、緊急搬送等を考えますと、区域はできる限り正方形や長方形などとし、区画内の道路は碁盤の目のような配置で幅広な道路が望ましいと考えます。

また、都市計画では準工業地域になっておりますので、土地の利用方法は優良住宅地として移住・定住を考えることが可能ですし、工場を誘致することも可能です。工場誘致には5ヘクタールから10ヘクタールくらいのまとまった土地が必要だと考えます。

人口減少や地域経済活性化対策として、土地の有効利用について提案がございましたので、地元の意見をお聞きする場として説明会を開催したいと考えております。

[10番議員挙手]

○議長（辻 文男君） 10番 古田豊君。

○10番（古田 豊君） ありがとうございます。

要望しておきたいと思います。人口減少対策や地域経済活性化対策として、この県道岐阜美濃線の南側の美濃インターチェンジ周辺の土地区画整理事業を行うことによって、美濃市

の玄関口であるこの地域は変貌します。人口は増え、美濃市の経済の発展と働き場の確保にもつながります。また、最近の社会の沈滞ムードを一気に明るいものに変えていく起爆剤にもなると考えています。ぜひ、答弁いただいたように、地元の意見をお聞きする場として説明会をできるだけ早く開催されることを要望しておきます。

次に、3番目の質問に入りたいと思います。

公共交通の利便性について。1番、夜間の「のり愛くん」の運行はできないかについて総務部長に質問します。

人口が減って消費も減っていくと、お店の経営も苦しくなり、お客さんもめっきり少なくなったからと、タクシーは夜間は営業しないとか、水道の漏水があっても、小さな仕事であったりあまり利益の上がらない仕事であったりすると、なかなか修理してもらえなかったり、電気のヒューズが飛んだくらいではなかなか修理に来てもらえないというような時代になってしまうかもしれません。既に、夜になるとタクシーの営業をされていません。

住みやすさランキングでは、電車もない、タクシーもないというような過疎地ほど住みにくいという結果が出ています。東京の一極集中の是正ということですので、東京と比べて、せめて交通網の遅れを取り戻すためにも、美濃市での交通網の復活を考えていただきたい。

現在は午後6時までは「のり愛くん」は運行されていますが、午後6時以降は運行されていません。交通の不便なまちに、市民の皆さんは大変不便をされていますし、忘年会や新年会など、お酒の入る会合などには出席をためらったりして、大変困っておられます。交通手段は公共性があるものですので、ぜひ夜の10時ぐらいまでは「のり愛くん」の運行をしていただくように要求をしたいと思います。創意工夫をして、夜の6時過ぎには料金の上乗せを考えるなどしてでも「のり愛くん」の運行を考えていただきたい。総務部長に答弁を求めます。

○議長（辻 文男君） 総務部長 瀨瀨敬久君。

○総務部長（瀨瀨敬久君） それでは、3つ目の御質問、公共交通の利便性についての夜間の「のり愛くん」の運行はできないかについてお答えをいたします。

「のり愛くん」は御承知のとおり、主として買物や通院の利便性の向上を図るため、午前8時から午後6時までの運行としております。運行時間の延長につきましては、民間タクシー事業者との競合や市の大幅な財政負担が課題となりますので、現段階においては困難であると考えております。

市内のタクシー事業者にお聞きしましたところ、新型コロナウイルス感染症の影響により、昼夜を問わず利用する方が大幅に減少しており、特に夜7時以降の営業についてはほとんど乗客がいないため、夜間の営業は夜7時までとされており、それ以降の時間帯については予約していただければ利用可能とされております。

〔10番議員挙手〕

○議長（辻 文男君） 10番 古田豊君。

○10番（古田 豊君） ありがとうございます。

要望しておきます。小売店や居酒屋さんやスナックの経営者さん等は、お客さんが来てくださるのか来てくださらないのか分からないけれども、必死でお店を開けて頑張っておられます。コロナだからといって休むわけにはいかないのと、苦しいときを乗り越えてこそ、またよいときも来ると信じて頑張っておられます。特に公共性のある職業の場合においては、創意工夫をして頑張っておられると思います。そのような要請をしていただくことを要望しておきます。

以上で質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（辻 文男君） 次に、8番 岡部忠敏君。

○8番（岡部忠敏君） おはようございます。

発言通告に従いまして、1点の質問を一問一答でお伺いします。

学校における働き方改革について教育長にお尋ねいたします。

平成28年度の文部科学省の教員勤務実態調査結果を踏まえた推計によれば、小学校の教師は年間800時間、中学校の教師は年間1,100時間程度の時間外勤務が行われているそうです。

子供に関することは全て学校で対応してほしいといった保護者や地域の意識に対しまして教師が応えていけば、教師には大変大きな負担となり、学校という職場がブラック職場と言われかねないと思います。

昨年の令和元年10月4日の第200回臨時国会において、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法、給特法が改正されました。時間外勤務を月当たり45時間、年当たり360時間以内とする上限ガイドラインが法的な根拠のある指針となり、衆参両院の附帯決議において、各地方公共団体に対して指針を参酌した上で、条例・規則等そのものに教育職員の在校等時間の上限時間数を定めるよう求めることが盛り込まれました。

学校における働き方改革は、行政、学校、保護者、地域が認識を共有して当たらないといけない重要な問題であります。この働き方改革の大前提は、学校現場における在校等時間の客観的な把握と管理であると考えますが、文部科学省の令和元年度教育委員会における学校の働き方改革のための取組状況調査によれば、ICカードやタイムカード等の記録による客観的な方法での勤務実態の把握は、都道府県では66%、政令市では75%まで伸びている一方、市区町村は47.4%にとどまる状況であります。

在校等時間の適正な把握と管理がなされなければ、長時間勤務を止めることはできません。それと同時に、勤務時間の把握に際して、管理職や教師に負担のかからないようにすることも重要なことでもあります。

文部科学省による教員勤務時間実態調査（平成28年度版）では、教員である教諭の1日当たりの学内勤務時間は小学校で11時間15分、中学校では11時間32分で、平成18年度と比較して、いずれも増加しております。

そこで、1つ目の質問として、美濃市において、客観的な方法の導入を通じた在校等時間の適正な把握の状況はどのようなか。そして、教員の1日当たりの在校等時間はどのようなかをお尋ねいたします。

○議長（辻 文男君） 教育長 樋口宜直君。

○教育長（樋口宜直君） おはようございます。

ただいまの御質問、教員の在校等時間の客観的な把握方法と教員の1日当たりの在校等時間についてお答えをいたします。

在校等時間の把握につきましては、現在パソコンの専用ソフトを活用しております。職員が出勤したときに画面の出勤ボタンを押し、帰るときには退勤ボタンを押すことで、自動的にその時刻が記録されるようになっております。これにより、各学校は客観的に在校等時間を把握しております。

また、教育委員会では、毎月の学校からの報告によりまして、市内教員の在校等時間を把握しております。

なお、本年度の教員の1日当たりの在校等時間につきましては、学校が再開されました6月から11月までの期間につきまして、小学校は平均で9時間36分、中学校は平均で10時間25分でした。

〔8番議員挙手〕

○議長（辻 文男君） 8番 岡部忠敏君。

○8番（岡部忠敏君） 先ほどの小学校、中学校の在校等時間は、いずれも平成28年度文部科学省の調査結果を下回る数値でありました。ひとまず安心したところであります。

次に、今回の給特法改正では、教師の在校等時間の上限目安を月45時間、年で360時間と設定したガイドラインが法的根拠のある指針になっております。民間企業で同等の上限目安を設定することは、優秀な人材の確保に必要であることです。教師にも、そういった優秀な人材の方に目指してもらうためにも必要なこととございます。

在校等時間の上限を、条例や規則等で明確に位置づけることは欠かせないものです。条例や規則等で定められました在校等時間の上限を踏まえた業務の適正化を徹底していければ、学校における働き方改革は推し進むのではないのでしょうか。

文部科学省のさきの令和元年度を取組状況調査によると、全国の各教育委員会での在校等時間の縮減効果が大きいと考えられる取組の上位5項目は、1が部活動ガイドラインの実効性の担保、2が学校閉庁日の設定、3が情報通信技術を活用した事務作業の負担軽減、4が留守番電話の設置やメールによる連絡対応の体制整備、そして最後の5番目が部活動への外部人材の参画が上げられております。この調査結果は、文部科学省のホームページに公表されており、全国の学校や教育委員会の効果的な取組例も掲載されております。

そこで最後ですが、美濃市の子供たちが予測不可能な未来社会を自律的に生き、社会に参画するための資質・能力を育成するためには、学校教育の改善が求められます。教員の担うべき業務を明確にする、そして部活動の負担を軽減するなど、長時間労働を改善するために、美濃市の小・中学校の働き方改革を進めるにはどのように具体的な取組をしていくのか、教育長にお尋ねいたします。

○議長（辻 文男君） 教育長 樋口宜直君。

○教育長（樋口宜直君） 働き方改革の具体的な取組についてお答えをいたします。

まず、部活動につきましては、本年4月1日から運用しております美濃市立中学校運動部活動指針で、教員の負担過重にならないようにすること、平日の夜間及び休日の活動につきましては学校管理外の活動となることなどを示しており、学校はこの指針に基づいて部活動を実施しております。部活動への外部人材の参画につきましては、平日の夜間及び休日の活動は保護者会によって運営され、保護者や地域指導者による外部人材によって指導が行われております。

学校閉庁日につきましては、平成30年度より8月のお盆の期間を中心に学校閉庁日を設定しております。本年度は8月11日から14日までを閉庁日といたしました。

情報通信技術を活用した事務作業の負担軽減につきましては、校務の情報化のために統合型校務支援システムを導入し、令和3年4月からシステムの一部の機能から順に運用を始める予定であります。

留守番電話につきましては、本年度より自動応答装置を全小・中学校に設置をいたしまして、午後7時以降にかかってきた電話は自動応答の対応になっております。この時刻につきましては、働き方改革の視点で、今後検討していきたいと思っております。

このように、現在進めている働き方改革の取組を今後も継続していくとともに、統合型校務支援システムを本格運用し、成績処理をはじめとした事務処理の効率化や、学校が行う業務の見直しなどにより負担軽減を図り、働き方改革の本来の目的である教師が元気な姿で子供の前に立てるようにするために、さらに業務の適正化に努めてまいります。

〔8番議員挙手〕

○議長（辻 文男君） 8番 岡部忠敏君。

○8番（岡部忠敏君） 答弁ありがとうございます。

日本型学校教育は、教師の方が1人で教科の指導や生活の指導、さらには部活動の指導等を全て行っております。このことは、国際的にも高い評価を受けておりますが、教師の方々の献身的な努力があればこそだと思っております。

教師の方々の長時間労働は、健康被害のリスクが心配されます。教師が元気な姿で子供の前に立てるようにするための環境整備を推し進めていただくことをお願いしまして質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（辻 文男君） これより、5分間休憩いたします。

休憩 午前10時57分

再開 午前11時02分

○議長（辻 文男君） ただいまから休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、1番 松嶋哲也君。

○1番（松嶋哲也君） 皆さん、こんにちは。

発言のお許しをいただきましたので、通告に従い、一問一答で1点目、高速バス、高速名

古屋線について3つの質問を総務部長に、2点目、美濃市における公共交通について1つの質問を市長にいたしますので、よろしく願いいたします。

まず1点目、高速バス高速名古屋線についての質問です。

これからの美濃市において、定住促進と少子化対策、他地域との交流拡大を念頭に置きますと、交通アクセスについての利便性の向上は重要な施策の一つであると考えます。特に美濃市内から名古屋市内へ行く場合の交通アクセス向上と利用促進は、最も大きな効果が期待されます。

現在、美濃市から名古屋市への公共交通機関を利用したアクセスとしては、長良川鉄道を利用して美濃太田駅から多治見、あるいは鶯沼、岐阜などを経由していく方法。高速八幡線で高速美濃バス停から高速バスに乗り、岐阜駅を経由して名古屋へ向かう方法。そして一番多く利用されているのが、高速名古屋関美濃線を利用して名古屋へ行く方法です。ほかの公共交通機関と比較して高速名古屋関美濃線が多く利用される理由ですが、1. 直通なので安心して乗車できる。2. 座席に座ったまま行ける。3. 運賃が一番安いなどです。なお、利用目的としては、休日は買物、観劇、スポーツ観戦、観光等ですが、平日は名古屋市内への通勤・通学にも多く利用されている模様です。

しかしながら、高速名古屋関美濃線は、10月から美濃市駅、美濃、相生町、うだつの町並み通り、美濃小倉公園前、美濃市役所前、段町、美濃病院の市内8停留所が廃止され、終点が中濃総合庁舎（美濃市生櫛）となりました。理由は、廃止される区間は美濃市の市街地を通るため、通勤時間帯の渋滞に巻き込まれ、遅れやすい。また、利用客数が1便当たり1人未満と少ないことが上げられています。また、コロナウイルス感染症拡大の影響で減便されるのではないかと心配の声も聞かれます。

ここで1つ目の質問です。

高速名古屋線の利用者数の推移と、運行状況はどのようなか。総務部長にお尋ねします。

○議長（辻 文男君） 総務部長 瀬瀬敬久君。

○総務部長（瀬瀬敬久君） それでは、高速バス、高速名古屋線についての1点目、高速名古屋線の利用者数の推移と運行状況はどのようなかについてお答えをいたします。

高速名古屋線の利用者数は、運行事業者である岐阜バスに問い合わせたところ、美濃市内からの乗車人数は今年度、4月は60人、5月は68人、6月161人、7月169人、8月138人、9月185人、10月208人、11月は312人となっております。

運行状況につきましては、平日は中濃総合庁舎発名鉄バスセンター行が17便で、帰りは16便が運行され、休日につきましては、中濃総合庁舎発が17便、関テクノハイランド発が1便の計18便で、帰りは17便が運行されております。

〔1番議員挙手〕

○議長（辻 文男君） 1番 松嶋哲也君。

○1番（松嶋哲也君） 回答いただきまして、高速名古屋線の運行状況につきましては、現在、減便していないということで少し安心しました。しかし、利用者の推移については、新型コ

新型コロナウイルス感染症の影響で4月から5月は激減し、その後増えているものの、少ない状況が続いていることが分かりました。これでは路線の運営が厳しいのかと思われますので、路線存続のための対策の必要性を感じます。

次の質問に移ります。

現在、高速名古屋関美濃線で、中濃庁舎から名鉄バスセンター間の運賃は片道1,260円です。1か月の定期運賃は通勤が6万8,000円、通学が4万9,100円になります。美濃市では、高速名古屋線通学定期乗車券購入補助経費として、学生の定期券購入に、月額5,000円8人、57か月分で28万5,000円の公的補助を行っていますが、これでは不十分であると思います。

現在、新型コロナウイルス感染症拡大により、大学・専門学校はオンライン授業が中心となり、学生は週に1回から2回だけ学校に行き、対面授業を受けている方も多いようです。このような状況のため、実家に住み、週に一、二回だけ通学する学生が増えていると聞いております。今後、美濃市においても、愛知県の大学・専門学校であれば、実家に住み、週に一、二回の通学を選択する方が増える可能性があります。

また、社会人もテレワークにより、週に一、二回だけの出勤の方が増えているようです。愛知県にお勤めの方であれば、美濃市からの通勤を検討する方も増える可能性があります。このような点から、高速名古屋線の公的補助の拡大が美濃市の定住促進に、そして路線の存続につながるのではないかと考えます。今まで行ってきた通学定期券購入補助の上乗せや、通勤定期券購入補助、その他の不定期乗車への補助など、公的補助の拡大を検討してみてもよいのではないのでしょうか。

ここで、2つ目の質問です。

高速名古屋線の利用者に対する公的補助の拡大はできないか、答弁を求めます。

○議長（辻 文男君） 総務部長 瀨瀨敬久君。

○総務部長（瀨瀨敬久君） 2点目の御質問、高速名古屋線の利用者に対する公的補助を拡大できないかについてお答えをいたします。

市では、平成30年度から高速名古屋線の通学定期乗車券を利用して通学する大学生、専門学校生など、またはその保護者に対し、年間6万円の補助を行っております。これは、美濃市内にできるだけ定住していただくこと、また保護者の経済的負担の軽減を図ることを目的として行っているもので、これまでの利用実績は、平成30年度は利用者6人で、延べ33か月、令和元年度は利用者8人で、延べ57か月、今年度は11月末までで利用者7人、延べ20か月利用されている状況でございます。

しかし、その利用実績を見てみますと、必ずしも想定した効果が現れているとは言えない状況にありますので、今後、市内の高校生や下宿をしている大学生などにアンケートを実施し、所期の目的を達成できるような効果が得られれば、補助拡大について検討してまいりたいと考えております。

〔1番議員挙手〕

○議長（辻 文男君） 1番 松嶋哲也君。

○1番（松嶋哲也君） 調査を実施し、結果により検討するとの回答をいただきましたが、要望があります。高速名古屋線について、通学定期券購入の補助については、増額をすぐに検討していただきたい。また、通勤定期券購入補助や不定期乗車への補助については、ぜひ早急に調査をしていただき、検討いただくことを要望いたします。

次の質問に移ります。

美濃市において、高速美濃インターチェンジが市街地から非常に近いことは、交通渋滞緩和や交通事故削減、災害に強いまちづくり、そして何よりも周辺地域との交通アクセスの利便性に大きく寄与していると考えます。

この美濃インターチェンジから高速道路を利用した高速名古屋郡上線は、高速美濃バス停からそのまま名古屋名鉄バスセンターまで運行されており、乗車時間が59分と非常に迅速にアクセスができ、魅力であると考えます。しかし、この路線は運行本数が少ないため、美濃市から高速名古屋線で名古屋まで行こうとする利用者の多くは関シティーターミナルを利用しています。理由は、1日の運行本数が多いことや、有料ですが、ターミナル内に駐車場があることなどが上げられています。

美濃市民が関シティーターミナルを利用すること自体が悪いとは思いませんが、そこまでの交通手段のない方のことや、美濃市への定住促進・少子化対策を考えますと、美濃市における高速名古屋線の利便性の向上は、進めるべき重要案件であると言えます。

ここで、3つ目の質問です。

高速名古屋線の今後について、市の考えはどのようなか、総務部長にお尋ねします。

○議長（辻 文男君） 総務部長 瀨瀬敬久君。

○総務部長（瀨瀬敬久君） 3点目の御質問、高速名古屋線の今後について、市の考えはどのようなかについてお答えをいたします。

これまでの高速名古屋線は、美濃市内8か所、関市内7か所の停留所に停車し、名古屋市までの運行時間が2時間近くかかっていたことから、運行時間の短縮と利便性の向上を図るため、運行事業者に対して、美濃インターチェンジから直接乗り入れをしてほしいと強く要望してまいりました。

そうした中、本年10月にダイヤ改正が行われ、市内8か所の停留所が廃止され、美濃市内の発着が全て中濃総合庁舎となったことや、運行本数が11便から17便へと6便増便され、そのうち13便が関市内7か所の停留所に停車しなくなったことで、これまで名古屋市まで2時間近くかかっていた運行時間が1時間20分程度と40分短縮され、利便性は格段に高まったものと考えております。

今後は、広報紙等に掲載するなど市民に広く周知するとともに、運行事業者にもさらに利便性がよくなるよう、引き続き要望してまいりたいと考えております。

なお、現在、高速バス専用の駐車場を確保しておりますが、今後、利用者が多くなった場合には、新たな駐車場の確保についても検討していく必要があると考えております。

〔1番議員挙手〕

○議長（辻 文男君） 1番 松嶋哲也君。

○1番（松嶋哲也君） 答弁ありがとうございました。

高速名古屋線については、今のままでは赤字が増え、減便や路線が減少し、これまで以上に利用者が減り、さらに赤字が増えるという負のスパイラルに陥ることが考えられます。路線の維持や利便性の確保のためには、利用者の増加を図ることが必要になります。そのためにも要望があります。

要望の1つ目が、答弁にもありました駐車場についてです。現在の駐車場はバス停から離れている、バス停からの道路が夜間は暗く不安があると聞きます。まずは街灯の増加や防犯カメラの設置を含めた現在の駐車場周辺の整備をお願いしたい。利用者が増えれば整備するのではなく、整備を先行して、利用者を増やしていただくようお願いいたします。

2つ目が、これも答弁にありました周知についてです。10月の広報みので、岐阜バスからのお知らせと題し、10月からの高速バス名古屋線の変更点の掲載がありましたが、運行本数が17便と6便増えたことや、13便が関市内7か所に停車しなくなり、運行時間が1時間20分程度と短縮され、利便性が高まった点の記述はありませんでした。高速バス名古屋線の詳細を再度掲載していただきたい。

また、新型コロナウイルス感染症の終息後を見据え、高速バスの乗り方教室や、高速名古屋線を利用した名古屋市内観光の提案など、地域社会とのコミュニケーションを通じた啓発活動を行い、さらなる利用者を獲得していただくよう要望いたします。

高速名古屋線の利便性の向上に引き続き尽力いただくよう申し上げて、1点目の質問を終わります。

次に、美濃市における公共交通について、市長にお尋ねいたします。

冒頭でも申し上げましたが、これからの定住促進と少子化対策、他地域との交流拡大を念頭に置きますと、公共交通についての利便性の向上が最も重要な施策の一つであります。

先ほどの質問では、他地域との交通アクセスについて、美濃市内と名古屋市を結ぶ高速名古屋線についての質問でしたが、2点目は、買物や通院など日常生活における美濃市内の移動を含め、公共交通についてお尋ねします。

美濃市第6次総合計画策定に係る調査報告において、美濃市から移転したい（美濃市から出たい）理由では、「公共交通の整備が整っていない」が57.6%と最も高く、次いで「買物が不便」が54.5%となっています。また、美濃市に将来どのようなまちになってほしいと思いますかの問いでは、20代で「バス・鉄道など公共交通機関が充実したまち」が最も高くなっており、今後の美濃市のまちづくりを進めるに当たり、どのような施策を重点に進めたらよいと思いますかの問いでも、20代、50代、60代で「鉄道・バスなどの公共交通機関施策」が最も高くなっております。

このような調査結果からも、公共交通機関に不便を感じ、充実を期待する市民の声が非常に高いことがよく分かります。しかし、新型コロナウイルス感染拡大により、公共交通機関の利用者がさらに減少しており、このまま利用者の減少が続くと、地域の足である公共交通

の維持存続に大きな影響を及ぼします。実際、美濃市においては、高速名古屋関美濃線で、10月から美濃市駅、美濃市役所前、美濃病院などの市内8停留所が停止されました。

現在の美濃市における公共交通を考えると、2つの大きな課題があると考えます。

1つ目が、高齢者が増加し、買物や通院等の日常の移動に支障が出る人が増える可能性があります。どう対処するかです。

2つ目が、生産年齢人口の減少により、通勤・通学の公共交通利用者の減少が予想される中で、鉄道や路線バス等の公共交通をどう維持していくかです。

このような地方の公共交通機関をどうするのかの問題については、通常であれば、5年、10年先を見据え、多くの検討を重ねて構築するものですが、現在の状況は新型コロナウイルス感染拡大で、一気に待たなしの状態に落下させられたように思います。今後、鉄道、バス、タクシーなど公共交通機関の経営危機が噴出する可能性があります。早急に対処する必要があります。

ここで質問です。

美濃市における公共交通機関の今後について、市長の考えはどのようなか、お尋ねいたします。

○議長（辻 文男君） 市長 武藤鉄弘君。

○市長（武藤鉄弘君） 松嶋議員からの美濃市における公共交通の今後の考え方についてということで御質問いただきました。

公共交通は、従来、通勤・通学を中心といたしまして、非常に多くの方々に利用されてきました。自動車の普及によりまして、公共交通を利用する方が大幅に減少し、さらには少子化による学生の減少により、公共交通の維持が非常に困難な状況でございます。

現在、美濃市内の公共交通機関では、デマンドタクシー「のり愛くん」、長良川鉄道、岐阜バスの牧谷線、岐阜美濃線、高美線、高速名古屋線、高速八幡線がありますが、これまでに岐阜バスの八幡線、名鉄美濃町線の廃止、運行本数の減少など、公共交通が徐々に廃止、縮小されてまいりました。

そのため、市では交通弱者の利便性を確保するために、コミュニティバス「わっちも乗るCar」の運行を開始いたしますけれども、目的地まで時間がかかり過ぎる、毎日運行していない、運行本数が少ないなどの理由により、十分な活用がなされてきませんでした。

そこで、全国的にも先進的な制度であります市内一円にデマンドタクシー「のり愛くん」を導入し、現在、運行から8年が経過したところでございます。市民の足としては十分に活用されていると感じております。「のり愛くん」は、市民の生活を守る重要なインフラの柱の一つであります。今後も、買物難民、医療難民への対応はもとより、観光施策にも活用し、多くの方々に利用いただきたいと思いますと考えております。そこでまず、足りなければ本数を増やすということですが、現段階においては十分利用者の方には、増やすまではないような状況にあるというふうに思っています。

このほかにも、長良川鉄道、岐阜バスの牧谷線、岐阜美濃線、高美線は、高校生を中心に

通学には欠かせない交通として機能をしております。しかしながら、新型コロナウイルス感染症の影響により乗客が大幅に減少していることから、経営環境は非常に厳しい状況にあり、市としては従来から一定の財政支援をしてまいりましたし、新型コロナの関係でも事業者のほうからは助成の要望も来ております。

ちなみに、平成30年度に美濃市が支出した公共交通のお金は1億300万円ほど支援をしていますし、令和元年度におきましても1億250万円ほどの財政支援をしています。国・県からの補助もありますけれども、本当にスズメの涙というところで、大きくは市が財政支援しているところな状況でございます。今でも、そういったことで国あるいは県に対して財政支援を求めているところでございますが、どの地域も同様な状況になっておりまして、なかなか国・県も大幅な補助金も望めない中で、最低限のものをもらうということで、市としては1億円を超えるものを補助しているところではありますが、今年はさらに増えるのではなからうかなというふうに考えております。

いずれにしましても、学生を中心に地域の公共交通機関の維持・存続を望む声も多く聞いておりますので、引き続き最低限の財政支援は行いながら公共交通を守っていきたいと、こんな思いでございますので、御理解いただきますようによろしくお願いいたします。

〔1番議員挙手〕

○議長（辻 文男君） 1番 松嶋哲也君。

○1番（松嶋哲也君） 答弁ありがとうございました。

高齢者が増加し、買物や通院等の日常の移動に支障が出る人が増える可能性があり、どう対処するかについては、デマンドタクシー「のり愛くん」の利用により対応していただくとのことでした。答弁にありましたとおり、「のり愛くん」は市民生活を守るため大変重要なインフラでありますので、存続はもとより、さらなる利便性の向上を図っていただくようお願い申し上げます。

また、生産年齢の人口の減少により、通勤・通学での公共交通利用者の減少が予想される中で、鉄道や路線バス等の公共交通をどう維持していくかについては、経営環境が大変厳しい状況の中、財政支援していききたいとの回答をいただきました。

公共交通の維持、利便性の向上は、交通分野の課題解決にとどまらず、まちづくり、観光、さらには健康、福祉、教育、環境等の様々な分野での大きな効果をもたらすと考えられます。住みやすく、活気に満ちた地域社会の実現に向け、公共交通の向上に尽力いただくようお願い申し上げます、私の質問を終わります。どうもありがとうございました。

○議長（辻 文男君） 以上をもちまして市政に対する一般質問を終わります。

これより議案付託表を配付いたさせます。

〔議案付託表配付〕

○議長（辻 文男君） ただいま議題となっている議第73号から議第77号まで及び議第81号から議第87号までの12案件につきましては、お手元に配付いたしました議案付託表のとおり、それぞれ各常任委員会に審査を付託いたします。

なお、各常任委員会は、総務産業建設常任委員会は12月16日午前10時から、民生教育常任委員会は12月17日午前10時からそれぞれ開催する旨、各常任委員長に代わって告知いたします。

お諮りいたします。議事の都合により、明日から12月20日までの5日間休会いたしたいと思えます。これに御異議はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（辻 文男君） 御異議がないものと認めます。よって、明日から12月20日までの5日間休会することに決定いたしました。

散会の宣告

○議長（辻 文男君） 本日はこれをもって散会いたします。

12月21日は午前10時から会議を開きます。当日の議事日程は追って配付いたします。
本日は御苦労さまでした。

散会 午前11時32分

前記のとおり会議の次第を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和2年12月15日

美濃市議会議長 辻 文 男

署 名 議 員 山 口 育 男

署 名 議 員 佐 藤 好 夫

令和 2 年 12 月 21 日

令和 2 年第 5 回美濃市議会定例会会議録（第 4 号）

議 事 日 程 (第 4 号)

令和 2 年 12 月 21 日 (月曜日) 午前 10 時開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 議第 73 号 令和 2 年度美濃市一般会計補正予算 (第 8 号)
- 第 3 議第 74 号 令和 2 年度美濃市国民健康保険特別会計補正予算 (第 3 号)
- 第 4 議第 75 号 令和 2 年度美濃市農業集落排水事業特別会計補正予算 (第 2 号)
- 第 5 議第 76 号 令和 2 年度美濃市介護保険特別会計補正予算 (第 3 号)
- 第 6 議第 77 号 令和 2 年度美濃市病院事業会計補正予算 (第 3 号)
- 第 7 議第 81 号 地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律に係る美濃市固定資産税の特例に関する条例の一部を改正する条例について
- 第 8 議第 82 号 美濃市みのりの家ふれあいホーム設置条例を廃止する条例について
- 第 9 議第 83 号 美濃市健康文化交流センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 第 10 議第 84 号 美濃市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 第 11 議第 85 号 美濃市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 第 12 議第 86 号 美濃市観光ふれあい広場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 第 13 議第 87 号 公の施設の指定管理者の指定について
- 第 14 請第 1 号 日本政府に核兵器禁止条約の署名・批准を求める意見書採択についての請願

本日の会議に付した事件

第 1 から第 14 までの各事件

(追加日程)

議 第 92 号 令和 2 年度美濃市一般会計補正予算 (第 9 号)

市議第 3 号 日本政府に核兵器禁止条約の署名・批准を求める意見書

出席議員 (13 名)

1 番	松 嶋 哲 也 君	2 番	須 田 盛 也 君
3 番	服 部 光 由 君	4 番	豊 澤 正 信 君
5 番	梅 村 辰 郎 君	6 番	永 田 知 子 君
7 番	古 田 秀 文 君	8 番	岡 部 忠 敏 君
9 番	辻 文 男 君	10 番	古 田 豊 君
11 番	太 田 照 彦 君	12 番	山 口 育 男 君
13 番	佐 藤 好 夫 君		

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

市長	武藤鉄弘君	副市長	堀部勉君
教育長	樋口宜直君	総務部長	瀬瀬敬久君
民生部長 (福祉事務所長)	西部芳秀君	産業振興部長	永田幸泰君
建設部長	池田健一君	会計管理者	篠田博史君
教育次長	井上博司君	美濃病院事務局長	林信一君
民生部参事	辻幸子君	参事兼 都市整備課長	島田勝美君
総務課長・ 選挙管理委員会 事務局次長	村井和仁君	秘書課長	高橋保雄君

職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	澤村浩	議会事務局次長	辻美鶴
議会事務局 議事調査係長	平田純也		

開議の宣告

○議長（辻 文男君） 皆さん、おはようございます。

ただいまから本日の会議を始めます。

新型コロナウイルス感染症対策のため、議席及び執行部席を移動して、間隔を広げて着席し、議場内の換気のため一部の扉を開放しています。

また、議場内でのマスク着用をお願いします。

本定例会より、議長席、演壇及び質問席にアクリル板を設置しました。

アクリル板の前では、マスクを外して発言することを認めます。

なお、感染予防のため、発言者ごとに職員が演壇及び質問席の拭き取り消毒を行いますので、御承知をお願いします。

これより、私もマスクを外して議事を進行いたします。

開議 午前10時00分

○議長（辻 文男君） 本日の日程は、お手元に配付したとおり決めました。

第1 会議録署名議員の指名

○議長（辻 文男君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、1番 松嶋哲也君、2番 須田盛也君の両名を指名いたします。

第2 議第73号から第14 請第1号まで（委員長報告・質疑・討論・採決）

○議長（辻 文男君） 日程第2、議第73号から日程第14、請第1号までの13案件を一括して議題といたします。

これら13案件について、各常任委員会における審査の結果を求めます。

最初に、総務産業建設常任委員会委員長 豊澤正信君。

○総務産業建設常任委員会委員長（豊澤正信君） おはようございます。

今期定例会において総務産業建設常任委員会に審査を付託されました各案件につきまして、去る12月16日午前10時から、委員全員の出席を得まして委員会を開催いたしました。慎重に審査を行いました、その経過と結果につきまして御報告申し上げます。

最初に議第73号 令和2年度美濃市一般会計補正予算（第8号）中、総務産業建設常任委員会の所管に関する事項を議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑・応答の後、討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に議第75号 令和2年度美濃市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）を議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑、討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に議第81号 地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律に係る美濃市固定資産税の特例に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とし、関係

職員から詳細にわたり説明を受け、質疑、討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に議第86号 美濃市観光ふれあい広場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑、討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に請第1号 日本政府に核兵器禁止条約の署名・批准を求める意見書採択についての請願を議題とし、紹介議員から説明を受け、質疑、討論として、採択に反対・賛成の立場からそれぞれ発言がありました。

反対の討論として、核保有国と非保有国の橋渡し役として対話を重視し、地道に進めること及び核軍縮へ向けた核拡散防止条約での核廃絶を目指すことが最善であるため反対するとの討論。また、核保有国と非保有国の橋渡し役として粘り強く働きかけていくの考え方から反対するとの討論がありました。

賛成の討論としては、日本は唯一の被爆国であり、核兵器禁止条約に署名・批准することは何ら矛盾していない。ぜひ世界から核兵器をなくしたいため賛成するとの討論。また、核兵器禁止条約には、核兵器使用と実験の犠牲者の苦痛及び悪影響など被害者らの視点も多く盛り込まれている。また、元外務大臣の岸田氏も日本が核軍縮を訴えることは矛盾しないなどと述べられていることから賛成するとの討論がありました。

以上4名の討論があり、採決の結果、賛成少数のため原案を不採択すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして報告を終わります。

○議長（辻 文男君） 委員長、今、不採択と決定という話ですが、採択と言いませんでしたか。

○総務産業建設常任委員会委員長（豊澤正信君） 不採択すべきものと決定いたしました。

○議長（辻 文男君） 皆さん、不採択というふうに聞こえましたか。

はい、じゃあ結構です。

○総務産業建設常任委員会委員長（豊澤正信君） その部分をもう一度はっきり言います。

以上4名の討論があり、採決の結果、賛成少数のため原案を不採択すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（辻 文男君） 次に、民生教育常任委員会委員長 永田知子君。

○民生教育常任委員会委員長（永田知子君） 今期定例会において民生教育常任委員会に審査を付託されました各案件につきまして、去る12月17日午前10時から、委員全員の出席を得まして委員会を開催いたしました。慎重に審査を行いました、その経過と結果につきまして御報告申し上げます。

最初に議第73号 令和2年度美濃市一般会計補正予算（第8号）中、民生教育常任委員会の所管に関する事項を議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑・応答の後、

討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に議第74号 令和2年度美濃市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑、討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に議第76号 令和2年度美濃市介護保険特別会計補正予算（第3号）を議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑・応答の後、討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に議第77号 令和2年度美濃市病院事業会計補正予算（第3号）を議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑・応答の後、討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に議第82号 美濃市みのりの家ふれあいホーム設置条例を廃止する条例についてを議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑・応答の後、討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に議第83号 美濃市健康文化交流センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑・応答の後、討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に議第84号 美濃市国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑、討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に議第85号 美濃市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑、討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に議第87号 公の施設の指定管理者の指定についてを議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑・応答の後、討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして報告を終わります。

○議長（辻 文男君） 以上で、各常任委員会委員長の報告は終わりました。

ただいまから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（辻 文男君） 特に質疑はないものと認めます。よって、委員長報告に対する質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論の通告がありますので、順次これを許します。

最初に、2番 須田盛也君。

○2番（須田盛也君） 皆さん、おはようございます。

請第1号の日本政府に核兵器禁止条約の署名・批准を求める意見書採択についての請願について、賛成の立場で討論します。

請願文書に示されているように、平成7年に美濃市議会は非核平和都市宣言を採択し、議決しました。核兵器の廃絶は、非核平和都市宣言をした美濃市民の思いであり、唯一の被爆国である我が国の目指すものであることは疑いのないことです。この宣言をした美濃市だからこそ、国に対して意見することには大きな意義のあることだと思っております。よって、私はこの請願採択に賛成します。

○議長（辻 文男君） 次に、8番 岡部忠敏君。

○8番（岡部忠敏君） 私は、日本政府に核兵器禁止条約の署名・批准を求める意見書採択についての請願に反対の立場で討論いたします。

現在も世界には、アメリカ、ロシア、イギリス、フランス、中国などに1万3,400発以上の核弾頭が存在します。米ソ冷戦時代以降の核軍縮交渉は、停滞しているばかりか核兵力を強化する近代化計画も進み、全地球的脅威はますます増幅しかねない方向に向かいつつあります。これらを背景にして、核兵器禁止条約が非核兵器保有国の主導で採択され、その批准国、地域が50を超え、2021年1月22日に発行されることになりました。

このような地球的脅威を全世界に議論するために、国連では核拡散防止条約及び包括的核実験禁止条約といった核兵器保有国と非核兵器国の双方が参加できる枠組みを設定して取り組んでまいりました。

しかしながら、このたびの請願にある核兵器禁止条約には、核兵器保有国であるアメリカ、ロシア、イギリス、フランスは交渉会議には参加していない。中国は決議を棄権しております。核兵器保有国は、核抑止力を国家安全保障戦略の柱に据えており、核兵器の使用をはじめ幅広い活動を禁止する核兵器禁止条約への参加は困難と言えます。条約制定を受け、核兵器保有国と非核兵器国との溝も一層深まることも予想できます。

人類史上唯一の被爆国である日本の役割は、単に核兵器反対のプラカードを掲げるのではなく、核兵器保有国や核依存国を含めた世界中の多くの国々に核兵器削減及び廃止の交渉会議のテーブルにつけるよう、核兵器保有国と非核兵器国両者の橋渡し役として粘り強く働きかけていくことだと考えております。

以上の観点から、日本政府に核兵器禁止条約の署名・批准を求める意見書採択についての請願に反対いたします。

○議長（辻 文男君） 次に、6番 永田知子君。

○6番（永田知子君） 私は、請第1号 日本政府に核兵器禁止条約の署名・批准を求める意見書採択についての請願を採択することに賛成の立場で討論を行います。

人類は今、破壊への道を進むのか、命輝く青い地球を目指すのか、岐路に立たされています。

1945年8月、米軍が投下した2発の原子爆弾は、広島・長崎を壊滅させ、数十万人の命を無差別に殺傷し、75年たった今も人々は後遺症にさいなまれ、子孫への不安の中に生きてい

ます。にもかかわらず、地球上では紛争や戦乱が絶えず、同じように罪なき人々の命が奪われています。

現存する1万数千発の核兵器の破壊力は、広島・長崎の数万倍にも及びます。人類はもとより地球上に存在する全ての生命を断ち切り、環境を破壊し、地球を死の星にする悪魔の兵器です。

新型コロナによって日常も国際関係も大きな転換期を迎えています。若い人たちが多くの国で同時多発的に声を上げています。世界で唯一の被爆国日本では、「微力だけど無力じゃない」を合い言葉に、長崎の高校生は平和活動に取り組んでいます。また、核の脅威は今アジアで再熱しつつあります。核の傘ではなく、信頼と協力による非核の傘を拡大させることが求められます。

12月18日現在、508自治体が議会で採択され、全国の自治体の28%に当たります。岐阜県では、隣の関市を含め14%が国に意見書を提出しています。一つ一つの自治体の力は決して大きくはないけれども、核兵器廃絶、世界の恒久平和の実現を目標に連携しなければなりません。

以上の理由で、私は請第1号の意見書採択についての請願を採択することに賛成いたします。

○議長（辻 文男君） 次に、12番 山口育男君。

○12番（山口育男君） 請第1号 日本政府に核兵器禁止条約の署名・批准を求める意見書採択についての請願について、美濃市議会市政クラブとして反対の立場で討論をいたします。

戦後75年を迎え、犠牲になられた方々の無念、苦痛、苦悩に少しでも心を寄せる戦後世代として、核兵器のない世界を望み、核兵器廃絶には大きく賛同するところであります。

しかしながら、今回の請願を受け、国の動静と国際安全保障の観点から述べさせていただきますと、日本が1970年に核拡散防止条約に加盟・批准して50年が経過し、これまで保有国による核軍縮と非保有国への不拡散を宿願に、核兵器廃絶を目指し交渉が行われてきました。

2017年の国連総会で核兵器禁止条約が採択されましたが、この条約の採択により核兵器廃絶に向け、核拡散防止条約のように具体的な核軍縮を進める現実重視の考え方と核を違法化した規範重視の考え方をどう集約していくかが必要であると思います。

唯一の被爆国である我が国は、核保有国と非核保有国の対立を乗り越えるための橋渡し役として一定の役割を担ってまいりました。これからも対話を重視し、核兵器廃絶に向けたプロセスを慎重かつ地道に進めることが現実的世界平和への道ではないかと思われまます。現に核保有国が一国も署名していない状況において、禁止条約における核兵器の廃絶は非常に困難ではないかと思われまます。

現段階では、核兵器禁止条約の批准ではなく、核軍縮へ向けた核拡散防止条約での核廃絶を目指すことが最善であると判断し、この請第1号に反対をするものであります。

○議長（辻 文男君） 通告による討論は終了いたしました。

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（辻 文男君） ほかには討論ないものと認めます。

これをもって討論を終わります。

これより採決をいたします。

最初に議第73号について、各委員長報告は原案を可決であります。本案を各委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（辻 文男君） 挙手全員であります。よって、議第73号は各委員長報告のとおり可決いたしました。

次に議第74号について、委員長報告は原案を可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（辻 文男君） 挙手全員であります。よって、議第74号は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に議第75号について、委員長報告は原案を可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（辻 文男君） 挙手全員であります。よって、議第75号は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に議第76号について、委員長報告は原案を可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（辻 文男君） 挙手全員であります。よって、議第76号は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に議第77号について、委員長報告は原案を可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（辻 文男君） 挙手全員であります。よって、議第77号は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に議第81号について、委員長報告は原案を可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（辻 文男君） 挙手全員であります。よって、議第81号は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に議第82号について、委員長報告は原案を可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（辻 文男君） 挙手全員であります。よって、議第82号は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に議第83号について、委員長報告は原案を可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（辻 文男君） 挙手全員であります。よって、議第83号は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に議第84号について、委員長報告は原案を可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（辻 文男君） 挙手全員であります。よって、議第84号は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に議第85号について、委員長報告は原案を可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（辻 文男君） 挙手全員であります。よって、議第85号は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に議第86号について、委員長報告は原案を可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（辻 文男君） 挙手全員であります。よって、議第86号は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に議第87号について、委員長報告は原案を可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（辻 文男君） 挙手全員であります。よって、議第87号は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に請第1号について、委員長報告は不採択であります。

この採決は起立によって行います。

本請願を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（辻 文男君） 座ってください。

起立6名であります。議長を除いたただいまの出席議員は12名でありますので、可否同数であります。よって、地方自治法第116条第1項の規定により、議長において本案に対する可否を裁決いたします。

[挙手する者あり]

○議長（辻 文男君） 山口議員。

○12番（山口育男君） ただいまの採決で、議長が座ってくださいと言う前に1人の議員が座られましたが、この点はどうでしょうか。精査する必要はないの。

○議長（辻 文男君） 着席の前に6名の起立を確認しておりますので、起立6名ということで確認しておりますので御理解ください。

請第1号について、議長は採択と裁決いたします。よって、請第1号は採択するとすることに決定いたしました。

これより暫時休憩をいたします。

[追加議案配付]

休憩 午前10時36分

再開 午前10時37分

○議長（辻 文男君） ただいまから休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいまお手元に配付いたしましたとおり、議第92号が提出されました。

お諮りいたします。この際、これを日程に追加し、直ちに議題にいたしたいと思います。これに御異議はありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（辻 文男君） 御異議がないものと認めます。よって、これを日程に追加し、直ちに議題とすることを決定いたしました。

議第92号（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（辻 文男君） 議第92号を議題といたします。

職員の朗読を省略し、提出者の説明を求めます。

議第92号について、総務部長 瀬瀬敬久君。

○総務部長（瀬瀬敬久君） 皆さん、おはようございます。

それでは、令和2年度美濃市一般会計補正予算（第9号）について御説明を申し上げます。今回の補正につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により、経済的に厳しい状況にあるひとり親世帯へ年内をめどに臨時特別給付金の再支給を決定した国の予算に対応するため、追加補正をお願いするものでございます。

赤スタンプ4番の議案集2ページをお開きください。

第1条は、予算の総額に歳入歳出それぞれ484万6,000円を追加し、補正後の予算の総額を140億4,270万3,000円とするものでございます。

補正をいたします款項の区分、補正額、補正後の予算額は、3ページの「第1表 歳入歳出予算補正」のとおりでございます。

それでは、補正の内容について御説明をいたしますので、4ページをお開きください。

歳入歳出補正予算事項別明細書の総括、歳出の表により、歳入も併せて御説明を申し上げます。

3款 民生費は484万6,000円を増額し、32億2,582万8,000円とするものでございます。内訳は、ひとり親世帯臨時特別給付金給付事業で、低所得のひとり親世帯へ臨時特別給付金を支給するものでございます。財源は全て国庫支出金でございます。

5ページ以降につきましては説明を省略させていただきます、以上で議第92号の説明を終わります。御審議のほどよろしく願いをいたします。

○議長（辻 文男君） 以上で説明は終わりました。

なお、本議案の質疑及び討論の通告は、本日10時45分までに事務局へ御提出ください。

これより議案精読のため、暫時休憩いたします。

休憩 午前10時40分

再開 午前10時45分

○議長（辻 文男君） ただいまから休憩前に引き続き会議を開きます。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（辻 文男君） 特に質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいまの議題については委員会付託を省略いたしたいと思います。

これに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（辻 文男君） 御異議がないものと認めます。よって、ただいまの議題については委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（辻 文男君） 特に討論はないものと認めます。

これをもって討論を終わります。

これより採決をいたします。

議第92号について、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（辻 文男君） 挙手全員であります。よって、議第92号は原案のとおり可決いたしました。

これより暫時休憩いたします。再開予定は11時15分といたします。

なお、休憩中に全員協議会を開催いたしますので、合同委員会室に御参集ください。

休憩 午前10時47分

再開 午前11時15分

○議長（辻 文男君） ただいまから休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほどの請第1号の議長裁決におきまして、一部不明瞭な音声ということがありましたので改めてここで明確にしますが、議長は採択ということで結論を出しておりますので御理解ください。よろしくお願いいたします。

ただいまお手元に配付いたしましたとおり、市議第3号が提出されました。

お諮りいたします。この際、これを日程に追加し、直ちに議題にいたしたいと思えます。これに御異議はありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（辻 文男君） 御異議がないものと認めます。よって、これを日程に追加し、直ちに議題とすることに決定いたしました。

市議第3号（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（辻 文男君） 市議第3号を議題といたします。

職員の朗読を省略し、提出者の説明を求めます。

市議第3号について、2番 須田盛也君。

○2番（須田盛也君） ただいま追加上程になりました市議第3号 日本政府に核兵器禁止条約の署名・批准を求める意見書について、提案理由を御説明いたします。

意見書文を朗読いたしまして提案といたします。

それでは、お手元の議案集の2ページをお開きください。

日本政府に核兵器禁止条約の署名・批准を求める意見書。

うるおいのある美しい郷土・美濃市の形成を目指す我々は、世界において、いまだ局地的な紛争が続き、核兵器の脅威は現在もなお続いていることを深く憂慮するものです。

核兵器の廃絶は人類共通の願いであり、唯一の被爆国である我が国の目指すものであります。

我々は、平和憲法を持ち、「非核三原則」を厳守する立場から全世界に対し、あらゆる核兵器の廃絶と軍縮を推進することを訴え、世界の人々とともに真の恒久平和が達成されることを願い、1995年に美濃市議会は、自らの手で、この宣言を採択し、広島・長崎の悲劇を永遠に忘れることのないよう「非核平和都市」を宣言いたしました。

そうした中で2017年7月の国連での「核兵器禁止条約」が世界122か国の賛成で採択され、日本と世界の人々が熱望してきた核兵器の完全廃絶に道を開きました。条約はその前文に「ヒバクシャの苦難を心にとめる」と盛り込み、加盟国に核兵器の開発、保有、実験、使用だけでなく、威嚇行為も禁じており、核保有国が条約に参加する道もつくられています。

唯一の被爆国である日本政府が核兵器禁止条約に署名・批准すれば核保有国、同盟国、全ての国に署名・批准を促す大きな力となります。

上記の理由により、政府に以下の事項を実施するよう強く要望いたします。

1つ、政府は、戦争被爆国として、核兵器禁止条約に署名・批准すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和2年12月21日、岐阜県美濃市議会。

提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、外務大臣でございます。

以上、御審議をお願いしまして、御採択いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（辻 文男君） 以上で説明は終わりました。

なお、本議案の質疑及び討論の通告は、休憩中に事務局へ御提出ください。

これより議案精読のため、暫時休憩いたします。

休憩 午前11時21分

再開 午前11時22分

○議長（辻 文男君） ただいまから休憩前に引き続き会議を開きます。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（辻 文男君） 特に質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいまの議題については委員会付託を省略いたしたいと思います。これに御異議はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（辻 文男君） 御異議がないものと認めます。よって、ただいまの議題については委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（辻 文男君） 特に討論はないものと認めます。

これをもって討論を終わります。

これより採決をいたします。

この採決は起立によって行います。

市議第3号について、原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（辻 文男君） そのまましばらくお待ちください。

御着席ください。

起立6名であります。議長を除いたただいまの出席議員は12名でありますので、可否同数であります。よって、地方自治法第116条第1項の規定により、議長において本案に対する可否を裁決いたします。

市議第3号については、議長は可決と裁決いたします。よって、市議第3号は原案のとおり可決いたしました。

閉会の宣告

○議長（辻 文男君） 以上をもちまして、この定例会の会議に付議された案件は全て議了いたしましたので、これをもって本日の会議を閉じ、令和2年第5回美濃市議会定例会を閉会いたします。

閉会 午前11時25分

市長挨拶

○議長（辻 文男君） 閉会に当たり、市長の挨拶があります。

市長 武藤鉄弘君。

○市長（武藤鉄弘君） 皆さん、こんにちは。

令和2年第5回美濃市議会定例会、美濃和紙議会が開会されてから今日で閉会となりました。一言御挨拶を申し上げたいと思います。

このたびの定例会におきましては、令和2年度美濃市一般会計補正予算をはじめ20件の議案につきまして慎重に御審議を賜り、いずれも原案のとおり議決をいただき、誠にありがとうございました。引き続き適正な事務事業の執行に努めるとともに、会期中に議員の皆様から賜りました御意見、御要望につきましても十分検討し、市民の行政サービスの向上、地域の活性化につなげてまいりますよう努力をしております。

また、感染が拡大しております新型コロナウイルス、県と十二分に連携をし、この年末年始が安心・安全で市民の方が暮らせるよう、美濃市としても最大限の努力をすることとしています。

その一つとして、年末年始の長期休暇に入るわけでございますけれども、美濃市としましては、12月29日から1月3日まで、元旦を除き相談窓口を設置し、市民の方々に対するいろんな相談に応じていこうと。そして、この年末年始を笑顔で迎えていただこうと、こんな思いで開設をさせていただきます。職員の皆様には大変御苦労をかけますけれども、よろしくお願ひしたいと思っております。

御承知のとおり、来年はうし年であります。古くから農作業で人間を助けてくれた大切な動物であります。よく働く姿が誠実さということを象徴していると言われております。前の年にまいた種が芽を出して成長する時期とも言われています。新型コロナウイルスにより耐える年になるかもしれませんが、牛にあやかり、地道に、かつ着実に進むことで新たな発展へとつなげる年と位置づけ、市民の皆様と一丸となって目標に向かっていきたいと思っていま

す。

さて、令和2年も残すところ10日余りとなりました。議員の皆様には、この1年間、市政進展のため、また新型コロナウイルスの感染防止のため、多大なる御協力、御支援を賜り、誠にありがとうございました。

年の瀬に向けまして、何かとせわしくなります。寒さも一段と厳しくなります。なお一層御自愛いただき、市民の皆様の安全と安心、健康で輝かしい新年が迎えられるよう、皆様のお力添えもいただきながら、市民の皆様には御祈念を申し上げ、閉会の挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（辻 文男君） 本定例会には、令和2年度美濃市一般会計補正予算をはじめ重要案件が提出されましたが、議員各位の熱心な審議により、ここに全ての案件を議了することができました。議事運営に対する御協力に対し、厚く御礼を申し上げます。

執行部におかれましては、成立した案件の執行に当たり、議会の意向を十分に尊重されまして、市政進展に尽くされますようお願い申し上げます。また、議場に花を飾っていただきました和紙花の同好会の皆さんにもお礼を申し上げたいと思います。

なお、本年も残すところ僅かになりました。本年は、議会といたしましても新型コロナウイルス感染症対策に関する審議を数多く行ってまいりました。現在も感染が拡大している状況ではありますが、年末年始におきましてもマスクの着用、手洗い、手指消毒、3密を避けるなど、基本的な感染予防に取り組んでいただき、また事故等にも十分御注意くださいます。輝かしい新年をお迎えになるよう祈念申し上げまして閉会といたします。

本日は御苦勞さまでございました。

前記のとおり会議の次第を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和2年12月21日

美濃市議会議長 辻 文 男

署 名 議 員 松 嶋 哲 也

署 名 議 員 須 田 盛 也

総務産業建設常任委員会審査報告書

委員会に付託の事件は、審査の結果下記のとおり決定したから会議規則第101条の規定により報告します。

記

事件の番号	件名	結果
議 第 7 3 号	令和2年度美濃市一般会計補正予算（第8号）中所管部に関する事項	原案可決
議 第 7 5 号	令和2年度美濃市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）	原案可決
議 第 8 1 号	地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律に係る美濃市固定資産税の特例に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決
議 第 8 6 号	美濃市観光ふれあい広場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決
請 第 1 号	日本政府に核兵器禁止条約の署名・批准を求める意見書採択についての請願	不採択

令和2年12月16日

総務産業建設常任委員会委員長 豊澤正信

美濃市議会議長 辻文男様

民生教育常任委員会審査報告書

委員会に付託の事件は、審査の結果下記のとおり決定したから会議規則第101条の規定により報告します。

記

事件の番号	件名	結果
議 第 7 3 号	令和2年度美濃市一般会計補正予算（第8号）中所管部に関する事項	原案可決

議 第 7 4 号	令和 2 年度美濃市国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）	原案可決
議 第 7 6 号	令和 2 年度美濃市介護保険特別会計補正予算（第 3 号）	原案可決
議 第 7 7 号	令和 2 年度美濃市病院事業会計補正予算（第 3 号）	原案可決
議 第 8 2 号	美濃市みのりの家ふれあいホーム設置条例を廃止する条例について	原案可決
議 第 8 3 号	美濃市健康文化交流センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決
議 第 8 4 号	美濃市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について	原案可決
議 第 8 5 号	美濃市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について	原案可決
議 第 8 7 号	公の施設の指定管理者の指定について	原案可決

令和 2 年 12 月 17 日

民生教育常任委員会委員長 永 田 知 子

美濃市議会議長 辻 文 男 様